

津山市地球温暖化対策地域推進計画



津山市

はじめに

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することなどにより、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象です。これにより気候変動、海面上昇、生態系への悪影響、感染症の増加等が危惧されており、今後予想される影響の大きさや深刻さから見て、直ちに地球温暖化防止に取り組んでいかなければなりません。



本市では、「自然ゆたかな環境共生都市」の実現に向け、これまでも市民・事業者・市民団体と協働してごみの減量化や自然環境保全の推進などに積極的に取り組んでまいりました。平成19年3月には「津山市環境基本計画」を改訂して、地球温暖化防止や環境教育などのさらなる充実・推進を図っております。

豊かな自然環境を次世代に継承していくためには、温室効果ガスの一層の削減に向けて市民・事業者・市民団体・市が一体となった取組みの充実が不可欠であり、地域に根ざした取組みを着実に重ねていくことが求められております。

このような背景を踏まえ、長期的な視点から地球温暖化対策を総合的、計画的に推進し、「自然ゆたかな環境共生都市」を実現するために、このたび「津山市地球温暖化対策地域推進計画」を策定いたしました。本計画では、温室効果ガス削減のための6項目のリーディングプロジェクト（先駆的施策）を掲げるとともに、市民・事業者・市民団体・市の具体的な取組みを定めております。

今後はこの計画に基づき、それぞれが協働しながら取組み、着実に地球温暖化対策を推進していく必要があると考えておりますので、本計画を今までのライフスタイルやビジネススタイルを見直すきっかけとしていただき、素晴らしい地球を次世代に継承するため、皆様のご理解とご協力、そして積極的なご参画をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご尽力いただいた津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会の委員の皆様、津山市環境政策審議会をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成21年3月

津山市長 桑 山 博 之

津山市地球温暖化対策地域推進計画

目次

目次

第1章 計画策定の背景と意義

1. 地球温暖化のメカニズム	1
2. 地球温暖化がもたらす影響	2
3. 地球温暖化による将来への影響	7
4. 地球温暖化対策の必要性	14
5. これまでの取組み	
(1) 国際社会の取組み	15
(2) 国の取組み	16
(3) 岡山県の取組み	18
(4) 津山市の取組み	19
6. 計画策定の基本的な考え方	20

第2章 エネルギー使用と温室効果ガス排出の状況

1. 国の排出状況	22
2. 岡山県の排出状況	23
3. 津山市の現状	
(1) 津山市のすがた	24
(2) 津山市の温室効果ガス発生量推計	32
(3) 意識・取組み状況	32

第3章 目標

1. 目標	46
-------	----

第4章 役割と取組み

1. 役割	49
2. 各主体の取組み	
(1) 市民の取組み	50
(2) 事業者の取組み	52
(3) 市民団体の取組み	55
(4) 市の取組み	56
(5) リーディングプロジェクト	60

第5章 進行管理

1. 推進体制の整備	71
2. 進行管理体制	71
3. 計画の見直し	72

資料編

1. 津山市環境基本条例	73
2. 津山市環境政策審議会規則	76
3. 津山市環境政策審議会委員名簿・開催状況	77
4. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会設置要綱	78
5. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会委員名簿・開催状況	79
6. 津山市地球温暖化対策地域推進計画（案）報告書あとがき	81
7. 「津山市地球温暖化対策地域推進計画（素案）」に対する市民意見及び 市の考え方	83
8. 津山市環境政策推進本部設置要綱	86
9. 市民アンケート『地球温暖化防止のための取組み』40項目 実施率算定資料（35・45～47ページ関連部分）	87
10. 事業者アンケート『地球温暖化防止のための取組み』28項目 実施率算定資料（40・45～47ページ関連部分）	95
11. 環境用語集	101

第1章 計画策定の背景と意義

1. 地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽からのエネルギーで温められます。温められた地球からも熱が放射されます。大気に含まれる二酸化炭素（ CO_2 ）などの温室効果ガスは、この地球から放射された熱を吸収し、再び地表に戻す働き（再放射）があります。そのおかげで、地球の平均気温は 15°C と、生物が生きるのに適した環境が保たれています。したがって、地球が温められる『温室効果』そのものは、私たちが生きていく上で不可欠な現象であり、温室効果ガスはなくてはならないものです。

過去の地球では、二酸化炭素排出量が適度であったため、二酸化炭素は植物や海に吸収されることで、地球全体のバランスが取れていました。ところが、産業革命以降、人類は石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やしてしまうことで、大量の二酸化炭素を排出するようになりました。したがって、人類の排出する二酸化炭素が急激に増えたため、大気中の二酸化炭素の濃度は上昇し続けています。そうすると、温室効果が強くなりすぎてしまい、地球の気温はかつてないスピードで急激に上昇を続けています（図1-1）。

これが「地球温暖化」と言われる現象です。

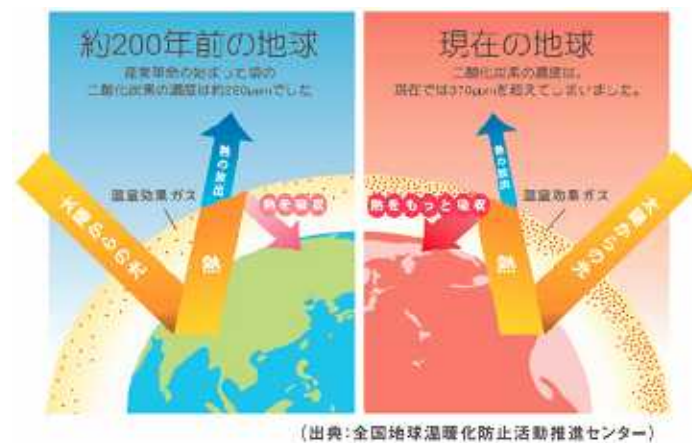


図1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

2. 地球温暖化がもたらす影響

(1) 大気中の温室効果ガス濃度の推移

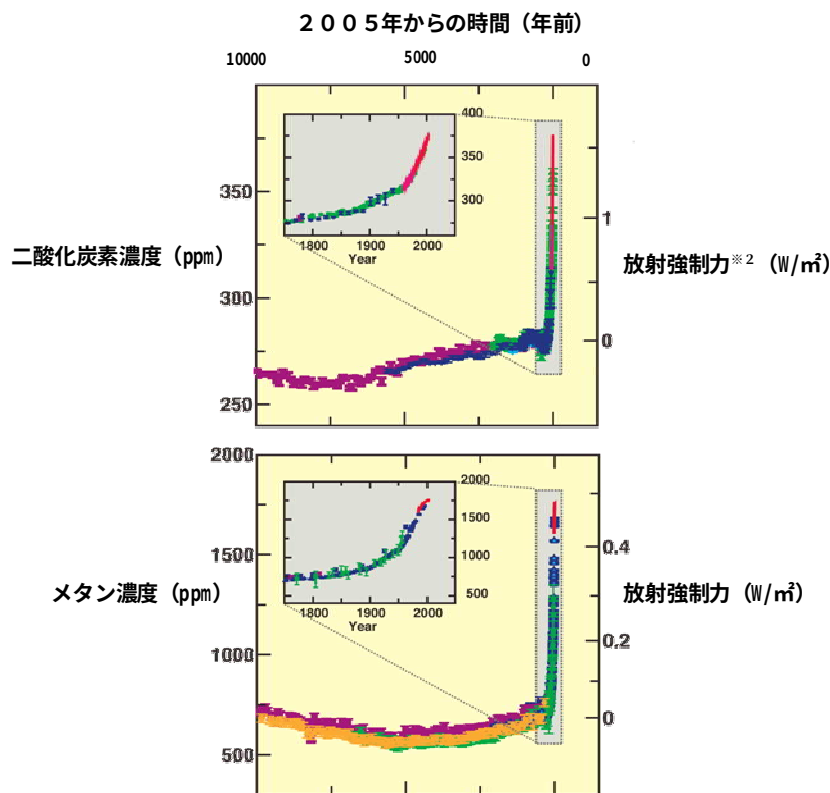
大気中の温室効果ガス濃度の推移ですが、地球温暖化に関する科学的な調査を行っている国際的組織「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）」が2007年（平成19年）2月にまとめた「第4次評価報告書第1作業部会報告書（以下「第1作業部会報告書」という。）」では、気候にもたらした影響を報告しています。

いずれも20世紀半ば以降の上昇が著しく、エネルギー消費量の増加と密接な関係があることが認められています。

大気中の温室効果ガスのこれまでの推移について、以下のように報告されています（図1-2）。

ア 大気中の二酸化炭素、メタンの濃度は、氷床コア^{※1}から決定された産業革命前の値をはるかに超えている。

イ 二酸化炭素の増加は、主に化石燃料の使用、土地利用の変化による。



（出典：IPCC第4次評価報告書第1作業部会SPM図1）

図1-2 氷床コアと現代のデータによる温室効果ガスの変化

※1 氷床コア：南極やグリーンランドの氷床から取り出される氷。過去の大気組成や気温などを知る手がかりとなる。

※2 放射強制力：宇宙に逃げる熱を制限する力（1平方メートルあたりのワット数で表す）。温室効果への影響の尺度であり、数字が大きいほど地表面を暖める作用が強い。

(2) 世界平均地上気温、世界平均海面水位の推移

第1作業部会報告書では世界平均地上気温、世界平均海面水位の推移について、以下のよう

に報告されています(図1-3)。

世界平均地上気温について

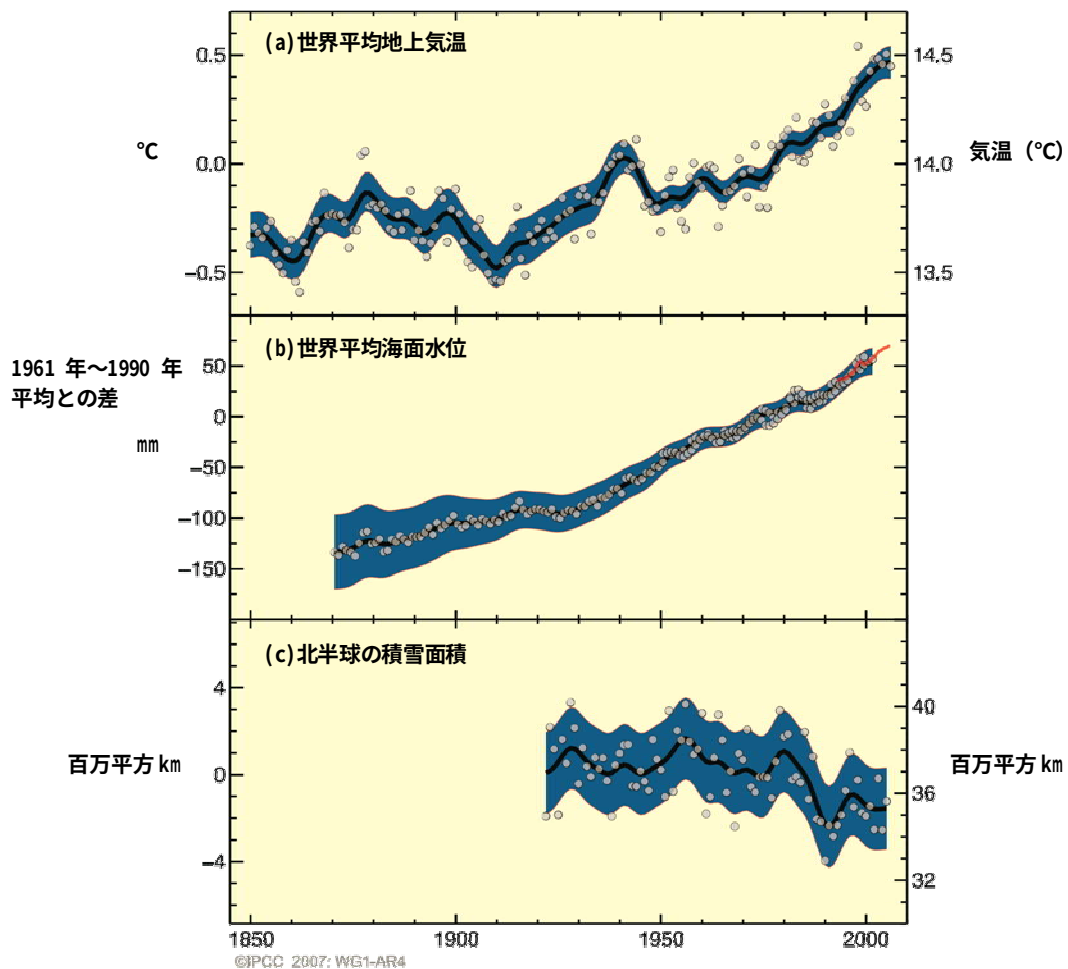
ア 最近12年間のうち11年間は、1850年から現在までの間で最も暖かった。

イ 最近50年間(1956~2005年)の温度上昇の傾向は、10年間に0.13℃上昇した。これは、過去100年間(1906~2005年)の傾向のほぼ2倍。

世界平均海面水位について

ア 1961~2003年における世界平均海面水位は年間1.8mm上昇した。

イ 1993~2003年にかけては、年間約3.1mmと、より速い速度で上昇した。



※滑らかな曲線は10年平均値、丸印は各年の値、色付き部分は不確実性の幅を示す。

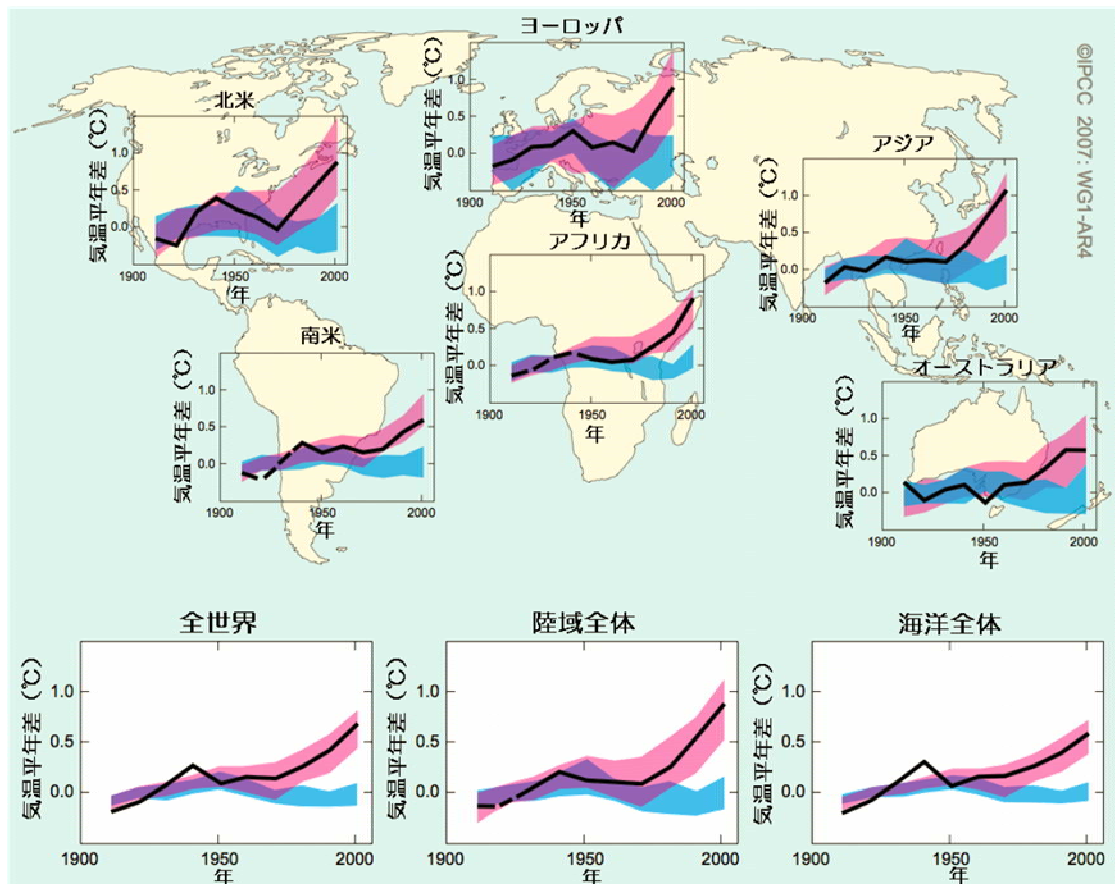
(出典：IPCC第4次評価報告書第1作業部会SPM図3)

図1-3 世界平均地上気温、世界平均海面水位、北半球の積雪面積

(3) 地球温暖化と人類の活動

第1作業部会報告書では地球温暖化と人類の活動について、以下の2つの可能性について報告されています(図1-4)。

- ・20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。
- ・過去50年にわたって、南極大陸を除く各大陸において、平均すると人為起源の顕著な温暖化が起こった可能性が高い。



(出典：IPCC第4次評価報告書第1作業部会SPM図4)

図1-4 世界規模及び大陸規模の気温変化

(4) 日本において検出された影響

独立行政法人国立環境研究所が、2005年（平成17年）1月にまとめた「地球温暖化が日本に与える影響について」では、日本において検出された影響として、以下のよう
に報告されています。

気候の変化について

- ア 20世紀の100年間で、日本の平均気温は約1℃上昇した。
- イ 地域によってばらつきがあるが、時間降水量50mmを越える大雨の発現回数はやや増加傾向にある。

自然への影響について

- ア ソメイヨシノ（サクラ）の1989～2000年の平均開花日は平年（1971～2000年）より3.2日早くなった。
- イ 1940年代には九州・四国南部が北限であったナガサキアゲハが、1980年代から和歌山県、兵庫県など、2000年以降は関東地方でも確認された。
- ウ 亜熱帯から熱帯に生息する南方系のクマゼミが、2001年には東日本でも確認された。
- エ ウミガメの産卵・ふ化場が北上し、屋久島が北限の種であるアオウミガメは、宮崎県、鹿児島県で産卵・ふ化が確認された。

市民生活への影響について

- ア 局所的に、記録的な豪雨による浸水被害が最近多発している。水害による浸水面積（水害面積）は減少傾向だが、水害密度（浸水面積あたりの一般資産被害額）は増加する傾向にある。
- イ 熱帯夜が増加した。
- ウ 気温1℃の上昇により、病原性大腸菌出血性腸炎発症（EHEC、食中毒を引き起こす）の発症リスクが4.6%上昇することが推定された。

(5) 津山市の気候

津山市は中国山地の中山間地に位置しているため、幅広い気候の現象となっています。北部で年間平均気温 11～12℃、年間降水量約 2,500 ミリメートルと日本海側気候に近く、中南部は年平均気温 13～14℃、年間降水量約 1,500 ミリメートルと太平洋側気候となっています。

図 1－5 に津山市の全体における年平均気温の推移を示します。このように、全世界と同様に上昇傾向にあります。

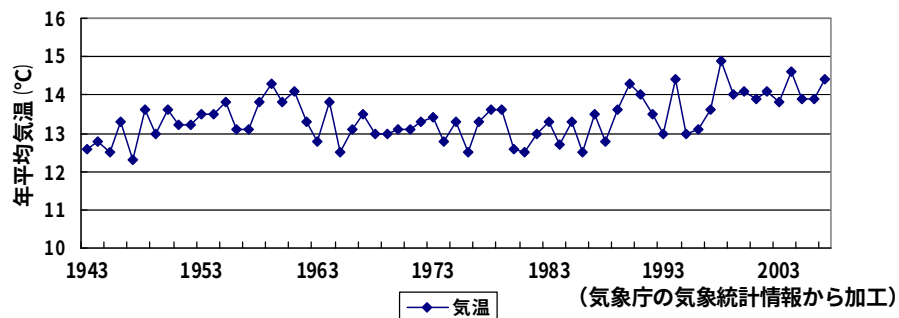


図 1－5 津山市の年平均気温の推移

3. 地球温暖化による将来への影響

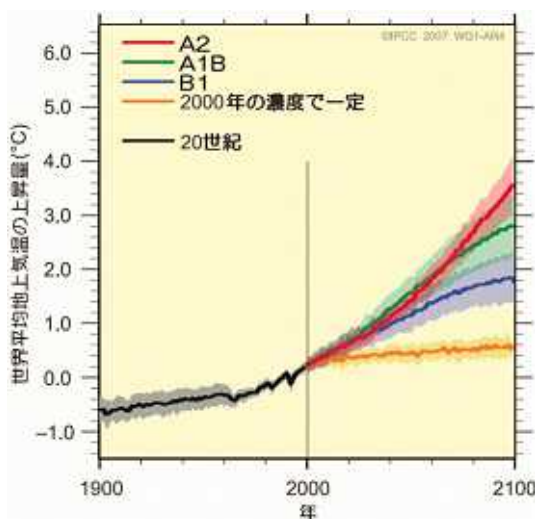
(1) 将来の地球規模での気候変化

将来の気候変化に関する予測について、第1作業部会報告書によると、以下のように報告されています。

温室効果ガスの排出が現在以上の割合で増加し続けた場合、21世紀にはさらなる温暖化がもたらされ、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされるであろう。その規模は20世紀に観測されたものより大きくなる可能性がかなり高い。

また、予測シナリオによるシミュレーションの結果から、以下のように報告されています(図1-6)。

- ・温暖化により大気中の二酸化炭素の陸地と海洋への取り込みが減少するため、人為起源排出の、大気中への残留分が増加する傾向がある。
- ・21世紀末までに、環境の保全と経済の発展を地球規模で両立する社会においては0.18～0.38mの、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では0.26～0.59mの海面上昇が予測される。
- ・大気中の二酸化炭素の増加は海洋の酸性化を引き起こす。海洋の酸性化は、サンゴの成長を止めたり、特定のプランクトンにダメージを与える可能性がある。
- ・温暖化は、陸域及び多くの北半球の高緯度地域の陸地で最大となり、南極海と北大西洋で最小と予測された。
- ・雪に覆われている地域が減少すると予測されている。ほとんどの永久凍土で、融解が進むと予測されている。
- ・猛暑、熱波、大雨などの極端な気象は、今後ますます頻度が増加する可能性がかなり高い。
- ・個々の台風は大型化し、最大風速と降水量は増加する可能性が高い。



A2:「多元化社会シナリオ」

- ・世界経済や政治がブロック化され、貿易や人・技術の移動が制限。
- ・経済成長は低く、環境への関心も相対的に低い。

A1B:「高成長型社会シナリオ」

(各エネルギー源のバランスを重視)

- ・世界中がさらに経済成長し、教育、技術等に大きな革新が生じる。

B1:「地域共存型社会シナリオ」

- ・地域的な問題解決や世界の公平性を重視し、経済成長はやや低い。
- ・環境問題等は、各地域で解決が図られる。

(出典：IPCC第4次評価報告書第1作業部会SPM図5)

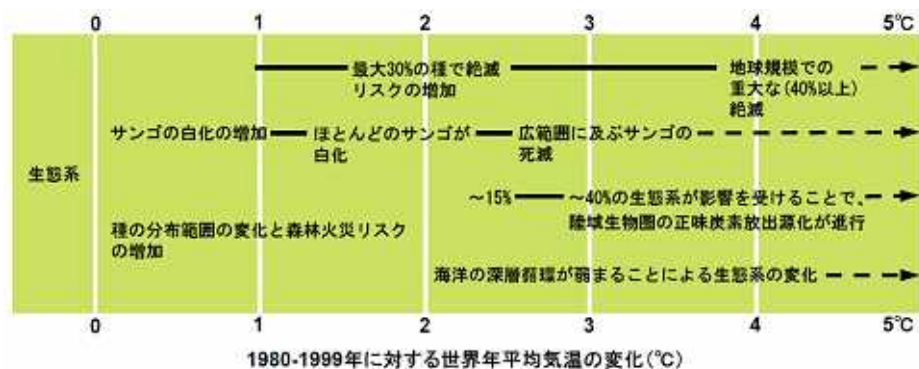
図1-6 世界平均地上気温の温暖化予測結果～1980-1999年平均との比較～

(2) 将来の地球規模での影響

地球温暖化がもたらす将来への影響について、2007年（平成19年）4月にまとめた「第4次評価報告書第2作業部会報告書」（以下「第2作業部会報告書」という。）では、セクター別にその影響を報告しています。

生態系への影響については、以下のように報告されています（図1－7）。

- ・気候変化とその影響で起きる攪乱（洪水や森林火災、海洋酸性化など）、及びその他の要因のかつてない併発によって、多くの生態系では、21世紀中にその復元力が追いつかなくなる可能性が高い。
- ・平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、これまでに評価の対象となった植物・動物種の約20～30%は絶滅リスクが高まる可能性が高い。



- ・「—」は関連する影響を示し、「—▶」は気温上昇に伴って影響が継続することを示す。
- ・各記述の左端は、影響が開始するおおよその位置を示す。
- ・全ての記述の信頼度は高い。

（出典：環境省※IPCC第4次評価報告書第2作業部会SPM表1より一部抜粋・加工して作成）

図1－7 気温上昇の程度に対して予測される世界的な生態系への影響の例

また、淡水資源とその管理、並びに食料・繊維・林産物、沿岸域と低平地、健康について、以下のように報告されています。

・干ばつを受ける地域が増加する可能性が高い。また、豪雨の頻度が増す可能性が非常に高く、これにより洪水リスクが増加する。

・21世紀までに、穀物生産量は、東アジアおよび東南アジアにおいて最大20%増加し得る半面、中央アジア及び南アジアでは最大30%減少し得ると予測される。いくつかの途上国において、非常に高い飢餓リスクが継続すると予測される。

・2080年代までに、何百万というより多くの人々が、海面上昇により毎年洪水に見舞われると予測される。

・主に洪水と干ばつに伴う下痢性疾患による地方の罹（り）患率と死亡率は、温暖化に伴う水循環の変化により、東アジア、南アジア、東南アジアで増加すると推定される。沿岸の海水温度が上昇すると、コレラ菌の存在量、毒性が増加する。

さらに、以下のように、適応策^{※1}と緩和策^{※2}との双方の重要性を示しています。

・適応策と緩和策を組み合わせることにより、気候変化に伴うリスクをさらに低減することができる。

第2作業部会報告書では、あわせて以下のように指摘しています。

・気候変化が緩和されない場合、長期的には、自然環境、人間社会の適応能力の限界を超える。

※1 適応策：「潜在的な適応対策の範囲は極めて広く、純粋に技術的なもの（たとえば海の護岸）、行動に関するもの（例えば、食物や娯楽の選択の変更）、管理的なもの（例えば、農業慣行の変更）から政策的なもの（例えば、規制の立案）まで広がっている。」第2作業部会報告書

※2 緩和策：温室効果ガス排出を削減すること。CO₂の吸収や回収・貯留も含む。

(3) 日本への影響

独立行政法人国立環境研究所が、2005年（平成17年）1月にまとめた「地球温暖化が日本に与える影響について」では、最近明らかとなった日本独自の地球温暖化影響の予測結果として、以下のように紹介しています。

気候の予測

- ア 地球シミュレータによる最新の地球温暖化予測計算の結果によれば、経済重視で国際化が進むと仮定したシナリオ（2100年の二酸化炭素濃度が720ppm）の下、1971年～2000年と比較した場合の2071年～2100年の平均的な日本の気候について、以下のとおり予測される（沖縄等の南西諸島は計算の対象外）。
- ・地球の平均気温は4.0℃上昇。
 - ・日本の夏（6～8月）の日平均気温は4.2℃、日最高気温は4.4℃上昇、降水量は19%増加。
 - ・真夏日の日数は平均で約70日程度増加。また、100mm以上の豪雨日数も平均的に増加。

生態系（動植物）への影響予測

- ア 北海道アポイ岳のヒダカソウは、ハイマツやキタゴヨウの生息高度の上昇により、早ければ30年後に消滅すると予測。
- イ 3.6℃の気温上昇によって、ブナ林の生息域が大幅に減少すると予測。

市民生活への影響予測

- ア 1℃の気温上昇によって、霞ヶ浦ではCOD（化学的酸素要求量）が0.8～2.0mg/ℓ上昇すると予測されている。
- イ 3℃の気温上昇によって、スキー客が30%減少すると予測されている。

このほか、具体例な影響予測として、農業・漁業への影響予測、並びに海面上昇による影響（図1－8）、健康への影響について、以下のように紹介されています。

- ア コメ：高温で発生しやすい紋枯病、もみ枯細菌病が多発・北上する。高温で抑制されるいもち病は、危険地帯が北上する。
野菜：夏の地温が高いと、白絹病やナス科の青枯病が増加する。冬の気温が高いと、ネギさび病の病原菌が越冬する量が増える。^{※1}
- イ 冷涼な気候を好む野菜の多くは、気温が高くなると生産性が低下する。
トマト：腐る、糖度が下がる、実が軟化する、実がつきにくい
ピーマン：実がつきにくい、日焼け、腐る
キャベツ：結球しない^{※1}
- ウ 気温が上昇すると、害虫の個体数や発生回数が増加する。冬の低温で死滅していた個体が生き残る率も増える。^{※1}
- エ スケトウダラの漁獲量について、冬季に沿岸の水温が高いと、漁獲量が減る場合が見られる。
⇒産卵に適した水温の深さまで潜るので、浅い海域には群れが来なくなる。^{※2}

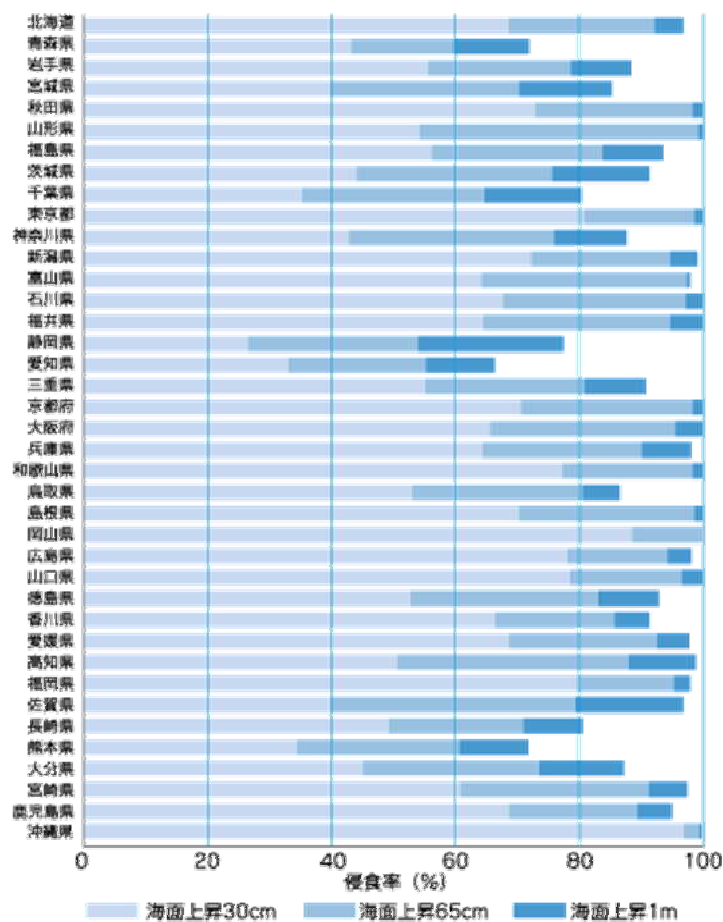
※1 出典：農林水産省（2002） 近年の気候変動の状況と気候変動が農作物の生育等に及ぼす影響に関する資料集

※2 出展：三宅博哉「北海道日本海のスケトウダラ資源の変動」日本水産学会東北・北海道合同支部大会（2006）

オ 日本の三大湾地域※¹では、現在でも大潮の満潮位より低いゼロメートル地帯の面積は577平方キロメートル。404万人が居住し、経済活動の中心でもあり、資産も集積している。温暖化で海面が上昇した上に、カトリーナ※²のような大規模災害がおそうことがあれば、被害、損失は計り知れない。※³

カ 温暖化により海面が1m上昇すると、砂浜面積の90%が消失し、渡り鳥の餌場となっている干潟なども消失。岡山県では65cmの海面上昇により、砂浜が完全に消失すると予測。

さらに、全国規模として、外洋に面した堤防では2.8mの嵩上げが必要になり、内湾の岸壁では3.5mの嵩上げが必要なうえ、港湾施設の対策に7.8兆円、海岸構造物の対策に3.6兆円が必要となる。※⁴



(出典：環境省(2001) 地球温暖化の日本への影響2001)

図1-8 砂浜への影響

※1 三大湾地域：東京湾、伊勢湾、大阪湾

※2 カトリーナ：2005年(平成17年)8月末にアメリカ合衆国南東部を襲った大型のハリケーン。ニューオーリンズ市は海拔ゼロメートル地帯にあり、湖及び工業水路の複数個所で堤防が決壊し、その結果、市内の陸上面積の8割が水没した。

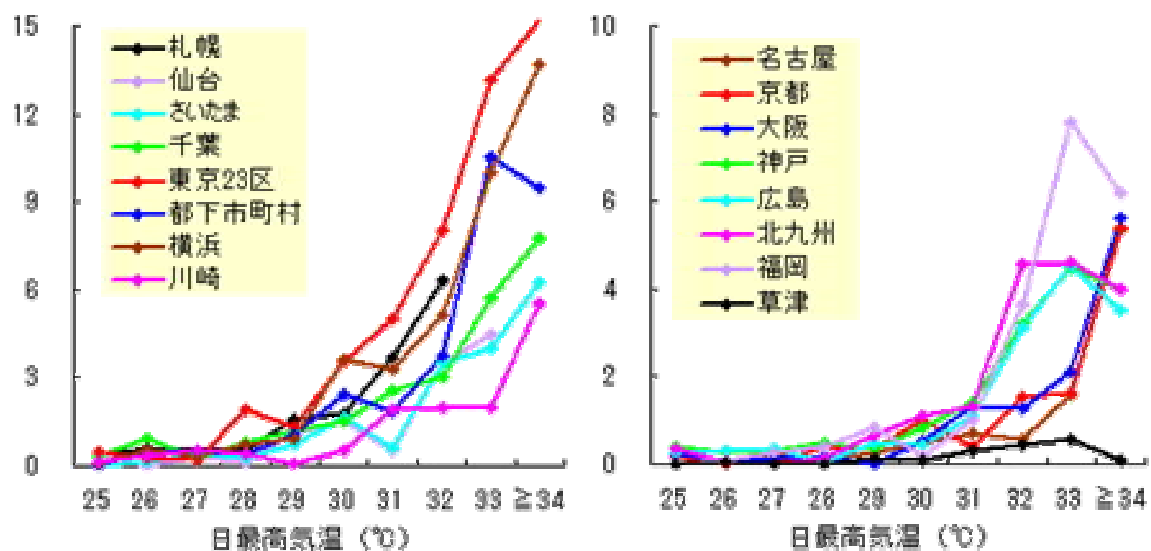
※3 出典：国土交通省(2006) 災害列島2006「ゼロメートル地帯高潮対策」

※4 出典：環境省(2001) 地球温暖化の日本への影響2001

- キ 日本脳炎ウイルスは、水田で発生するコガタアカイエカが媒介し、夏の気温が高い年にウイルスの活動も活発になる。温暖化により、コガタアカイエカの生息域が拡大したり活動が活発になったりすると、日本脳炎のリスク地域も拡大する可能性がある。日本脳炎のほか、蚊に媒介される感染症では、マラリア、デング熱、ウエストナイル熱などが、温暖化とともに影響を受けると想定される。^{※1}
- ク 温暖化はコレラ等水媒介性感染症の発生をさらに増大させると予測。^{※1}

また、熱中症による患者発生数と日最高気温との関係について、独立行政法人国立環境研究所の「環境省熱中症予防情報サイト2006年度報告」では、以下のように報告しており、温暖化により気温が上昇すると、これらの健康被害が増加する可能性を示しています（図1-9）。

日最高気温が28℃、29℃あたりから患者の発生が見られ、32℃を越えるあたりから急激に増加する様子が観察された。



(出典：独立行政法人国立環境研究所「環境省熱中症予防情報サイト2006年度報告」)

図1-9 日最高気温と熱中症患者発生数（2006年）

※1 出典：地球温暖化と感染症いま、何がわかっているのか？（2006）環境省

4. 地球温暖化対策の必要性

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は、私たちの日常生活や事業活動に伴い消費するエネルギーに比例し増加します。

日常生活では、エアコン・冷蔵庫・照明器具・テレビなどの家電製品、コンロや給湯器、自動車の使用により、また事業活動では、製品の製造・輸送、廃棄物の処理、オフィスでの照明・OA機器・空調機器の利用などのため、電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーを消費しています。これらを消費することにより、二酸化炭素などの温室効果ガスが排出されています。

今までの私たちの生活では、大量生産・大量消費・大量廃棄を行ってきました。このような社会は、温室効果ガスの排出により地球温暖化を進行させている大きな要因といえ、ライフスタイルや行動パターンを変えることが求められています。

また、世帯数の増加に加え世帯当たりのCO₂排出量は増加傾向にあり、今後も日常生活や事業活動におけるこのようなエネルギーの使用に伴い温室効果ガス排出量の増加が予想されることから、これを減らしていくための対策が必要となっています。

さらに、地球温暖化が原因による様々な影響が顕在化しており、市民生活のさまざまな側面に影響が及ぶことが予想されています。これらの影響に適切に対処する効果的・効率的な適応策の実施が求められています。

5. これまでの取組み

(1) 国際社会の取組み

a) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構として、1988年（昭和63年）に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が共同で、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」を設置し、以下の検討を行っています。

- ・科学的知見の評価
- ・気候変動の影響の評価
- ・今後の対策

その結果は、1990年（平成2年）の「第1次評価報告書」、1995年（平成7年）の「第2次評価報告書」、2001年（平成13年）の「第3次評価報告書」、2007年（平成19年）の「第4次評価報告書」としてとりまとめられ、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の発効・締結国会議や京都議定書の採択・批准に大きな役割を果たしています。

b) 気候変動に関する国際連合枠組条約

1992年（平成4年）に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国際連合会議」（UNCED、地球サミット）が開催され、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」の署名が155カ国によって行われました。この条約は1994年（平成6年）3月に発効し、締約国は同条約に従い温室効果ガス削減のための政策の実施等の義務が課せられました。

そして、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく締約国会議（COP）が1995年（平成7年）3月にドイツのベルリンで開催されて以降、毎年開催され、1997年（平成9年）12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）で京都議定書が採択されました。

c) 京都議定書

京都議定書では、附属書I締約国^{※1}（先進国）全体で2008年（平成20年）から2012年（平成22年）までに1990年（平成2年）比で5%以上（日本は6%）の温室効果ガスの排出削減目標が定められました。

また、京都メカニズムと呼ばれる新たな仕組みとして、以下の内容が盛り込まれました。

- ・排出量取引（ET）：
先進国間での排出枠（割当排出量）をやり取り
- ・共同実施（JI）：
先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取り
- ・クリーン開発メカニズム（CDM）：

※1 京都議定書附属書I締約国：2009年（平成21年）1月14日現在、41箇国・地域。日本のほか、米国、オーストラリア、スイス、EU加盟25箇国、ロシア、ウクライナ、クロアチアなどで構成。

先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得

d)「京都議定書」の発効

京都議定書は、①55カ国以上の国が締結すること、②締結した付属書Ⅰ締約国の1990年（平成2年）の二酸化炭素の排出量を合計した量が、全付属書Ⅰ締約国の二酸化炭素排出量の55%を占めることを発効の要件としており、2004年（平成16年）11月にロシアが京都議定書を批准したことによって、2005年（平成17年）2月16日に発効しました。京都議定書の発効により、1990年（平成2年）からの温室効果ガス排出量を、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）において国全体で6%削減することが、日本に課せられた国際約束になりました。

e)「ポスト京都議定書」の協議

2007年（平成19年）12月にインドネシア・バリ島において、気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）・京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）が開催され、条約の下に、2013年（平成25年）以降の枠組み等を議論する新たな検討の場が立ち上げられ、2009年（平成21年）までに作業を終えることが合意されました。

f) 北海道洞爺湖サミット

平成20年（2008年）7月に北海道洞爺湖町において、北海道洞爺湖サミットが開催され、長期目標として、2050年（平成62年）までに世界全体の排出量の50%削減を図ることについて、国連気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、採択することを求めることで合意し、中期目標として、全ての先進国間で排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施することで合意しました。また、日本が提唱したセクター別アプローチ^{※1}については、中期目標の策定と各国の排出削減を進める上で有用な手法との評価を得ました。

(2) 国の取組み

a) 地球温暖化対策推進本部の設置・地球温暖化対策推進大綱の策定

1997年（平成9年）12月に京都議定書が採択されたことを踏まえ、同月、内閣に地球温暖化対策推進本部が設置され、6%削減目標の達成に向けた地球温暖化対策として1998年（平成10年）6月に「地球温暖化対策推進大綱」が策定され、その後、2002年（平成14年）3月に改定されました。

b)「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネルギー法）の改正

エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため1979年（昭和54年）にエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）に制定されていますが、地球温暖化対策推進のため、以下のように改正が行われました。

・1998年（平成10年）6月：自動車や電気機器などのエネルギー消費効率の向

※1 セクター別アプローチ：産業・家庭など部門（セクター）ごとに、省エネ設備の普及率などを基に温室効果ガスの排出削減可能性を算出し、その合計を国別の総量目標とする方法。

上のため、トップランナー方式^{※1}の導入を盛り込んだ改正

- ・2002年（平成14年）6月：大規模オフィスビル等（小売店舗、ホテル、病院等の業務部門）についても大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みの導入、また一定規模以上の建築物に対する建築段階における省エネルギー措置の届出の義務化など対策を強化する改正
- ・2005年（平成17年）8月：工場・事業場に関するエネルギー管理についての規制の一本化、運輸分野における省エネルギー対策の導入、住宅・建築物への省エネルギー対策の強化、消費者による省エネルギーの取組みを促す規定の整備などを主な内容とする改正

c) 「地球温暖化対策推進法」の制定

1998年（平成10年）10月に地球温暖化対策推進法が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めるとともに、国・地方公共団体が自ら出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定が義務とされました。

その後、2002年（平成14年）5月に改正された地球温暖化対策推進法が、京都議定書の発効（2005年（平成17年）2月16日）と同時に全面施行されました。さらに2005年（平成17年）6月には、事業者による温室効果ガスの算定と報告の義務化、及び国による報告データの公表などを主な内容とする改正が行われました。

d) 「京都議定書目標達成計画」の策定

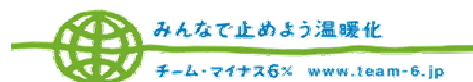
2002年（平成14年）5月に改正された地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書目標達成計画が2005年（平成17年）4月に策定されました。この目標達成計画には、京都議定書の6%削減約束を確実に達成し、さらなる長期的・継続的な排出削減を目指すため、国、地方公共団体、事業者、国民の参加と連携を図り、多様な政策手段を活用して対策の推進を図ることなどが盛り込まれています。

e) チーム・マイナス6%

京都議定書で義務付けられた日本の温室効果ガス削減数値目標を達成するため、国民的運動としてチーム・マイナス6%が2005年（平成17年）4月に立ち上げられました。

チーム・マイナス6%では二酸化炭素の削減のために、以下の6つのアクションを提案しています。

- ・温度調節で減らそう
- ・水道の使い方で減らそう
- ・商品の選び方で減らそう
- ・自動車の使い方で減らそう
- ・買い物とごみで減らそう
- ・電気の使い方で減らそう



※1 トップランナー方式：自動車や電気製品などの省エネ基準について、市場に出ている機器の中で最高のエネルギー消費効率を基準として設定するもの。

f)「低炭素社会づくり行動計画」の策定

国は国際社会に対して「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年(平成62年)までに半減」という長期目標を国際的に共有することについて提案しており、その目標達成に向け、平成20年(2008年)7月に低炭素社会づくり行動計画を以下のように策定しました。

- ・長期目標として、温室効果ガス排出量を2050年(平成62年)までに現状から60～80%の削減を行う。
- ・中期目標として、セクター別アプローチについて、公平な国別総量目標を設定するための共通の方法論として各国の理解を得ることを目指し、基準年の見直し等の論点も含め、来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。

(3) 岡山県の実践

a) 岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)の策定

1996年(平成8年)10月に制定された岡山県環境基本条例を受け、その理念の実現のため1998年(平成10年)3月に岡山県環境基本計画が策定されました。この計画の中では、地球温暖化防止を重点プロジェクトと位置づけています。その後、地球温暖化対策など環境分野の情勢の変化に的確に対処するため、2003年(平成15年)3月に改定が行われました。

b) 岡山県地球温暖化防止行動計画の策定

岡山県内の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するため、2002年(平成14年)3月に岡山県地球温暖化防止行動計画が策定されました。この計画では「京都議定書」における温室効果ガスの6%削減を達成するため、削減目標を1990年度(基準年度、平成2年度)比6.5%とし、県民、事業者、行政の各主体がそれぞれの立場で、今すぐ対策に取り組む、また、将来にわたって継続的に取り組むことを掲げています。

c) 新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)の策定

前計画である岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)の策定から、二酸化炭素排出量の大幅な増加など環境問題を取り巻く状況の変化に対応を図るため、2008年(平成20年)2月に新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)を策定しました。計画では、「地域から取り組む地球環境の保全」などを基本目標に掲げ、省エネルギーの推進などの施策を県民、事業者、環境NPO、ボランティアなど多様な主体と行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、緊密に連携・協働しながら取り組むことを掲げています。

(4) 津山市の取組み

a) 津山市環境基本計画

2002年（平成14年）12月に制定された津山市環境基本条例には、市長への環境基本計画の策定が定められており、2003年（平成15年）3月に津山市環境基本計画が策定されました。基本計画では、「10年後～四半世紀後の津山市の将来像」を総合ビジョンとして示し、「自然」「まち」「ひと」「循環」の4分野で将来像を示しています。

その後、市町村合併による市域の拡大や、地球温暖化対策など国県の環境施策の動向を反映するため、2007年（平成19年）3月に改訂されました。

b) エコオフィスプラン2006（津山市地球温暖化対策実行計画）

環境に配慮した事務を行うための取組みを1998年（平成10年）から進めており、2006年（平成18年）10月からは「エコオフィスプラン2006～太助と一緒にエコにチャレンジ～（津山市地球温暖化対策実行計画）」の運用を行っています。

この計画では、地球温暖化対策の推進として温室効果ガス排出量の削減に加え、グリーン購入の推進等についても目標を掲げ取組みを進めています。

c) ISO14001認証取得・自己適合宣言

2002年（平成14年）3月に対象施設を津山市役所本庁舎・東庁舎としてISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得し、率先垂範して環境の保護及び改善に配慮した事務事業を展開しました。そして、2006年（平成18年）4月にはこれまでの認証機関による更新審査に替えて、ISO14001規格への適合を「自己決定し自己宣言する」自己適合宣言に移行し、引き続き効果的な運用に努めています。

d) 省エネルギー機器の導入

津山市役所本庁舎などの施設には、以下のような省エネルギー機器の導入を進めてきました。

- ・2002年度 林田小学校屋上に太陽光発電システム（10kW）を導入
- ・2003年度 本庁舎の空調機器の省エネルギーを図るため、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入
- ・2004年度 大井東コミュニティハウス（現、大井東ふれあい学習館）屋上に太陽光発電システム（10kW）を導入
- ・2005年度 本庁舎屋上に太陽光発電システム（10kW）を導入
- ・2006年度 小田中浄水場に小水力発電設備（37kW）
- ・2007年度 木質バイオマス利活用のため、あば温泉に木質チップボイラーを導入
戸島学校食育センターに、太陽熱を利用した給湯設備用給水予熱システムを導入

6. 計画策定の基本的な考え方

(1) 基本的な考え

地球温暖化対策推進法では、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることから、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを求めています。

また、2005年（平成17年）2月16日には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある数値約束を定めた京都議定書が発効しました。

津山市では、行政における率先的な取組みとして2001年（平成13年）1月に「エコオフィスプラン21」を策定し、また、2002年度（平成14年）3月に津山市役所本庁舎・東庁舎を対象として環境マネジメントシステムISO14001の認証取得を行うなど、率先して市の事務事業活動における温室効果ガスの削減に取り組んできました。

しかし、地球温暖化対策は市民・事業者・市民団体・行政のそれぞれが、各々の立場において主体的に取り組む必要があります。そこで、津山市環境基本計画においてもリーディングプロジェクト（先駆的施策）として、地球温暖化対策プロジェクトを掲げています。

このような状況を踏まえ、地球温暖化対策推進法及び京都議定書目標達成計画に基づき、市域全体を対象とした温室効果ガス削減計画である「津山市地球温暖化対策地域推進計画」を策定することとなりました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、『津山市第4次総合計画』のめざす都市像の1つ「自然ゆたかな環境共生都市」を実現するための、環境面での総合計画である『津山市環境基本計画』のうち、地球温暖化対策という個別分野の計画として位置づけ、「エコオフィスプラン2006～太助と一緒にエコにチャレンジ～（津山市地球温暖化対策実行計画）」とともに推進するものです。

(3) 計画の期間

2009年度（平成21年度）～2018年度（平成30年度）

(4) 計画の対象範囲

a) 地理の範囲

津山市全域とします。

b) 対象ガスの範囲

京都議定書で温室効果ガスの対象とされている二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン※¹（ HFC ）、パーフルオロカーボン※¹（ PFC ）、六フッ化硫黄※²（ SF_6 ）とします。

c) 推進主体の範囲

この計画の推進主体は、市民・事業者・市民団体・市とし、以下のように定義します。

市民	市内に在住・通勤・通学する人で、子どもを含みます。
事業者	市内で事業活動を行っている企業や組合、自営業者
市民団体	町内会、ボランティア団体など、公益活動のために市民によって組織された団体
市	市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、水道局及び教育委員会

d) 森林吸収源

京都議定書では、森林による二酸化炭素の吸収量に関して、1990年（平成2年）以降の人為的な植林・再植林及び森林減少等の活動から得られる吸収・排出量に限定して算入することができるとされています。

津山市では、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「津山市緑の基本計画」を2000年（平成12年）3月に策定し、また、市域内の民有林については、造林から伐採に至る総合的な森林施業全般の基準を明らかにした「津山市森林整備計画」を2008年（平成20年）4月に策定しており、現在これに関する取組みを推進しているところです。

しかし、森林吸収量は、樹種・林齢・土壌などの条件の違いで大きな差が生じるといわれています。さらに、現段階における森林吸収量の算定に関しては、統計資料も不十分であることから、本計画では対象外とします。

e) 京都メカニズム

京都議定書の発効に伴い、京都メカニズムの運用も始まりましたが、国等の動向をみながら津山市としての活用方法について、今後研究していくこととし、本計画では対象外とします。

※1 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン：

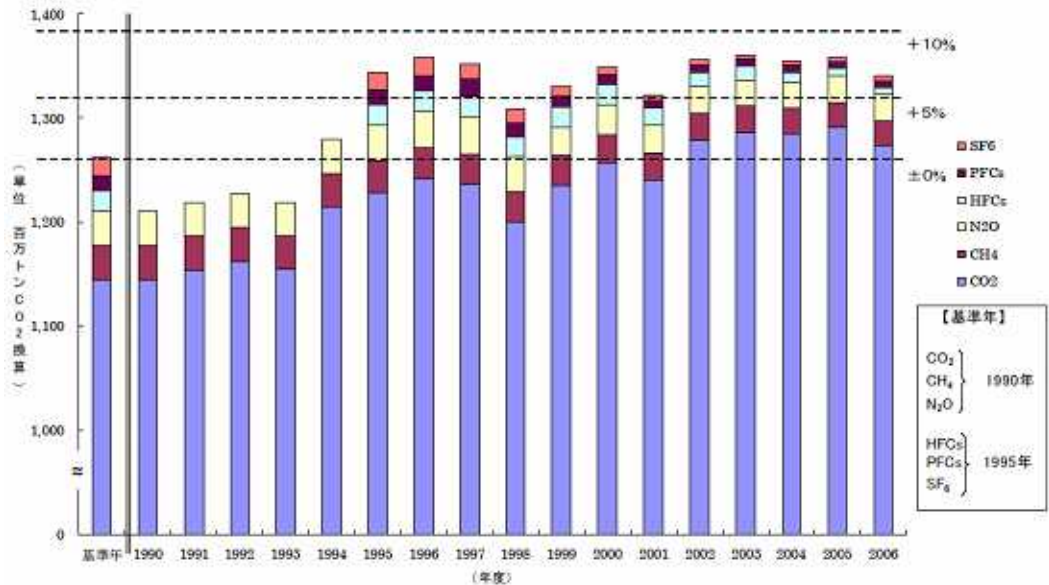
炭素とフッ素の化合物。不燃性で液化のしやすさや、化学的性質が安定なため、主に冷蔵庫やエアコンの冷媒、精密電子部品の洗浄剤などに用いられる。

※2 六フッ化硫黄：フッ素と硫黄とからなる化合物。化学的に安定度の高い無毒、無臭、無色、不燃性の気体であるため、主に電子機器の分野で絶縁材に用いられる。

第2章 エネルギー使用と温室効果ガス排出の状況

1. 国の排出状況

日本の温室効果ガス排出量は、2006年度（平成18年度）現在で13億4,000万トンと京都議定書の基準年（1990年（平成2年））。ただし、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）については1995年（平成7年）の12億6,100万トンと比べると6.2%多くなっています（図2-1）。



（出典：環境省 2006年度（平成18年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について）

図2-1 各温室効果ガス排出量の推移

部門別に見ると、産業部門からの排出量が最も多くを占めていますが、運輸部門、家庭部門の排出量が増えています（表2-1）。

表2-1 二酸化炭素の排出量

	京都議定書の 基準年（シニア）	2005年度 （基準年比）	2005年度からの 増減	2006年度 （基準年比）
合計	1,144 [100%]	1,291 (+12.8%)	→ -1.3% →	1,274 (+11.3%)
小計	1,059 [92.6%]	1,203 (+13.6%)	→ -1.4% →	1,186 (+12.0%)
エネルギー起源	482 [42.1%]	455 (-5.7%)	→ +1.1% →	460 (-4.6%)
運輸部門 （自動車・船舶等）	217 [19.0%]	257 (+18.1%)	→ -1.2% →	254 (+16.7%)
業務その他部門 （商業・サービス・事業所等）	164 [14.4%]	238 (+44.8%)	→ -3.7% →	229 (+39.5%)
家庭部門	127 [11.1%]	174 (+36.7%)	→ -4.9% →	166 (+30.0%)
エネルギー転換部門 （発電所・石油精製所等）	67.9 [5.9%]	79.3 (+16.9%)	→ -2.6% →	77.3 (+13.9%)
非エネルギー起源	85.1 [7.4%]	87.5 (+2.9%)	→ +0.3% →	87.7 (+3.1%)
工業プロセス	62.3 [5.4%]	53.9 (-13.5%)	→ -0.0% →	53.9 (-13.5%)
廃棄物（焼却等）	22.7 [2.0%]	33.5 (+47.8%)	→ +0.8% →	33.8 (+48.9%)
燃料からの漏出	0.04 [0.0%]	0.04 (+2.7%)	→ -4.5% →	0.04 (-2.0%)

（単位：百万t-CO₂）

（出典：環境省 2006年度（平成18年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について）

2. 岡山県の排出状況

岡山県内における2005年度（平成17年度）の温室効果ガスの排出量は、県内企業の生産活動が活発になっていることなどから、京都議定書の基準年（1990年（平成2年））。ただし、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）については1995年（平成7年）と比べ15.0%の増加となっており、2002年（平成14年）3月に策定した岡山県地球温暖化防止行動計画で掲げた基準年比6.5%削減の目標達成は、非常に厳しい状況にあります（表2-2）。

表2-2 岡山県内の温室効果ガス排出量

（単位：千t-CO₂）

区 分		基準年度 H2年度 (1990年度)	H16年度 (2004年度)	H17年度 (2005年度)	基準年度比 増減率(%)	前年度比 増減率(%)	構成割 合(%)	全 国 基準年度比 増減率(%)
二酸化炭素	産業部門	38,875	40,613	44,182	13.7	8.8	77.0	-5.5
	製造業	38,413	40,208	43,822	14.1	9.0	76.4	-3.4
	民生部門	3,951	5,220	5,514	39.6	5.6	9.6	41.2
	家庭	1,861	2,432	2,507	34.7	3.1	4.4	36.7
	業務その他	2,090	2,788	3,007	43.9	7.9	5.2	44.6
	運輸部門	3,862	5,068	4,865	26.0	-4.0	8.5	18.1
	自動車	3,418	4,572	4,372	27.9	-4.4	7.6	19.0
	エネルギー転換部門	619	476	493	-20.4	3.6	0.9	15.7
	廃棄物部門	467	796	723	54.8	-9.2	1.3	61.6
	工業プロセス	864	671	689	-20.3	2.7	1.2	-13.5
計		48,638	52,844	56,466	16.1	6.9	98.4	13.1
メタン		611	427	414	-32.2	-3.0	0.7	-27.9
一酸化二窒素		302	280	275	-8.9	-1.8	0.5	-22.0
代替フロン等		354	255	227	-35.9	-11.0	0.4	-66.9
合 計		49,905	53,806	57,382	15.0	6.6	100.0	7.8
(参考) 全 国		1,261百t	1,357百t	1,360百t	7.8	0.2		

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

基準年度欄の代替フロン等は平成7年度（1995年度）実績

（出典：岡山県 新岡山県環境基本計画～エコビジョン2020～）

3. 津山市の現状

(1) 津山市のすがた

a) 地勢

津山市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県、南は吉備高原に接しており、面積は506.36km²で、これは県土面積7,113.0km²の約7%を占めています。

地勢は、市街地から中国山地まで約1,000mの標高差を有していますが、おおむね平坦で、市街地の中央部を吉井川が貫流しています。北部の鳥取県との県境をなす標高1,000～1,200mの南面傾斜地は、中国山地の一角を形成しています(表2-3)。また南部は、「津山盆地」と言われ、標高100～200mの平坦地が広がっています。

地目別面積を見ると、市面積の約6割が森林に覆われて、そのうち約2/3を人工林が占めています(図2-2)。

表2-3 主要な山岳

山岳名	標高	位置	山岳名	標高	位置
天狗岩	1196.6	加茂町倉見・苫田郡鏡野町境界	山形仙	791.1	新野山形・奥津川・西上
滝山	1196.5	大吉・勝田郡奈義町境界	甲山	777	大吉
三十人ヶ山	1171.7	加茂町倉見・苫田郡鏡野町境界	矢筈山	756.4	加茂町山下・加茂町知和
角ヶ山	1152.7	加茂町倉見・苫田郡鏡野町境界	釈山	753.1	加茂町物見
爪ヶ城山	1115	大吉・奥津川	入道山	752.3	上横野・苫田郡鏡野町境界
大ヶ山	989.8	加茂町倉見・加茂町知和・阿波	鳥山	701	大篠・吉見・綾部
桜尾山	957.1	加茂町物見・鳥取県境界	寺山	681.6	加茂町青柳・加茂町戸賀・加茂町黒木
公郷仙	862	加茂町公郷・加茂町下津川	黒沢山	668	東田辺
大釈山	848.2	加茂町公郷・加茂町知和・加茂町下津川	矢倉山	659.5	宮部上・真庭市・苫田郡鏡野町境界
天狗寺山	831.8	大篠・加茂町行重・加茂町成安			

(出典：平成19年度津山市統計書)

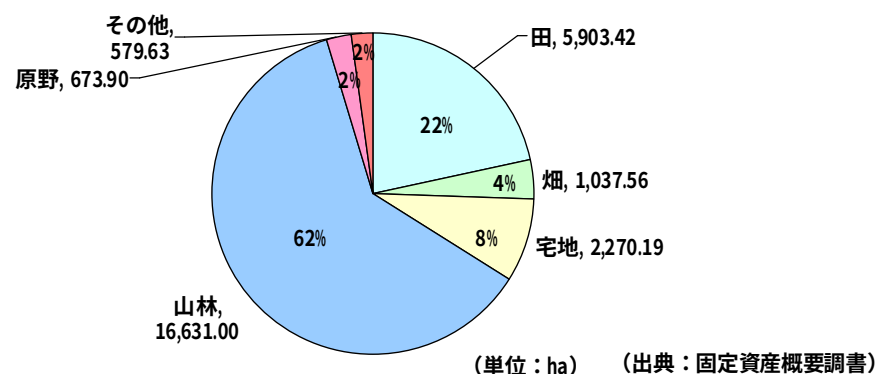


図2-2 地目別民有地面積

b) 国定公園・自然保護地域

津山市は、その大半が森や農地で占められており、吉井川がまちの中心部を流れるなど、自然に恵まれたまちです。

この自然を守るため、国・県・市は、次の地区をそれぞれ国定公園等として指定しています。

自然公園法に基づく国定公園

名称	所在地	指定年月
氷ノ山後山那岐山国定公園	阿波、大岩、大吉、奥津川、加茂町青柳、加茂町倉見、加茂町黒木、加茂町知和	昭和44年4月

岡山県立自然公園条例に基づく県立自然公園

名称	所在地	指定年月
湯原奥津県立自然公園	加茂町倉見	昭和45年5月

岡山県自然保護条例に基づく郷土自然保護地域

名称	所在地	面積 (ha)	指定年月
矢筈山地域	加茂町知和・加茂町山下	84.7	昭和57年3月
中山神社の社叢	一宮	6.78	平成4年3月

岡山県自然保護条例に基づく郷土記念物

名称	所在地	指定年月
山形八幡神社の森	新野山形	昭和62年3月
物見神社の社叢	加茂町物見	平成13年3月
宝蔵寺の森	加茂町齋野谷	平成16年3月

津山市環境保全条例に基づく自然環境保護地区

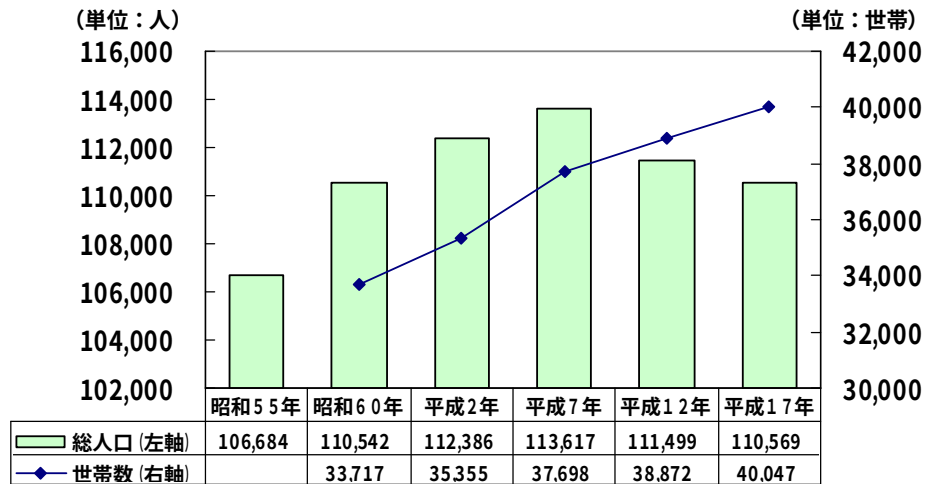
名称	所在地	面積 (ha)	指定年月
黒沢山地域	東田辺・山方・上横野	613	昭和48年9月

津山市環境保全条例に基づく郷土自然保護地区

名称	所在地	面積 (ha)	指定年月
神楽尾山地域	総社・小原・上田邑・一宮	693	昭和48年9月
神南備山地域	一方・井口・大谷・横山・八出・小桁・種	564	昭和48年9月

c) 人口・世帯数

津山市の総人口は、1975年（昭和50年）の中国縦貫自動車道開通以降、増加が続いていましたが、平成7年をピークに緩やかな減少傾向に転じ、2005年（平成17年）は110,569人となっています。一方、世帯数は核家族化の進行などにより一貫して増加しています（図2-3）。



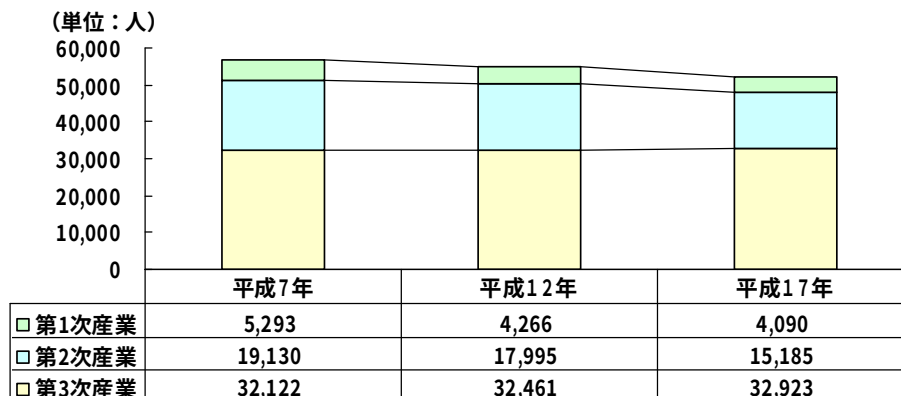
(出典：国勢調査)

※ 現在の市域に組み替えたもの

図2-3 人口・世帯数推移

d) 産業動向・産業別就業人口

津山市の産業は、第3次産業就業者が年々増加しており、2005年（平成17年）では全就業者の62.3%が第3次産業に従事しています（図2-4）。



※ 現在の市域に組み替えたもの

第1次産業：農業、林業、漁業
 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売業・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）

(出典：国勢調査)

図2-4 産業別就業人口推移

e) 産業動向・工業

津山市の製造品出荷高の推移を見ると、2003年（平成15年）を底に2004年（平成16年）では増加を見ましたが、2005年（平成17年）では再び減少に転じています（図2-5）。

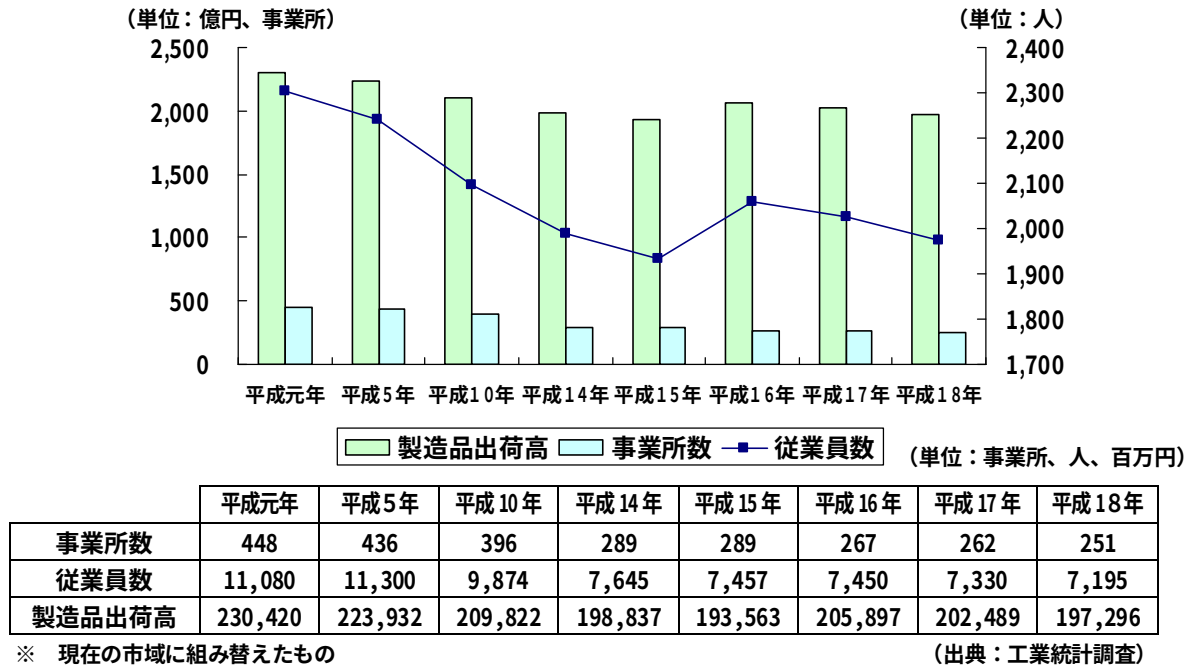


図2-5 事業所数・従業員数・年間製造出荷額

f) 産業動向・商業

津山市の商店数・従業者数・売場面積の推移を見ると、商店数・従業者数は減少していますが、近年の大規模小売店舗の出店もあり、売場面積は増加しています（図2-6）。

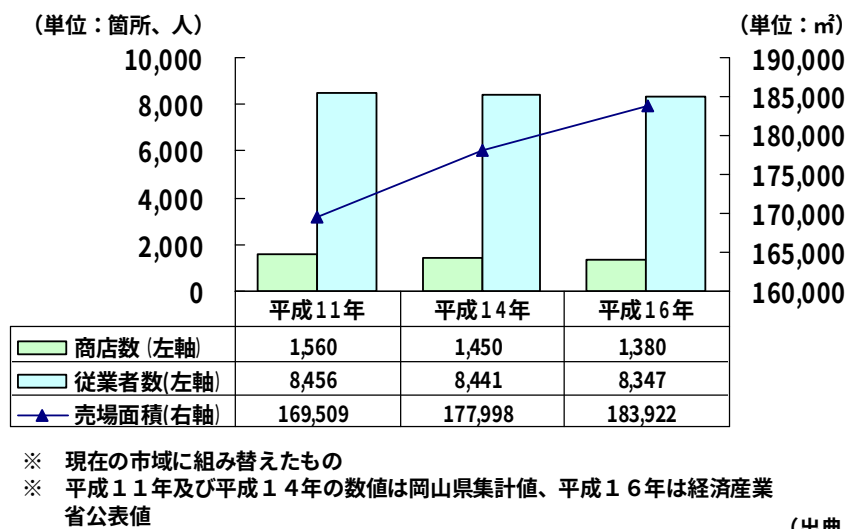
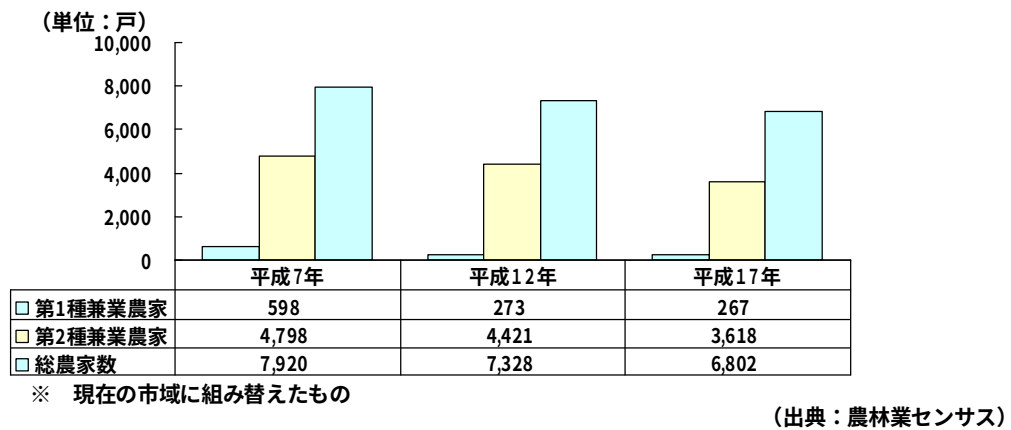
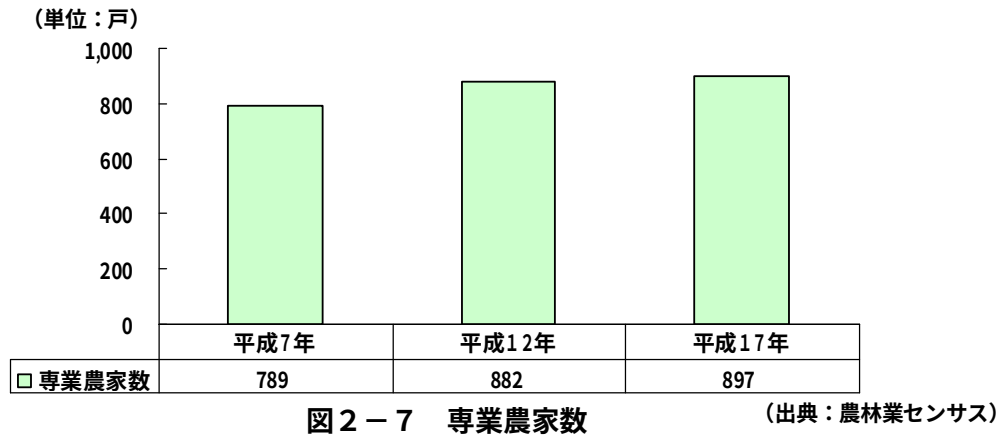


図2-6 商店数・従業者数・売場面積推移

g) 産業動向・農業

津山市の農業の専業農家数は増加していますが、農家数・耕地面積は減少しています（図2-7～9）。



専業農家：世帯員のうちに兼業従事者が1人もいない農家
 兼業農家：世帯員のうちに兼業従事者が1人以上いる農家
 第1種兼業農家：兼業農家のうち、農業所得を主とする農家
 第2種兼業農家：兼業農家のうち、農業所得を従とする農家

図2-8 兼業別農家数・総農家数

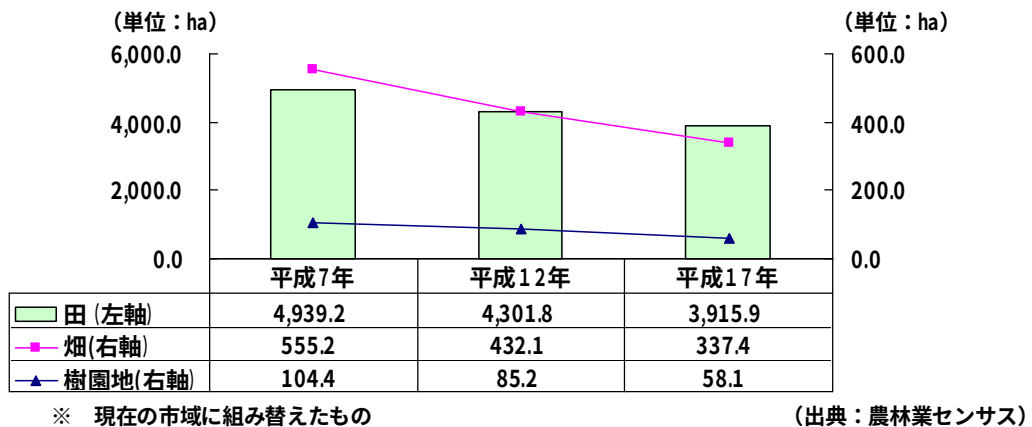


図2-9 経営耕地面積

h) 交通

道路網整備や車社会化の進展に伴い、自動車登録台数は増加しています。一方、鉄道利用者は減少傾向が続いています（図2-10～11）。

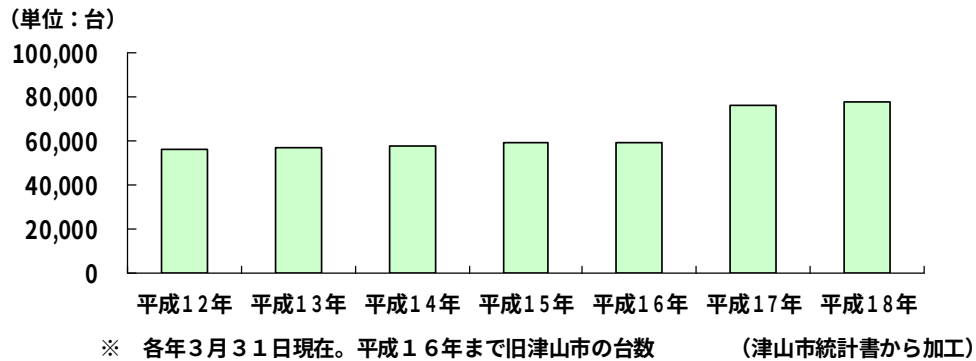


図2-10 自動車登録台数

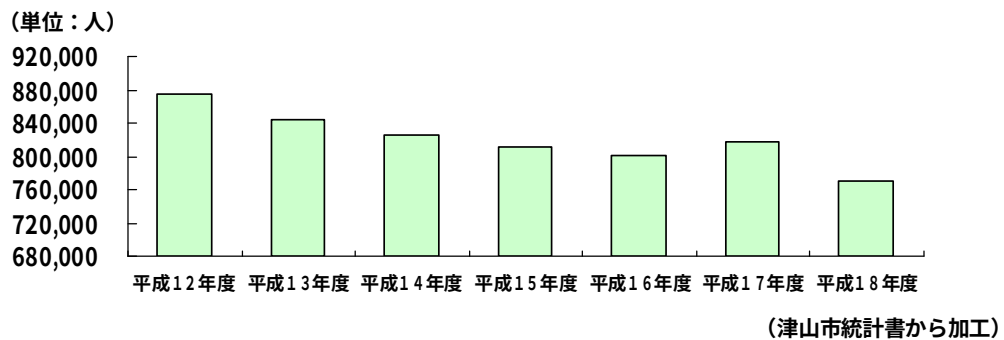


図2-11 津山駅乗車人数

i) 太陽光発電・太陽熱利用

太陽光発電施設は、太陽光発電施設の低価格化が進むとともに、市民・事業者の関心の高まりから、市内での設置数も増加しています（図2-12）。

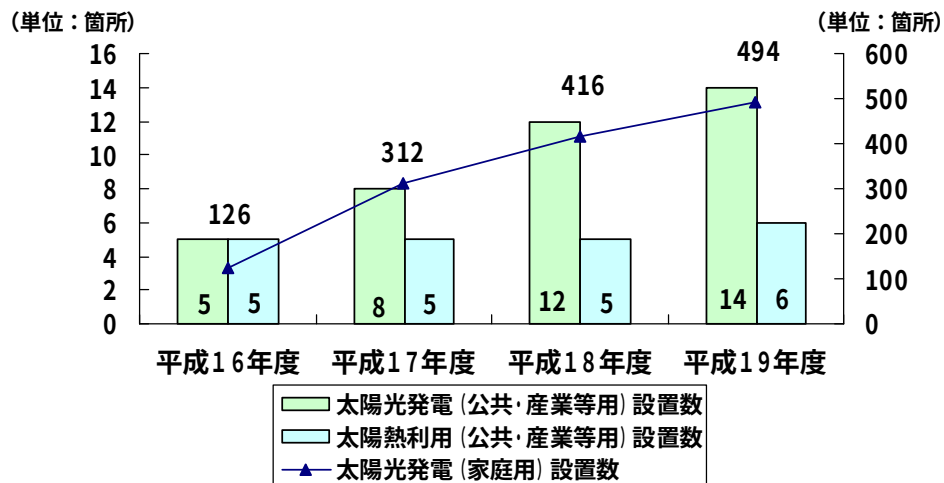


図2-12 太陽光・太陽熱利用機器設置数

j) ごみ排出量（津山地域）

ごみ最終処分場の埋立残余年数が少なくなり、「ごみ非常事態宣言」を出したのは1995年（平成7年）のことです。これにより事業系不燃ごみの搬入制限を実施し、家庭系ごみについては1997年度（平成9年度）に可燃・不燃ごみの有料化、2002年度（平成14年度）にプラスチック容器包装の分別収集を開始しています。これらの対策により、宣言前に比べて不燃ごみの排出量は減少し資源化物の排出量が増加していますが、近年はどのごみもほぼ横這いとなっています（図2-13～14）。

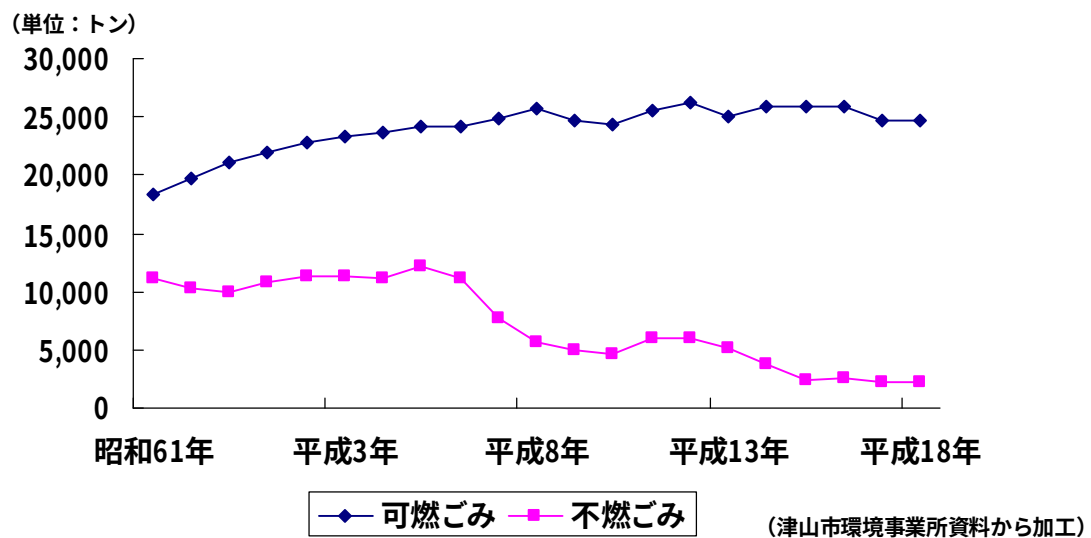


図2-13 ごみの排出量（津山地域：可燃ごみ・不燃ごみ）

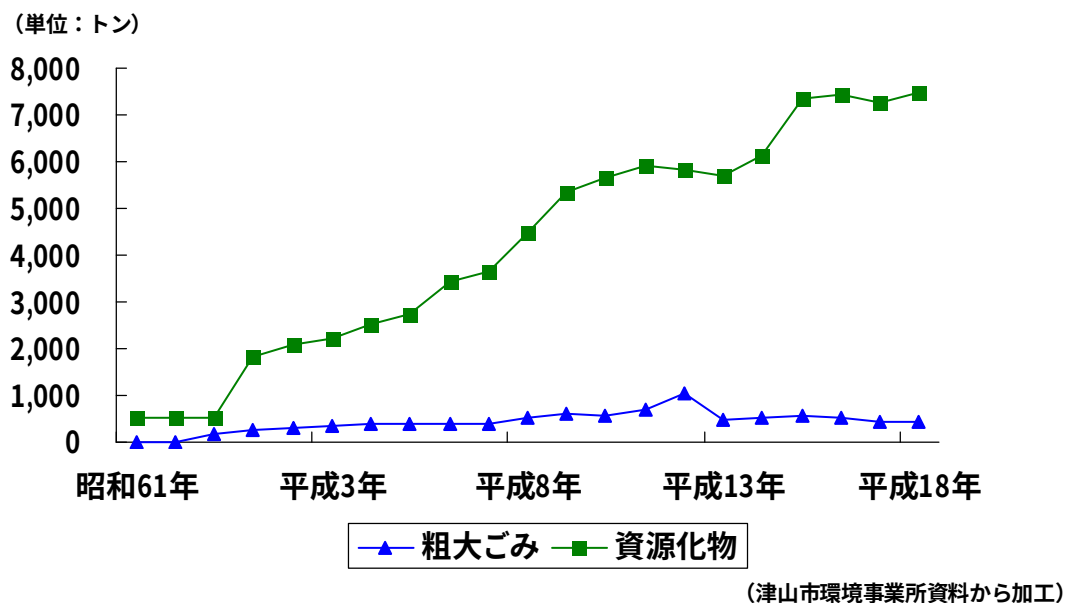
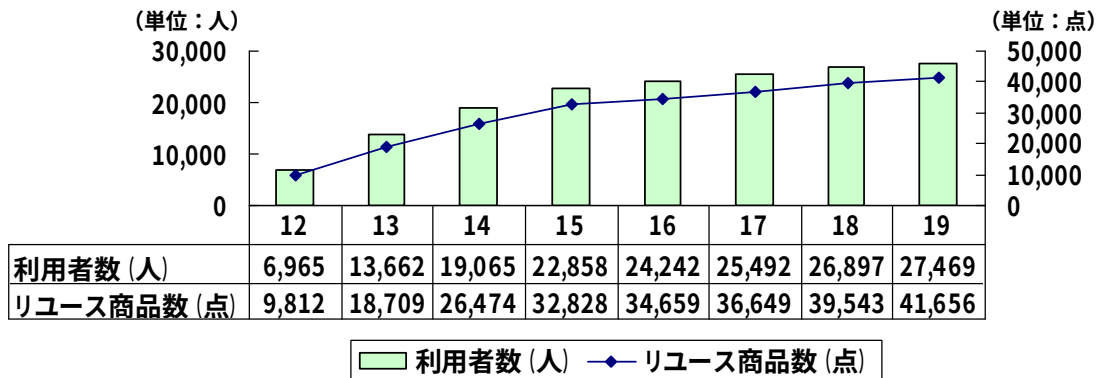


図2-14 ごみの排出量（津山地域：粗大ごみ・資源化物）

k) 市民の行動・リユース

市民の環境活動の関心の度合いを数値的に把握することは難しいことですが、リユースプラザ津山「くるくる」の運営状況がそれを示すひとつの指標と考えられます。

開館以来、利用者数・リユース商品数は年々増加しており、「くるくる」が市民の間に定着するとともに、環境活動への関心が高まりつつあると推察できます（図2-15）。



(津山市環境事業所資料から加工)

図2-15 リユースプラザ津山「くるくる」利用者数・リユース商品点数

(2) 津山市の温室効果ガス排出量推計

津山市内の温室効果ガス排出量を算出するには、家庭、交通、製造業や非製造業などの事業者など、あらゆる部門における電力、ガス、石油や石炭などの化石燃料の使用量を把握する必要がありますが、これらのデータを市町村単位で把握することは困難なことから、津山市の実態を正確に捉えることはできません。

国等が公表している資料では、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスが2008年（平成20年）7月に公開した「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2006年度）」にて、1世帯あたりの二酸化炭素排出量を5,209.2キログラム-CO₂と推計しています。

しかし、市町村単位における事業者部門の温室効果ガス排出量は、その地域の産業状態にばらつきが大きく、把握が困難となっています。

(3) 意識・取組み状況

a) 市民アンケート

2008年（平成20年）5月から6月にかけて、各家庭における地球温暖化問題に対する意識及び温室効果ガスの排出量削減に対する取組み状況等について把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。ここでは、その一部を紹介します。

《調査方法》

- ・調査区域 津山市内全域
- ・調査対象 津山市の住民基本台帳に登録されている市民（世帯主）
- ・標本数 9,975人
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法 郵送方式（料金受取人払いの返信用封筒を添えて郵送）
- ・調査期間 2008年（平成20）年5月27日～6月20日

《回収結果》

- ・回収状況 標本数 9,975人
戻り分 75人
(相手方不明・転居等のため届かず 75人)
実質標本数9,900人
- ・有効回収数 3,193人（2008年（平成20年）7月4日まで集計）
- ・有効回収率 32.25%（2008年（平成20年）7月4日まで集計）

アンケート調査の結果、回答のあった8割以上が、「地球温暖化問題に関心」があり、8割近くの方が「自分にできる身近なことから行動する」と回答しています。回答結果について、以下の①～⑤に示します。

①地球温暖化問題への関心について

「非常に関心がある」「関心がある」と回答した人が8割以上に及び、関心の高さがうかがえます（図2－16）。

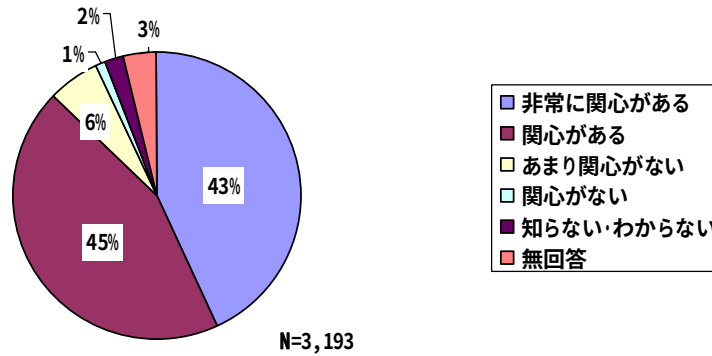


図2－16 地球温暖化への関心

②地球温暖化防止に配慮した行動の推進主体について

5割の人が地球温暖化防止に配慮した行動を「市民・事業者・市民団体・行政が協力して行う」必要があると考えています（図2－17）。

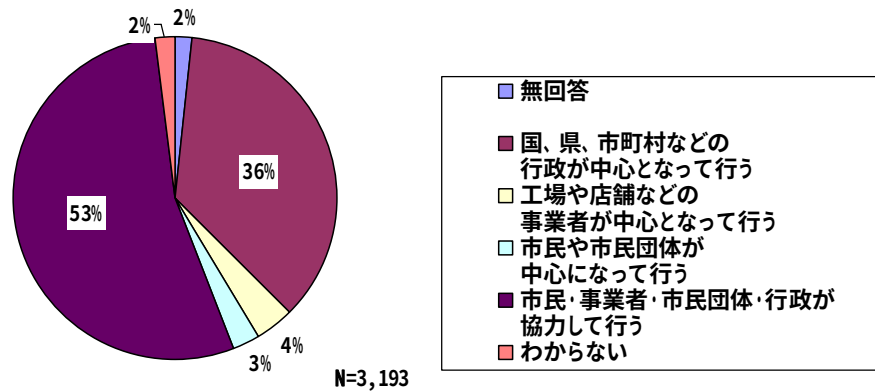


図2－17 地球温暖化防止に配慮した行動主体

③地球温暖化防止に向けて必要な取組について

最も回答が多かったのは、「ごみの減量やリサイクルに努める」2,588人で、「ライフスタイルを見直す」2,494人、「二酸化炭素排出の少ないエネルギーの使用」2,367人、「緑を増やす」2,280人、「エネルギー消費の効率を改善」2,108人の順となっています（図2-18）。

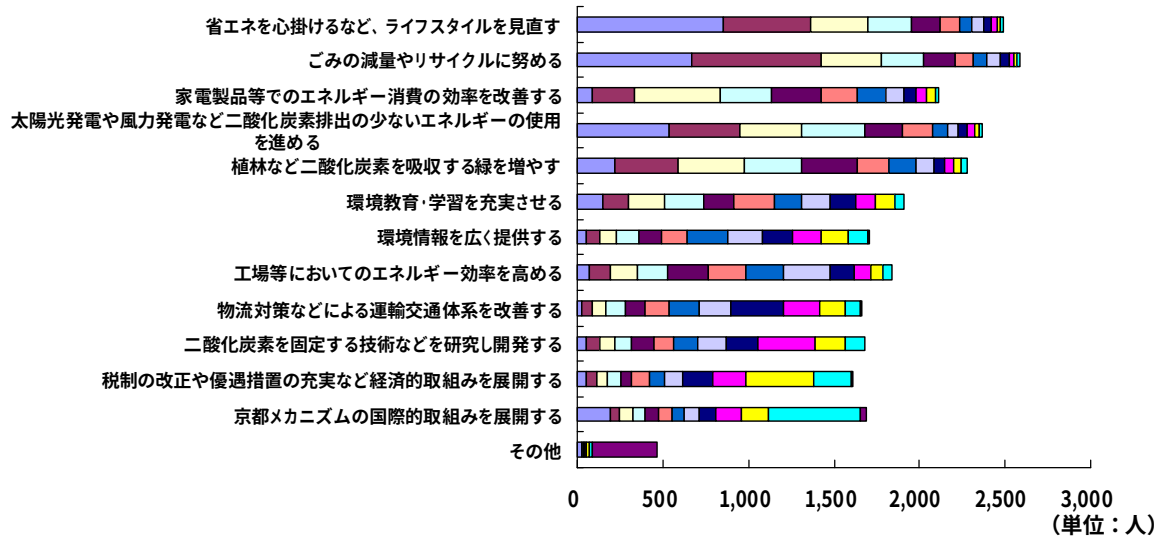


図2-18 地球温暖化防止に向けた取組

④実施している『地球温暖化防止のための取組み』について

『地球温暖化防止のための取組み』40項目についてお聞きしました。実施比率（「実施している」＋「5割以上実施している」）が高いのは、家電製品の節電につながる行動、節水、まとめた洗濯、資源化物の排出に関する取組みでした。これらは家計の節約にもつながるため実施比率が高いと思われます。一方、実施比率が低いのは「公共交通の利用」「下ごしらえでの電子レンジの活用」「暖房の温度設定を20℃」などです（図2-19）。

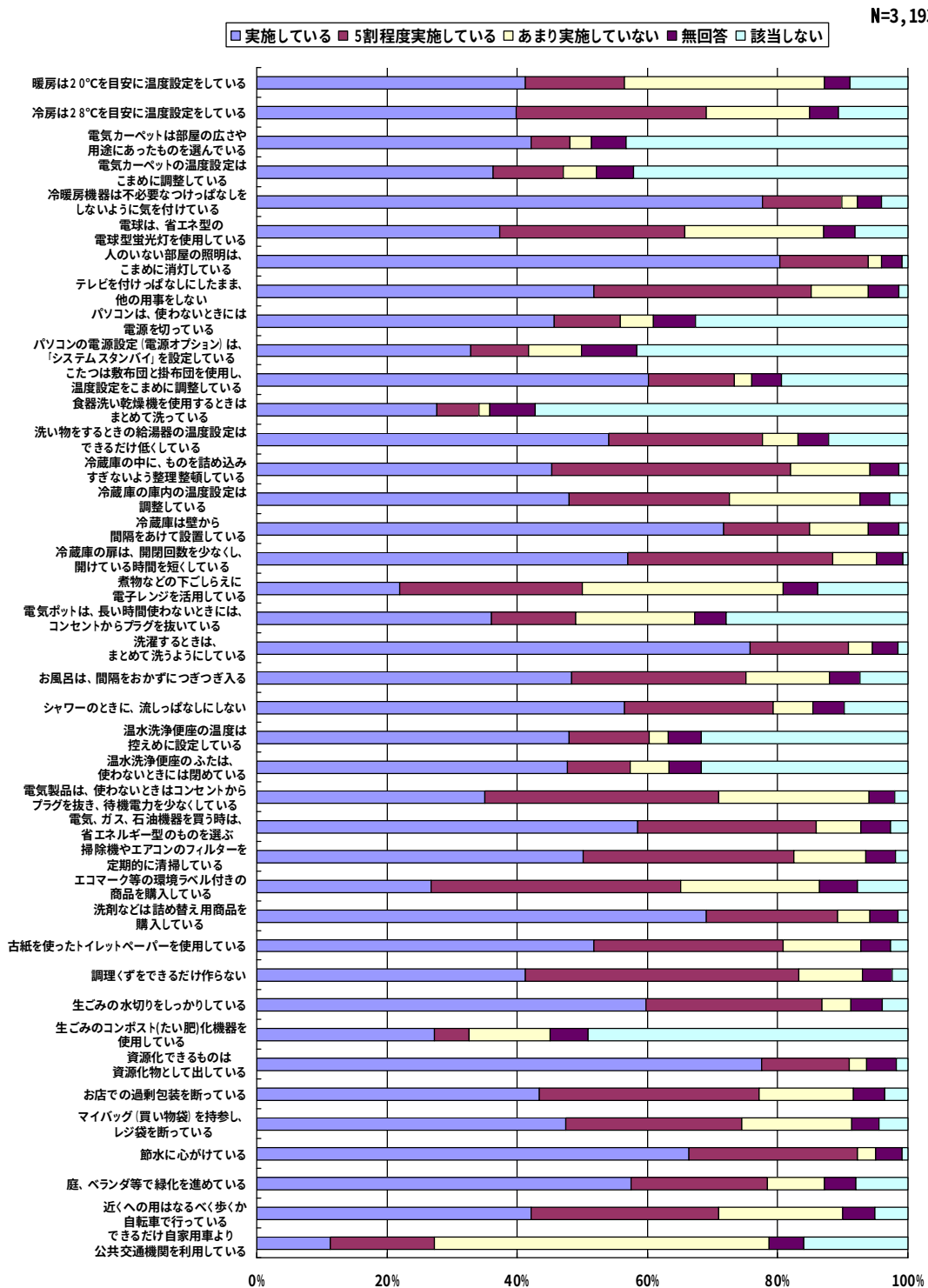


図2-19 実践している『地球温暖化防止のための取組み』

また、『地球温暖化防止のための取組み』40項目の実施率は、56.4%になります。
(実施率の算定方法は45ページに記載しています。)

⑤地球温暖化防止に役立つ行動について

「自ら率先して行動する」「自分にできる身近なことから行動する」と回答した人が8割以上に及び、地球温暖化防止に向け、行動する考えを持っていることがうかがえます(図2-20)。

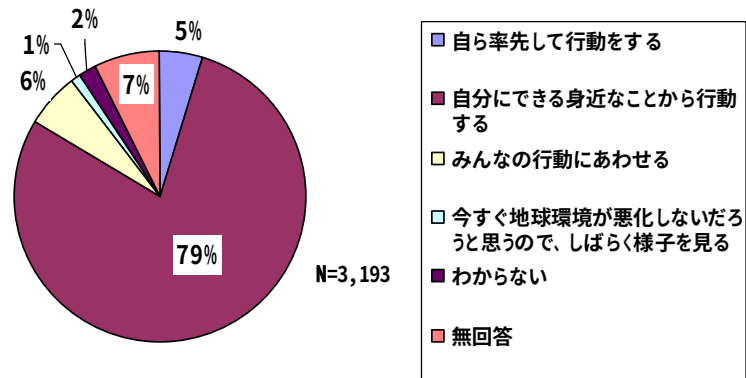


図2-20 地球温暖化防止に役立つ行動

b) 事業者アンケート

2008年（平成20年）5月から6月にかけて、各事業者における地球温暖化問題に対する意識及び温室効果ガスの排出量削減に対する取組み状況等について把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。アンケート調査の概要を以下に示します。

《調査方法》

- ・調査区域 津山市内全域
- ・調査対象 平成18年度事業者・企業統計調査により作成された事業者名簿にある事業者
- ・標本数 300事業者
- ・抽出方法 平成18年度事業者・企業統計調査により作成された事業者名簿から無作為抽出
- ・調査方法 郵送方式（料金受取人払いの返信用封筒を添えて郵送）
- ・調査期間 2008年（平成20年）5月27日～6月20日

《回収結果》

- ・回収状況 標本数 300事業者
戻り分 5事業者
（相手方不明・転居等のため届かず 5事業者）
実質標本数295事業者
- ・有効回収数 94事業者（2008年（平成20年）7月4日まで集計）
- ・有効回収率 31.86%（2008年（平成20年）7月4日まで集計）

アンケート調査の結果、回答のあった8割以上が、地球温暖化防止に配慮した行動を「市民・事業者・市民団体・行政が協力して行う」必要があると考えており、7割以上の事業者が「自分にできる身近なことから行動する」と回答しています。回答結果について、以下の①～④に示します。

①地球温暖化防止に配慮した行動の推進主体について

6割の事業者が地球温暖化防止に配慮した行動を「市民・事業者・市民団体・行政が協力して行う」必要があると考えています（図2-21）。

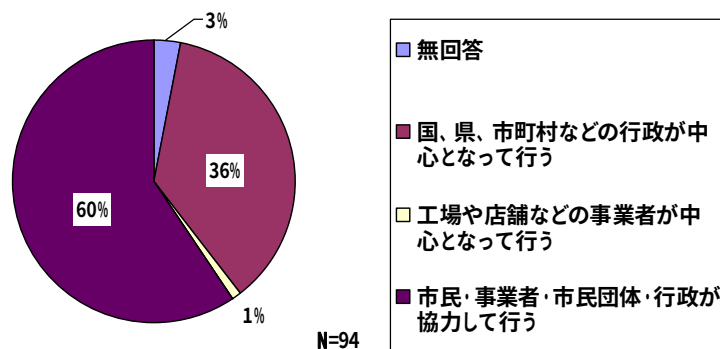


図2-21 地球温暖化防止に配慮した行動主体

②地球温暖化防止に向けて必要な取組みについて

最も回答が多かったのは、「ライフスタイルを見直す」79事業者で、「ごみの減量やリサイクルに努める」78事業者、「二酸化炭素排出の少ないエネルギーの使用を進める」72事業者、「環境教育・学習を充実させる」67事業者の順となっています（図2-22）。

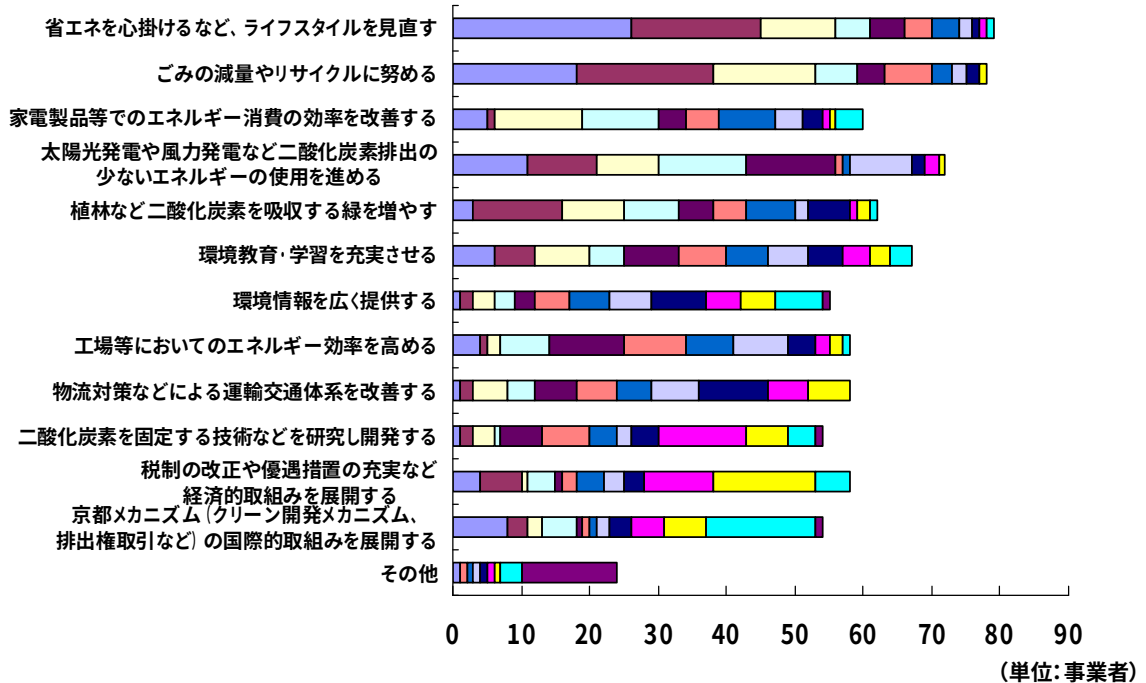


図2-22 地球温暖化防止に向けた取組み

③実施している『地球温暖化防止のための取組み』について

『地球温暖化防止のための取組み』28項目についてお聞きしました。実施比率（「実施している」＋「5割以上実施している」）が高いのは、資源化物の排出に関する取組み、家電製品の節電につながる行動、詰め替え製品の購入でした。一方、実施比率が低いのは「マイカー通勤の自粛」「従業員研修の実施」「省エネルギー型OA機器等の購入」などです（図2-23）。

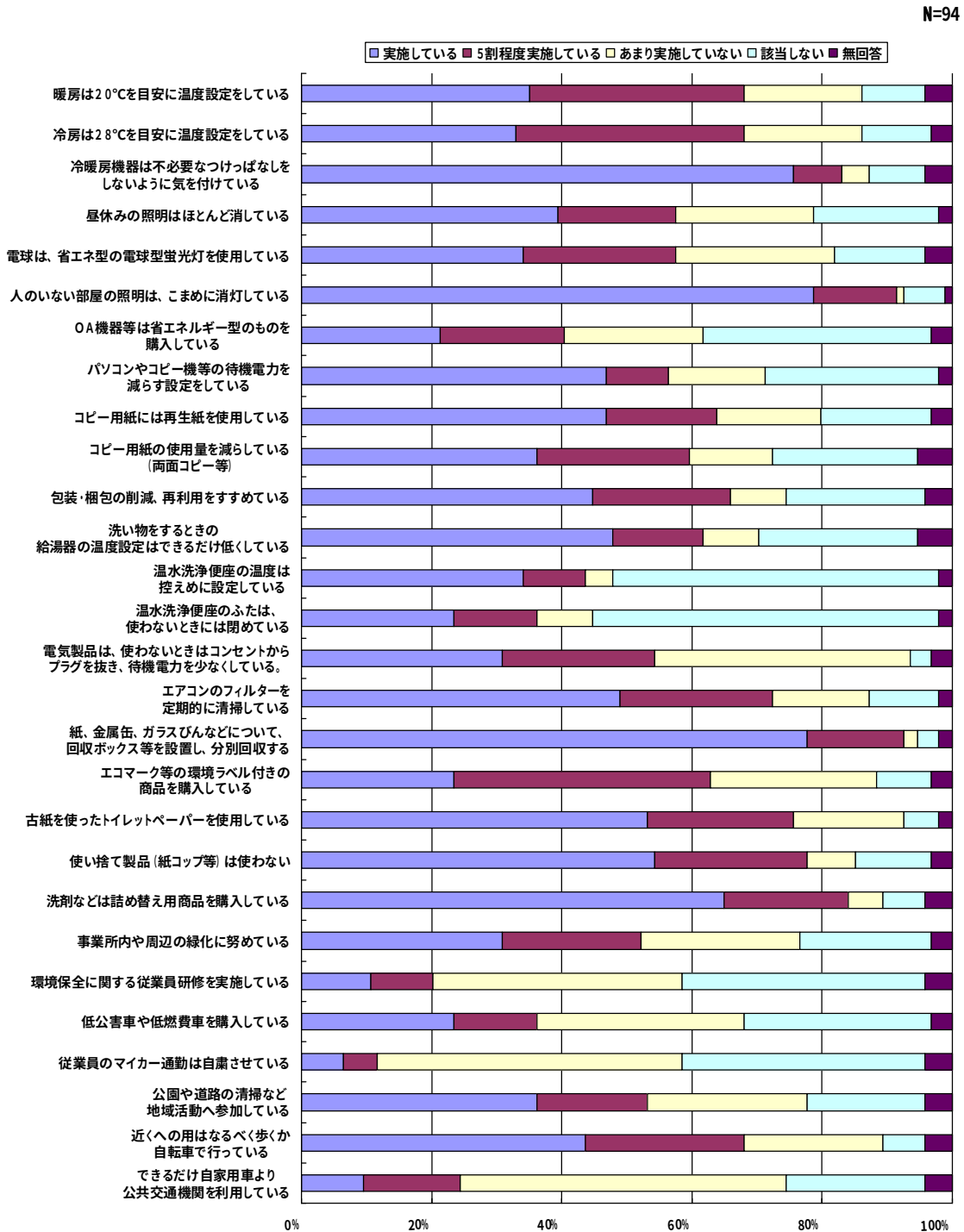


図2-23 実施している『地球温暖化防止のための取組み』

また、『地球温暖化防止のための取組み』28項目の実施率は、48.2%になります。
(実施率の算定方法は45ページに記載しています。)

④地球温暖化防止に役立つ行動について

「自ら率先して行動する」「自分にできる身近なことから行動する」と回答した事業者が7割以上に及び、地球温暖化防止に向け、行動する考えを持っていることがうかがえます(図2-24)。

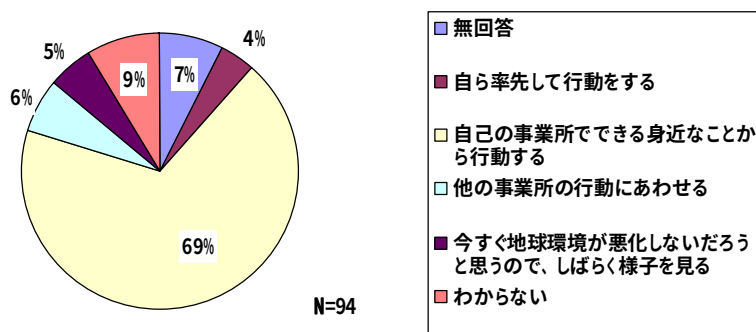


図2-24 地球温暖化防止に役立つ行動

c) 学生アンケート

2008年(平成20年)5月～6月にかけて、美作大学ならびに津山工業高等専門学校(以下、美作大学)の学生に対して、地球温暖化問題に対する意識及び温室効果ガスの排出量削減に対する取組み状況等について把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。アンケート調査の概要を以下に示します。

学生アンケート(美作大学)

《調査方法》

- ・調査対象 美作大学学生
- ・標本数 102人
- ・調査方法 配布方式(美作大学松村研究室から学生に配布、回答)
- ・調査期間 2008年(平成20年)5月27日～6月20日

《回収結果》

- ・回収状況 標本数 102人

学生アンケート（津山工業高等専門学校）

《調査方法》

- ・調査対象 津山工業高等専門学校3年生
- ・標本数 156人
- ・調査方法 配布方式（授業時間にて学生に配布、回答）
- ・調査期間 2008年（平成20年）5月27日～6月6日

《回収結果》

- ・回収状況 標本数 156人

※学生アンケートは同一の質問項目であるため、あわせて集計しました。

アンケート調査の結果、回答のあった8割が、「地球温暖化問題に関心」があり、8割近くの方が「自分にできる身近なことから行動する」と回答しています。回答結果について、以下の①～⑤に示します。

①地球温暖化問題への関心について

「非常に関心がある」「関心がある」と回答した人が8割と関心を示す一方、「関心がない」「あまり関心がない」とした人が2割近くに及びます（図2-25）。

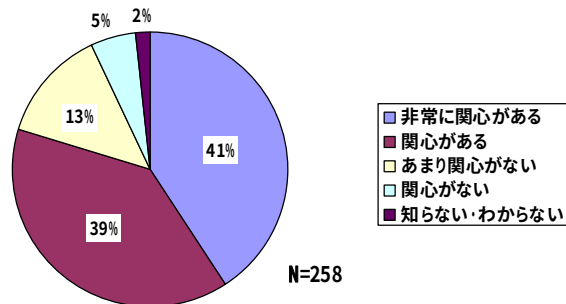


図2-25 地球温暖化問題への関心

②地球温暖化防止に配慮した行動の推進主体について

4割の人が地球温暖化防止に配慮した行動を「市民・事業者・市民団体・行政が協力して行う」必要があると考えています（図2-26）。

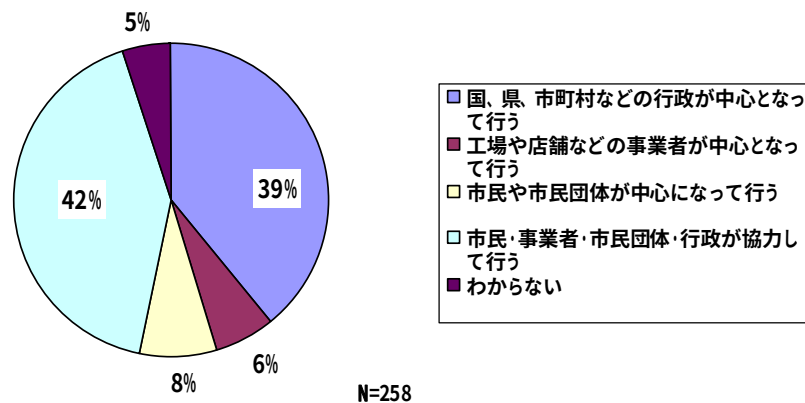


図2-26 地球温暖化防止に配慮した行動主体

③地球温暖化防止に向けて必要な取組みについて

最も回答が多かったのは、「ごみの減量やリサイクルに努める」219人で、二酸化炭素排出の少ないエネルギーの使用」215人、「ライフスタイルを見直す」214人、「緑を増やす」202人、「エネルギー消費の効率を改善」179人の順となっています（図2-27）。

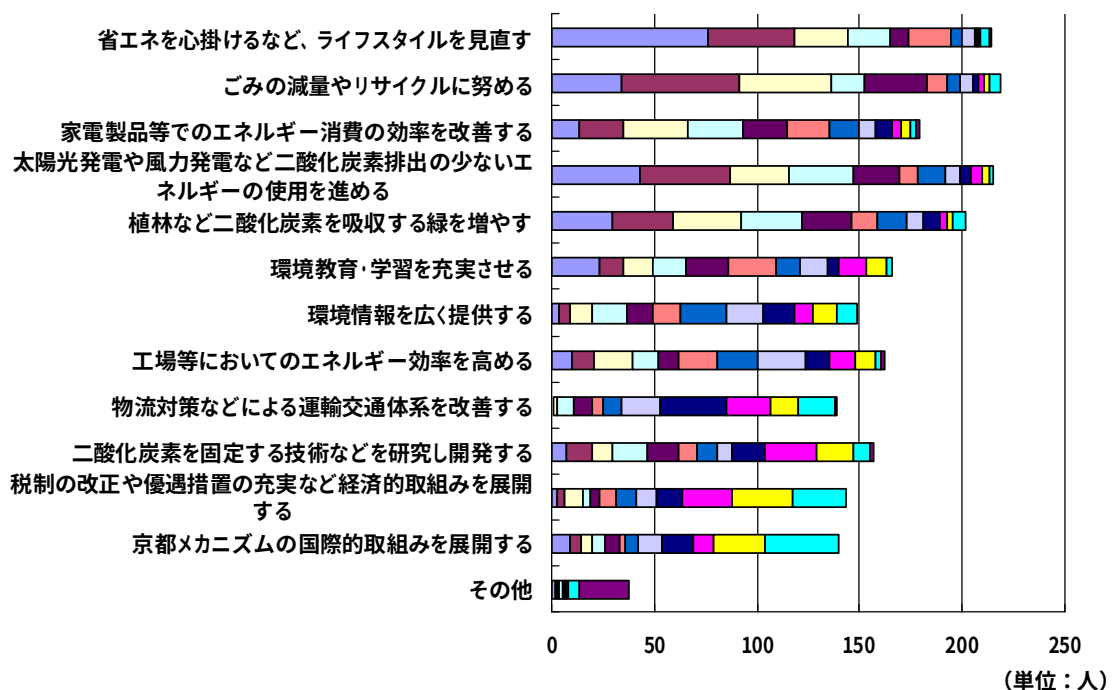


図2-27 地球温暖化防止に向けた取組み

④実施している『地球温暖化防止のための取組み』について

『地球温暖化防止のための取組み』40項目についてお聞きしました。実施比率（「実施している」＋「5割以上実施している」）が高いのは、こまめな消灯、節水、まとめた洗濯等に関する取組みでした。一方、実施比率が低いのは「待機電力を減らす」「テレビを付けっぱなしにしたまま他の用事をしない」「レジ袋を断る」「資源化できるものは資源化物として出している」などです（図2-28）。

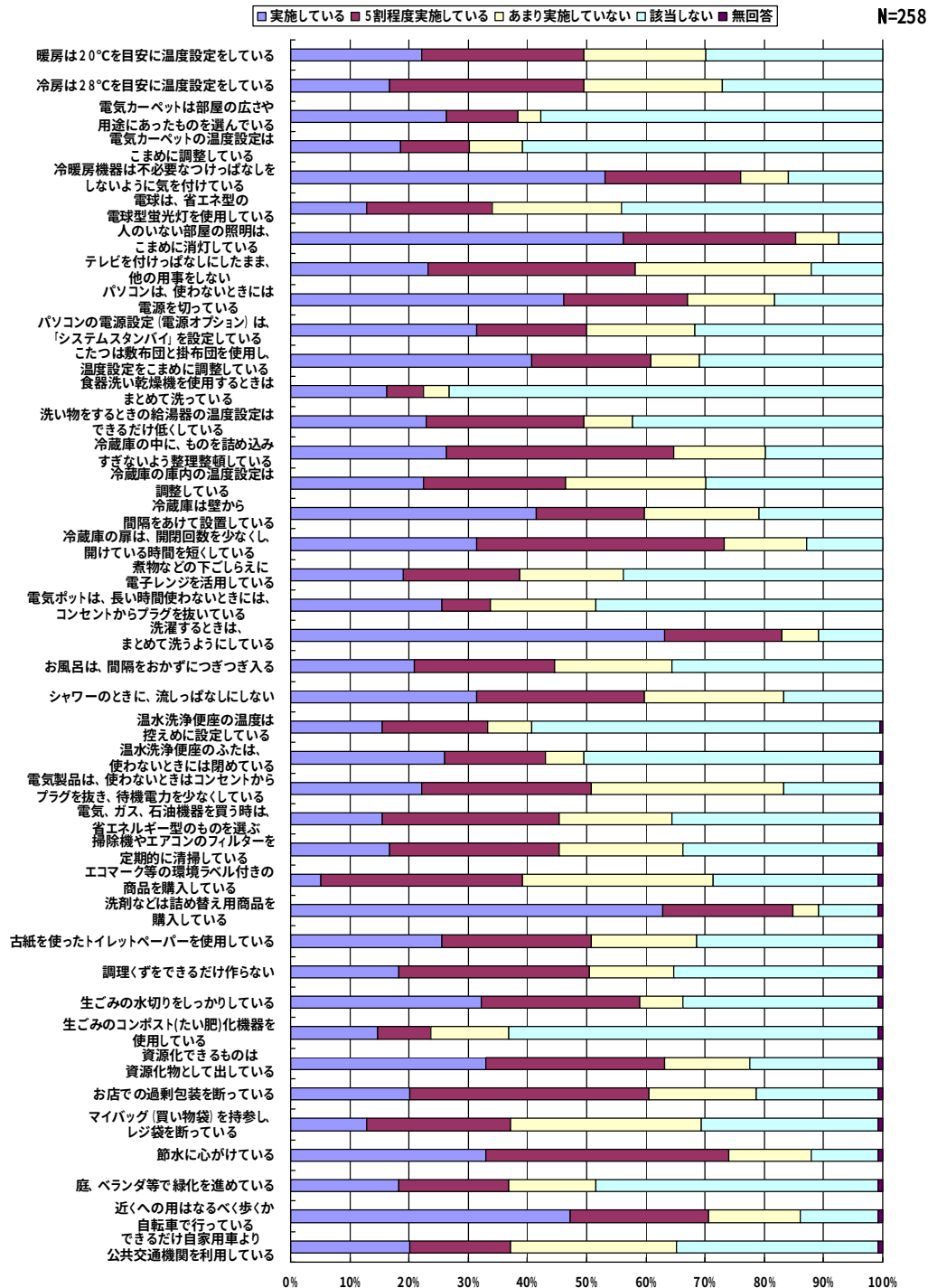


図2-28 実施している『地球温暖化防止のための取組み』

また、『地球温暖化防止のための取組み』40項目の実施率は、40.0%になります。
(実施率の算定方法は45ページに記載しています。)

⑤地球温暖化防止に役立つ行動について

「自ら率先して行動する」「自分にできる身近なことから行動する」と回答した人が7割以上に及んでいますが、「みんなの行動にあわせる」と回答した人も1割となっています(図2-29)。

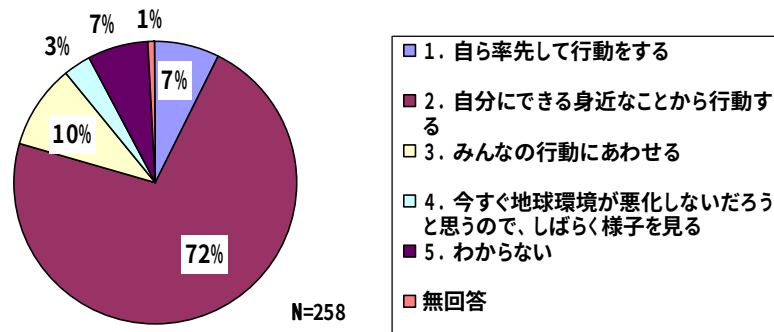


図2-29 地球温暖化防止に役立つ行動

d) まとめ

アンケートの回収状況ですが、市民アンケートの回収率は32.25%、事業者アンケートの回収率は31.86%でした。津山市が過去に市民を対象としたアンケートでは、平成18年11月に「健康つやま21後期計画」策定にあたって実施された「平成18年度健康基礎調査」では38.4%、平成19年5月から6月にかけて「津山市都市計画マスタープラン」策定にあたって実施された「まちづくりアンケート」では36.8%の回収率となっていますが、調査項目の数量、設問内容等を考慮すると、地球温暖化問題に関心を持って協力いただけたことが読み取れます。

まず、関心の高さの面では、市民、事業者、学生アンケートの集計結果から、多くの方が「地球温暖化問題に関心」があり、そして「自分にできる身近なことから行動する」と回答していること等、地球温暖化対策の必要性を理解し、その実践が必要との認識を持っていることが読み取れます。

次に、行動の側面では、地球温暖化問題への取組み状況に関して、市民の家計の節約につながる行動の実施比率の高さがうかがえ、一方で事業者の地域活動への参加機会が少ないこと等が分かりました。

また、買い物袋（マイバッグ）持参に関しては、市民アンケート調査では47.47%の方が「持参し、レジ袋を断っている」としていますが、2008年（平成20年）6月に津山市マイバッグ持参推進実行委員会が市内スーパー9社19店舗において調査した結果では、マイバッグ持参率は23.23%に留まっていることから、アンケートに回答いただいた方の環境問題に対する関心の高さとともに、取組み意識を全体に広げ、行動につなげることの重要性が読みとれます。

取組み意識が全体に広がっていない原因として、各主体（学生、市民、事業者）への地球温暖化問題に関する情報の提供や共有化が不十分であることが大きな要因のひとつであ

ると考えられます。今後、広報や環境教育等の機会を通じ、啓発活動をさらに進め、地球温暖化問題への関心と地球市民としての自覚を高める必要があると考えます。

『地球温暖化防止のための取組み』実施率について

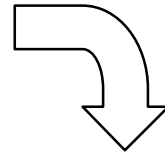
『地球温暖化防止のための取組み』の実施状況を計る指標として、この計画書で用います。

算定方法は次のとおりです。

①アンケートの項目ごとに「実施している」の比率を算出^{※1}します。

(例) 暖房は20℃を目安に温度設定をしている

回答数	3, 193
該当しない	283
実施している	1, 318
5割程度実施している	487
あまり実施していない	978
無回答	127



$$\frac{\text{実施している } 1, 318}{\text{回答数 } 3, 193 - \text{該当しない } 283} = 0.45$$

②項目ごとの比率を合計（市民・学生は40項目、事業者は28項目）します。

暖房は20℃を目安に温度設定をしている	0.45
冷房は28℃を目安に温度設定をしている	0.44
⋮	
合 計	22.58

③合計した比率を実施率化します。（あわせて端数処理します。）

$$22.58 \times \frac{100}{40^{※2}} = 56.4\%$$

2008年（平成20年）における『地球温暖化防止のための取組み』実施率は次のとおりです。

市民の実施率	事業者の実施率	学生の実施率
56.4%	48.2%	40.0%

※1 実施状況を計る指標として活用するため「5割程度実施している」「あまり実施していない」は算入していません。

※2 取組み項目数の違いにより、市民・学生は40、事業者は28になります。

第3章 目標

温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止するためには、経済活動における環境配慮の取組みを高めていくとともに、私たち一人ひとりが生活の在り方を根本的に見直し、資源やエネルギーの消費に伴う環境への負荷を可能な限り低減していく必要があります。

環境対策は理論的に考えているよりも、ある程度の目標を立てて、市民・事業者・市民団体・市の各々が「身近なところから始める」ということが大切です。

1. 目標

基準年や目標値の設定について、「身近なところから始める」取組みを進めていくことが重要なことから、第2章3（3）における市民に対して実施したアンケートから得られた現状の『地球温暖化防止のための取組み』40項目と、事業者に対して実施したアンケートから得られた現状の『地球温暖化防止のための取組み』28項目とを基準として、次のように目標を掲げます。

目 標

2018年（平成30年）における

市民の1世帯あたりの『地球温暖化防止のための取組み』40項目について、実施率を68.8%（2008年(平成20年)実施率56.4%と比べ12.4%増加）まで向上することを目指します。

事業者の1事業所あたりの『地球温暖化防止のための取組み』28項目について、実施率を62.4%（2008年(平成20年)実施率48.2%と比べ14.2%増加）まで向上することを目指します。

短期目標

2011年（平成23年）における

市民の1世帯あたりの『地球温暖化防止のための取組み』40項目について、実施率を62.6%（2008年(平成20年)実施率56.4%と比べ6.2%増加）まで向上することを目指します。

事業者の1事業所あたりの『地球温暖化防止のための取組み』28項目について、実施率を55.3%（2008年(平成20年)実施率48.2%と比べ7.1%増加）まで向上することを目指します。

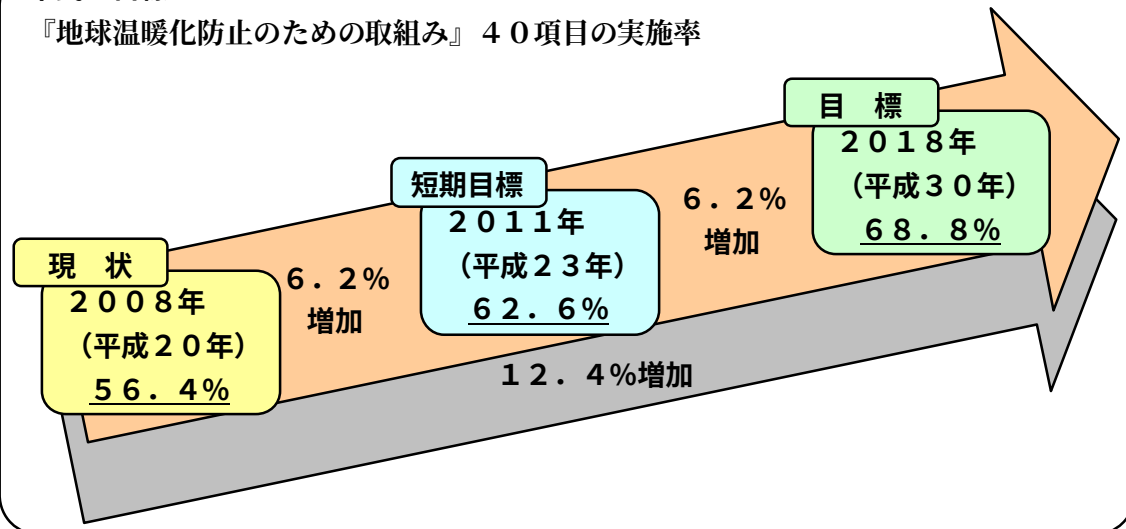
長期的な到達点※1

津山市域からの温室効果ガス排出量を50%削減します。

※1 長期的な到達点とは、2050年（平成62年）を念頭においています。

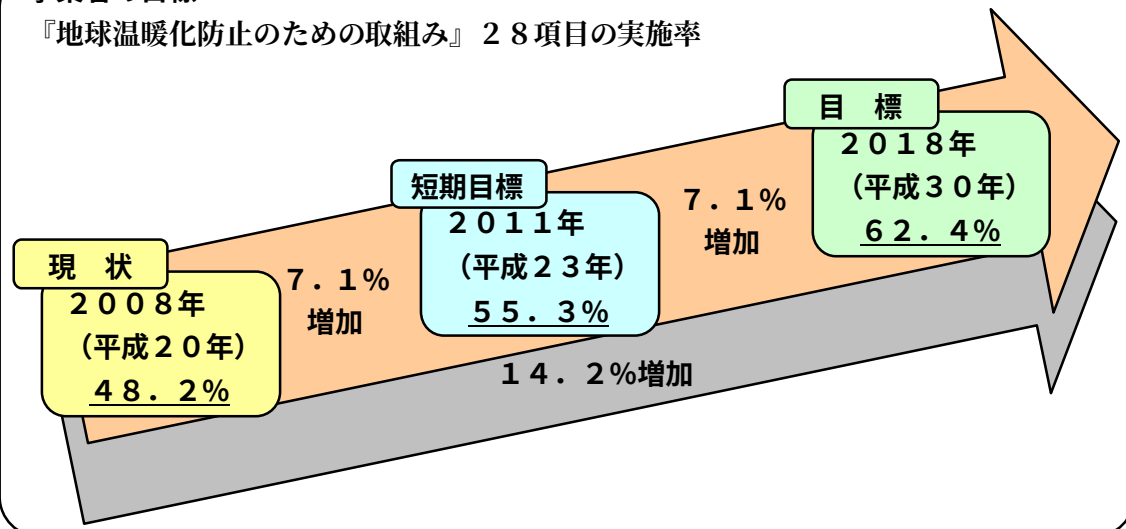
市民の目標

『地球温暖化防止のための取組み』40項目の実施率



事業者の目標

『地球温暖化防止のための取組み』28項目の実施率



目標設定の考え方

市民アンケート『地球温暖化防止のための取組み』40項目、事業者アンケート『地球温暖化防止のための取組み』28項目の回答項目にある『5割程度実施している』『あまり実施していない』について、施策の展開により改善を図ることで、『実施している』の引き上げ（実施率の増加）を図ります。

	2011年	2018年
5割程度実施している	2008年から 20%改善	2008年から 40%改善
あまり実施していない	2008年から 10%改善	2008年から 20%改善

国は2008年（平成20年）7月に策定した「低炭素社会づくり行動計画」の中で、長期目標として、「温室効果ガス排出量を2050年（平成62年）までに現状から60～80%の削減を行う」ことを掲げており、この目標達成には温室効果ガス排出量削減につながる革新的技術開発や既存先進技術の普及等が不可欠としています。これらの技術開発や普及と併せ、市民・事業者・市民団体・市が「身近なところから始める」ことで、長期的な到達点として、津山市域からの温室効果ガス排出量の50%削減を目標とします。

なお、津山市域における温室効果ガス排出量の推計については、第2章3（2）で述べたとおり、現状では実態を正確に捉えることは困難です。そこで、今後、推計手法の調査・研究を行い、排出量推計並びに削減目標値の設定を検討することとします。

この目標達成に向けて、市民・事業者・市民団体・市のそれぞれの役割を設定し、目標達成に向けた取り組み内容を次章で示します。

第4章 役割と取組み

温室効果ガス排出量削減に向けた取組みは、市民・事業者・市民団体・市がさまざまな活動の中に省エネルギーなどの対策を組み入れ、日常生活の習慣や事業活動を見直すとともに、それぞれの特性を活かしながら協働の下、地球温暖化対策に向けて取組むことが必要です。

このため、日常生活の習慣や事業活動を以下の5つの項目に分類し、地球温暖化の取組みを進めることとします。

- ① ライフスタイル・ビジネススタイル
- ② エネルギーの利用
- ③ 廃棄物
- ④ 緑化の推進
- ⑤ 交通

1. 役割

市民・事業者・市民団体・市に求める役割は次のとおりです。

市民	市民は、温暖化問題に日頃から関心を持ち、市等が提供する機会を利用して、温暖化対策についてよく知ることに努めます。また、家庭でのエネルギー使用状況の把握やその節減の工夫、エコドライブ実践による自動車利用の工夫など、日常生活を見直し、その生活の中でできる温暖化対策に積極的に取組みます。さらに、市民団体や事業者、市等の取組みに協力し、協働による温暖化対策事業などにも積極的・主体的に参加していきます。
事業者	事業者は、業種の特性や組織規模・施設規模に応じて、継続的に温暖化対策に取組む体制・仕組みを整備します。また、工場・事業所でのエネルギー使用状況の把握や業種特性に応じた省エネルギー対策の実施、新エネルギーの導入など、事業活動の中でできる温暖化対策に積極的に取組みます。さらに、市民や市民団体、市等の取組みに協力し、協働による温暖化対策事業等にも積極的・主体的に参加していきます。
市民団体	市民団体は、その組織のネットワークを活かして、会員や関係する市民・事業者温暖化対策等の情報を積極的に発信し、啓発や情報共有に努めます。また、省エネルギー対策に加えて、新エネルギーの導入等、団体活動の中でできる温暖化対策に積極的に取組みます。さらに、市民や事業者、市等の取組みに協力し、協働による温暖化対策事業等にも積極的・主体的に参加していきます。

市	市は、自ら率先して、事務活動での省エネルギー対策の実施、事業活動における省エネルギー対策や新エネルギーの導入に努めます。また、市民、事業者、市民団体等が温暖化問題への認識を高め、温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、啓発活動、情報の発信と共有等を積極的に推進します。さらに、他の行政機関等とも連携を図り、温暖化対策事業を推進していきます。
---	---

2. 各主体の取組み

市民・事業者・市民団体・市がさまざまな活動のなかで、計画期間の2018年（平成30年）までに主体的に取り組む項目を示します。

このうち、計画期間中の短期目標期間（2011年（平成23年））に取り組む、市民・事業者・市民団体・市による協働で実施する施策をリーディングプロジェクトとして、具体的な取組み内容や各主体が果たすべき役割、行動目標などを計画・立案しました。

（1）市民の取組み

各家庭生活における温室効果ガスの排出は、主に、電気、ガス、ガソリン、灯油等のエネルギーの使用に伴うものです。このため、生活の中でエネルギーの使用が地球温暖化と深く関連していることを認識した上で、省エネルギーを心がけていくことが必要となります。

分類ごとに、市民のみなさまに求められる取組みを示します。

《ライフスタイル》

- ・地球温暖化問題への知識を深め、日常生活で取り組むことのできる配慮に努めます。
- ・生活の様々な場面において、省エネルギー意識の向上に努めるとともに、温室効果ガスの削減に向けた省エネルギー行動を実践します。
- ・節水に心がけます。
- ・風呂の残り湯を草木の水遣りや洗濯等に活用するよう努めます。
- ・雨水を貯留し、草木の水遣りや洗車等に活用するよう努めます。
- ・エコマーク等の環境ラベル付きの商品を購入するよう努めます。
- ・事業者、市民団体、市等の実施する環境講座やイベント等に積極的に参加します。
- ・地域における環境保全活動に積極的に参加します。
- ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等に積極的に参加します。

《エネルギーの利用》

【家の中】

- ・カーテンやブラインド、すだれ等を上手に利用し、冷暖房効果を高めるようにします。
- ・暖房は20℃を目安に温度設定します。
- ・冷房は28℃を目安に温度設定します。

- ・直射日光が当たるエアコン室外機にはすだれを活用し、機器の効率低下を少なくします。
- ・電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものにします。
- ・電気カーペットの温度設定はこまめに調整します。
- ・電球は、省エネ型の電球型蛍光灯を使用します。
- ・人のいない部屋の照明は、こまめに消灯します。
- ・点灯時間の長い照明にはLED照明を採用します。
- ・家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房機器や照明の利用を節約します。
- ・テレビを付けっぱなしにしたまま他の用事をしないようにし、見ていないときは主電源を切るようにします。
- ・パソコンを使わないときには電源を切るようにします。
- ・パソコンの電源設定（電源オプション）を活用し、電力使用を減らすようにします。
- ・こたつを使うときは敷布団と掛布団を使用し、温度設定をこまめに調整します。
- ・食器洗い乾燥機を使用するときはまとめ洗いをします。
- ・洗い物をするときの給湯器の温度設定はできるだけ低くします。
- ・給湯器の種火はこまめに切るようにします。
- ・冷蔵庫の中に、物を詰め込みすぎないように整理整頓します。
- ・冷蔵庫の庫内の温度設定をこまめに調整します。
- ・冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置します。
- ・冷蔵庫の扉は、開閉回数を少なくし、開けている時間を短くします。
- ・夏場の冷蔵庫の開閉回数を少なくするため魔法瓶を活用します。
- ・煮物などの下ごしらえに電子レンジを活用します。
- ・電気ポットは、長い間使わないときにはコンセントからプラグを抜いて、節電に努めます。
- ・洗濯物はできるだけまとめ洗いするよう心がけます。
- ・お風呂は間隔をあけずにつぎつぎに入るようにします。
- ・シャワーは出しっぱなしにしないようにします。
- ・温水洗浄便座は、控えめに温度設定します。
- ・温水洗浄便座のふたは、使わないときには閉じるようにします。
- ・掃除機やエアコンのフィルターを定期的に清掃します。
- ・電化製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、待機電力を減らすようにします。
- ・電気、ガス、石油機器を買う時は、省エネルギー型のものを選ぶようにします。

【住宅】

- ・家屋の断熱性を向上させ、エネルギーの有効利用に努めます。
- ・太陽光発電施設、太陽熱温水器やペレットストーブ等により、自然エネルギーを積極的に活用するよう努めます。
- ・省エネルギー型の住宅用機器を選択するよう努めます。
- ・雨水貯留槽の設置により雨水の利用を図ります。
- ・節水シャワーヘッドなどを導入するよう努めます。

《廃棄物》

- ・買い物袋を持参し、レジ袋の使用の削減に努めます。
- ・お店での過剰包装を断るよう努めます。
- ・詰め替え用商品を購入するよう努めます。
- ・紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけます。
- ・古紙を使ったトイレットペーパーを購入し、使用します。
- ・リサイクル製品を積極的に利用するよう心がけます。
- ・使い切れない量・数で販売しているものは購入しないよう心がけます。
- ・賞味期限・消費期限切れの廃棄量を削減するよう心がけます。
- ・調理くずをできるだけ作らないように努めます。
- ・生ごみの水きりはしっかりします。
- ・生ごみ処理機、コンポスト等を利用し、生ごみを堆肥として利用するよう心がけます。
- ・資源化できるものは資源化物として排出します。
- ・不要な衣類、家具等はリユースプラザ津山「くるくる」の他、フリーマーケット、回収業者に出して再利用を図ります。
- ・マイ箸を持ち歩くよう心がけます。

《緑化の推進》

- ・庭やベランダで緑化やその保全に努めます。
- ・つる性植物（アサガオ、ゴーヤ等）によるグリーンカーテンを試みます。
- ・街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動に協力するよう努めます。
- ・樹林地や農地、川等の身近な自然の保全活動に積極的に参加するよう努めます。

《交通》

- ・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や乗り合わせての移動により、自動車の利用を減らすよう努めます。
- ・エコドライブを実践します。
- ・ノーマイカーデーに参加します。
- ・ハイブリッド車等の低公害車・低燃費車を購入するよう心がけます。
- ・自動車にE T Cを搭載し、インターチェンジでの停車・発進を減らします。

（２）事業者の取組み

事業者における温室効果ガスの排出は、主に、電気、ガス、ガソリン、灯油等のエネルギーの使用や自動車の利用に伴うものです。このため、事業活動の中でのエネルギー使用が地球温暖化と深く関連することを認識した上で、省エネルギーを心がけていくことが必要となります。

分類ごとに、事業者のみなさまに求められる取組みを示します。

《ビジネススタイル》

- ・書類の簡素化、スリム化やペーパーレス化に取り組めます。

- ・コピー用紙には再生紙を使用します。
- ・コピー用紙の裏紙使用、会議資料の電子化等により、コピー用紙の使用量を減らします。
- ・梱包・包装の削減、再利用に努めます。
- ・エコマーク等の環境ラベル付きの商品を購入するよう努めます。
- ・使用時のエネルギー消費の少ない製品を開発・製造・販売します。
- ・製品の開発・製造・販売にあたっては、長期間使用できることや繰り返し使うことができることに留意します。
- ・廃棄時のリサイクルや処理・処分の容易性を考慮して、製品を開発・製造・販売します。
- ・節水に心がけます。
- ・雨水利用システム、工業用水の再利用、洗浄水の回収等により節水に努めます。
- ・環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じた環境管理システム（ISO14001やエコアクション21等）の導入や、エコ・オフィス活動の充実に努めます。
- ・市の実施する環境施策や市民の実施する環境保全活動に積極的に協力します。
- ・社内での環境教育・学習の機会や地域住民・市民団体との協働による環境保全活動の機会づくりに努めます。
- ・関連企業に環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけるよう努めます。
- ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等に積極的に参加します。

《エネルギーの利用》

【事務活動】

- ・事業所全体のエネルギー使用状況の的確な把握を行い、効率的なエネルギーの活用に努めます。
- ・カーテンやブラインド、すだれ等を上手に利用し、冷暖房効果を高めるようにします。
- ・暖房は20℃を目安に温度設定します。
- ・冷房は28℃を目安に温度設定します。
- ・直射日光が当たるエアコン室外機にはすだれを活用し、機器の効率低下を少なくします。
- ・冷暖房機器の不要なつけっぱなしをしないよう心がけます。
- ・昼休みの照明は必要部分を除いて消灯します。
- ・電球は、省エネ型の電球型蛍光灯を使用します。
- ・人のいない部屋の照明は、こまめに消灯します。
- ・OA機器等は省エネルギー型のものを購入します。
- ・OA機器等の待機電力を減らす設定にし、電力使用を減らすようにします。
- ・洗い物をするときの給湯器の温度設定はできるだけ低くします。
- ・給湯器の種火はこまめに切るようにします。
- ・温水洗浄便座は、控えめに温度設定します。
- ・温水洗浄便座のふたは、使わないときには閉じるようにします。
- ・掃除機やエアコンのフィルターを定期的に清掃します。
- ・電化製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、待機電力を減らすようにします。

【設備】

- ・屋外広告、サイン看板、イルミネーション等を減灯します。
- ・適正な照度の範囲で、蛍光灯・ダウンライト等を減灯します。
- ・照明、空調機器等について、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入します。
- ・工場屋根に遮熱塗装を施し、冷暖房効率の向上を図ります。
- ・設備導入・更新の際には、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入し、できるだけ温室効果ガスを使用しない製品を選ぶように配慮します。
- ・フロン代替化、冷凍機の更新等により、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）の削減に努めます。
- ・熱電併給施設（コージェネレーションシステム）を採用します。
- ・生産工程における不要な動力、熱の使用、照明の見直しを行います。
- ・エネルギー消費設備を適切に点検整備し、エネルギー使用効率の向上に努めます。
- ・ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）やESCO事業（工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービス事業）の導入により省エネルギーに取り組めます。
- ・エネルギー診断の実施及びエネルギー監視・制御システムを導入し、エネルギーの有効利用を図ります。
- ・都市ガス、液化石油ガス等良質燃料への転換を進めます。
- ・太陽光、風力、バイオマス等、新エネルギー・未利用エネルギーを積極的に導入するよう努めます。

《廃棄物》

- ・製品、商品等の包装は、可能な限り簡素化します。
- ・購入する部品、部材等のこん包材又は包装材を削減するよう、納入業者に働きかけます。
- ・詰め替え用商品を購入するよう努めます。
- ・賞味期限・消費期限切れの廃棄量を削減するよう心がけます。
- ・紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけます。
- ・古紙を使ったトイレットペーパーを購入し、使用します。
- ・リサイクル製品を積極的に利用するよう心がけます。
- ・資源化できるものは資源化物として排出します。
- ・不要な衣類、家具等は回収業者に出して再利用を図ります。
- ・建設廃材などの有効利用を図ります。

《緑化の推進》

- ・事業所敷地や建物の屋上での緑化やその保全に努めます。
- ・つる性植物（アサガオ、ゴーヤ等）によるグリーンカーテンを試みます。
- ・街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動に協力するよう努めます。
- ・樹林地や農地、川等の身近な自然の保全活動に積極的に参加するよう努めます。

《交通》

【自動車利用】

- ・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えます。

- ・公共交通機関の積極的な利用や乗り合わせての移動により、自動車の利用を減らすよう努めます。
- ・社用車の効率的な運用を図ります。
- ・定期的に点検整備を行います。
- ・エコドライブを実践します。
- ・ノーマイカーデーの設定等、通勤自動車の使用抑制となる通勤交通対策を図ります。
- ・ハイブリッド車等の低公害車・低燃費車を購入するよう心がけます。
- ・社用車にE T Cを搭載し、インターチェンジでの停車・発進を減らします。

【効率的な輸送システム】

- ・共同輸送の促進や積載効率の向上等により、物流の合理化や輸送効率化を図ります。
- ・地域企業間で連携し、製品輸送方法の再編を図ります。
- ・帰り荷の利用促進を図ります。
- ・鉄道や海運など環境にやさしい輸送手段を活用します。

(3) 市民団体の取組み

市民団体は、その組織のネットワークを活かして、会員や関係する市民・事業者に温暖化対策等の情報を積極的に発信し、啓発や情報共有が必要となります。また、省エネルギー対策に加えて、新エネルギーの導入等、団体活動の中でできる温暖化対策への取組みや、市民や事業者、市等の取組みに協力し、協働による温暖化対策事業等への積極的な参加が必要となります。

活動において省エネルギー意識の向上と省エネルギー行動の実践が必要となります。

分類ごとに、市民団体のみなさまに求められる取組みを示します。

《ライフスタイル》

- ・地球温暖化問題への知識を深め、会員や関係する市民・事業者に対して、日常生活で取組むことのできるように啓発し、自らも実践できるように努めます。
- ・活動の様々な場面において、会員や関係する市民・事業者に対して省エネルギー意識の向上できるように努めるとともに、自らも活動において温室効果ガスの削減に向けた省エネルギー行動を実践します。
- ・会員や関係する市民・事業者に対して、エコマーク等の環境ラベル付きの商品を購入してもらえるように啓発し、自らも購入するよう努めます。
- ・地球温暖化問題に関する講座・イベント等を開催し、地球温暖化防止の啓発を行います。
- ・事業者、他の市民団体、市等の実施する環境講座やイベント等に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・クリーンキャンペーンなどの地域における環境保全活動を啓発し、自らも積極的に取り組みます。
- ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。

《エネルギーの利用》

- ・カーテンやブラインド、すだれなどを上手に利用し、冷暖房効果を高めるよう取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・暖房は20℃を目安に温度設定するとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・冷房は28℃を目安に温度設定するとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・電気、ガス、石油機器を買う時は、省エネルギー型のものを選ぶとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・太陽光発電施設、太陽熱温水器やペレットストーブ等により、自然エネルギーの普及を積極的に行うとともに、会員にも自然エネルギーを積極的に導入するよう呼びかけを行います。

《廃棄物》

- ・買い物袋の持参とレジ袋の使用削減に取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・お店での過剰包装を断るよう取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・詰め替え用商品を購入するよう取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・イベント等では紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるように会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも心がけ、廃棄物減量を推進します。
- ・リユース食器の使用に取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・マイ箸を持ち歩くように取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。

《緑化の推進》

- ・つる性植物（アサガオ、ゴーヤ等）によるグリーンカーテンの普及に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動に協力するとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・樹林地や農地、川等の身近な自然の保全活動に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。

《交通》

- ・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えるとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・公共交通機関の積極的な利用や乗り合わせての移動により、自動車の利用を減らすよう取組むとともに、会員にも呼びかけを行います。
- ・エコドライブの普及に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。

（４）市の取組み

市は、市民・事業者・市民団体の地球温暖化に対する取組みが円滑に進むよう、情報提供を行うとともに、地球温暖化対策に関する施策を策定し、市民・事業者・市民団体の取組みを支援します。

これらの施策の推進にあたっては、関係部局と連携を図りつつ効果的に関連施策を推進します。

一方、津山市の地域における地球温暖化対策にあたっては、市は、行政という立場にあ

りながらも、市内の大きな事業体の一つとして、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことも求められています。このことから、津山市では、環境に配慮した事務を行うための取組みを平成10年から進めており、2006年（平成18年）10月からは「エコオフィスプラン2006～太助と一緒にエコにチャレンジ～（津山市地球温暖化対策実行計画）」の運用を行っています。

《ライフスタイル・ビジネススタイル》

- ・市役所も1事業者として地球温暖化対策に取り組むため、職員研修の実施のほか、「エコオフィスプラン2006～太助と一緒にエコにチャレンジ～（津山市地球温暖化対策実行計画）」の推進や、「グリーン購入手順書」に基づくグリーン購入を推進します。
- ・広報つやまやホームページ等を通じ、市民・事業者に対するグリーン購入、地産地消、フードマイレージ等の普及を推進します。
- ・こどもエコクラブの取組みを支援します。
- ・地球温暖化対策等に関する基礎知識を普及させるため、環境講座を開催します。
- ・体験型環境学習の推進及び環境副読本等の教材を充実・強化します。
- ・地球温暖化対策に関する取組事例などの具体的な情報を広報つやまやホームページ等を用いて提供します。
- ・環境報告書を作成し、市の環境情報や取組状況を定期的に報告、公表します。
- ・6月の「環境月間」や12月の「地球温暖化防止月間」では、広報つやまやホームページ等によるPRなどにより、地球温暖化防止に対する市民の関心の喚起に努めます。
- ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等、市民・事業者・市民団体に対して、情報を提供し、積極的な参加を促します。

《エネルギーの利用》

- ・消費者にわかりやすく情報提供を行うことにより、省エネ機器の買い替えを促進し、省エネ機器の普及を促進します。
- ・消費者にわかりやすく情報提供を行うことにより、新エネ機器の導入を促進します。
- ・住宅、ビル等の断熱化など、省エネルギー型建築物の普及を促進します。
- ・住宅用太陽光発電システム、高効率エネルギーシステムの普及を促進します。
- ・ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）やESCO事業（工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービス事業）について、民間事業所等への普及拡大を推進します。
- ・「津山市バイオマスタウン構想」に基づき、広域連携、産学官連携を図りながらバイオマスの利活用を推進します。また、津山市の地域特性を活かすため、重点的に木質系バイオマスの利活用を推進します。
- ・公共施設及び学校等への自然エネルギーや省エネルギー施設の率先導入、利用等への意識啓発を推進します。

《廃棄物》

- ・買い物袋持参運動を推進し、持参率の向上を目指します。

- ・ごみとならない環境に配慮した商品の選択等、グリーン購入の拡大に向けた普及啓発・情報提供に努めます。
- ・各種料理教室でエコクッキングを啓発します。
- ・広報つやま、給食だよりやホームページ等を通じ、エコクッキングを啓発します。
- ・生ごみ処理容器（コンポスト）、生ごみ処理機への助成制度を推進し、ごみの更なる減量を推進します。
- ・市民・事業者等の排出者に対し、発生源での減量や分別排出の徹底について啓発・指導を強化します。
- ・イベント等では紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけ、リユース食器の使用を推進し廃棄物減量を推進します。
- ・リユースプラザ津山「くるくる」の運営により、ごみの減量化とリユース意識の高揚に努めます。
- ・地域における集団回収等によりごみの減量化と資源の再利用を推進します。
- ・「青空リサイクルプラザ（出前資源回収）」を実施し、ごみの減量化と資源の再利用を推進します。

《緑化の推進》

- ・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全及び緑化を推進します。
- ・街路樹や公園施設の適切な維持管理に努めます。
- ・家庭や事業所に対して緑化の普及啓発を行います。
- ・まちの緑を豊かにし、地球温暖化対策にも効果のある「グリーンカーテン」の普及を推進します。
- ・緑化推進活動等に携わる市民団体を育成・支援し、市民との協働により緑地の保全を推進します。

《交通》

- ・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えます。
- ・公共交通機関を積極的に利用し、自動車の利用を減らすよう努めます。
- ・庁用車の効率的な運用を図ります。
- ・自動車購入に関する補助制度の周知を図り、市民への低燃費車、低公害車の普及拡大を推進します。
- ・市が新規に購入する公用車については低燃費車、低公害車を原則とし、低燃費車、低公害車の導入促進に努めます。
- ・広報つやまやホームページにおいて、エコドライブに関する情報を提供します。
- ・市民に燃費計を貸し出し、市民のエコドライブを推進します。
- ・公用車に燃費計を取り付け、公用車のエコドライブを推進します。
- ・ノーマイカーデーの実施及び呼びかけを行います。
- ・渋滞緩和による環境改善を図るため、市街地環状道路網の整備や、交差点改良を進めます。
- ・駐車場案内システム（津山市駐車場情報）の周知及び既存駐車場の有効かつ効率的な利用促進を図ります。

- ・公共交通マップを市民へ配布するとともに、交通結節点の整備により公共交通機関の利用促進に努めます。
- ・歩道等のバリアフリー化、交通安全対策、自転車通行帯の整備等により、安全で快適な歩行者・自転車空間の形成を図ります。

(5) リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、計画期間中の短期目標期間（2011年（平成23年））に、市民・事業者・市民団体・市による協働で実施する施策として、具体的な取組内容や各主体が果たすべき役割、行動目標などを計画・立案しました。

リーディングプロジェクト名称	リーディングプロジェクト概要
みんなで学ぼう温暖化対策プロジェクト	生活の様々な場面において、省エネルギー意識の向上に努めるため、地球温暖化問題への知識を深め、日常生活での実践を図ります。
省エネ機器普及促進プロジェクト	地球温暖化防止に効果的なエアコンや冷蔵庫等省エネ家電や電球型蛍光灯、ガス機器の普及促進を図ります。
グリーンカーテンプロジェクト	つる性植物による壁面緑化『グリーンカーテン』の普及促進を図ります。
廃棄物減量プロジェクト	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底を図ることで、廃棄物の削減を図ります。
車の使い方見直しプロジェクト	エコドライブの実践、低公害車の普及促進を図るとともに、ノーマイカーデーの実施などによる徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、自動車の使い方を見直します。
自然エネルギー活用プロジェクト	太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスエネルギー等の活用を図ることで、石油や石炭等の化石燃料からの転換を図ります。

プロジェクトナンバー① みんなで学ぼう温暖化対策プロジェクト		
目的		市民一人ひとりが環境に配慮した行動を主体的に考え、実践するために、幅広い世代を対象に、環境教育・環境学習の場を提供します。市民・事業者・市民団体が知識を深めることにより、地球温暖化問題を考え、身近なことから環境改善行動を起こすことにより、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を家庭・事業所から地域社会へと浸透を目指します。
各主体の役割	市民	・地球温暖化問題への知識を深め、日常生活で取り組むことのできる配慮に努めます。 ・生活の様々な場面において、省エネルギー意識の向上に努めるとともに、温室効果ガスの削減に向けた省エネルギー行動を実践します。 ・事業者、市民団体、市等の実施する環境講座やイベント等に積極的に参加します。 ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等に積極的に参加します。
	事業者	・市の実施する環境施策や市民の実施する環境保全活動に積極的に協力します。 ・社内での環境教育・学習の機会や地域住民・市民団体との協働による環境保全活動の機会づくりに努めます。 ・関連企業に環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけるよう努めます。 ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等に積極的に参加します。
	市民団体	・地球温暖化問題への知識を深め、会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも日常生活で取り組むことのできる配慮に努めます。 ・活動の様々な場面において、会員や関係する市民・事業者に対して省エネルギー意識の向上できるよう努めるとともに、自らも活動において温室効果ガスの削減に向けた省エネルギー行動を実践します。 ・事業者、他の市民団体、市等の実施する環境講座やイベント等に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。 ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」等に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。

	市	・地球温暖化対策等に関する基礎知識を普及させるため、環境講座を開催します。 ・体験型環境学習の推進及び環境副読本等の教材の充実・強化を図ります。 ・地球温暖化対策に関する取組事例などの具体的な情報を広報つやまやホームページ等を用いて提供します。 ・6月の「環境月間」や12月の「地球温暖化防止月間」では、広報つやまやホームページ等によるPRなどにより、地球温暖化防止に対する市民の関心の喚起に努めます。 ・「チーム・マイナス6%」、「アースキーパーメンバーシップ制度」、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」など、市民・事業者・市民団体に対して、情報を提供し、積極的な参加を促します。
行動計画		・地球温暖化防止活動推進員等と協力し、地球温暖化問題への知識を深め、温室効果ガスの削減に向けた省エネルギー行動を学ぶ環境講座を開催します。 ・体験型環境学習の機会を提供します。 ・市民団体が学習会等の講師として参加します。 ・教育機関に対して授業で活用できる講師派遣情報等を提供し、その利用を呼びかけます。 ・環境副読本等の教材を作成します。 ・「津山の環境学習ワークシート」を授業で活用し、その活用率を高めていきます。

プロジェクトナンバー② 省エネ機器普及促進プロジェクト		
目的		新規購入や買い替えにあたっては、エネルギー効率の高い省エネルギー機器を導入することで、機器の使用に伴う二酸化炭素の排出抑制につながります。そのため、「省エネラベリング制度」の普及啓発や省エネルギー機器の新規購入・買い替え促進に関する情報提供を行います。
各主体の役割	市民	・電球は、省エネ型の電球型蛍光灯を使用します。 ・電気、ガス、石油機器を買う時は、省エネルギー型のものを選ぶようにします。 ・省エネルギー型の住宅用機器を選択するよう努めます。
	事業者	・電球は、省エネ型の電球型蛍光灯を使用します。 ・OA機器等は省エネルギー型のものを購入します。 ・照明、空調機器等について、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入します。 ・設備導入・更新の際には、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入し、できるだけ温室効果ガスを使用しない製品を選ぶように配慮します。
	市民団体	・電気、ガス、石油機器、あるいは住宅機器を買う時は、省エネルギー型のものを選ぶよう会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも活動において実践します。
	市	・消費者にわかりやすく情報提供を行うことにより、省エネ機器の買い替えを促進し、省エネ機器の普及を促進します。
行動計画		・省エネ機器普及促進のための情報提供を行います。 ・電球から電球型蛍光灯への切り替え促進を行います。 ・普及促進のためのキャンペーンを展開します。 ・市民団体が学習会等の講師として参加します。

プロジェクトナンバー③ グリーンカーテンプロジェクト		
目的		つる性植物によるグリーンカーテンにより、日陰の形成や植物の蒸散作用等により室温の上昇を抑えることで、冷房の使用を減らすことができることから、グリーンカーテンの普及促進を図ります。あわせて、生垣緑化や屋上緑化、壁面緑化等の普及を推進します。
各主体の役割	市民	・庭やベランダで緑化やその保全に努めます。 ・つる性植物（アサガオ、ゴーヤ等）によるグリーンカーテンを試みます。
	事業者	・事業所敷地や建物での緑化やその保全に努めます。 ・つる性植物（アサガオ、ゴーヤ等）によるグリーンカーテンを試みます。
	市民団体	・つる性植物（アサガオ、ゴーヤ等）によるグリーンカーテンの普及に積極的に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。
	市	・まちの緑を豊かにし、地球温暖化対策にも効果のある「グリーンカーテン」の普及を推進します。 ・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全及び緑化を推進します。 ・家庭や事業所に対して緑化の普及啓発を行います。
行動計画		・「グリーンカーテン」が地球温暖化対策となることを周知し、普及を推進します。 ・グリーンカーテン講習会を開催します。 ・グリーンカーテンコンテストを実施します。

プロジェクトナンバー④ 廃棄物削減プロジェクト		
目的		3 Rを進めることで、直接的な温室効果ガスの排出量の削減のほか、商品・製品の製造、流通、販売、消費、廃棄の各段階で発生する温室効果ガスの削減につながります。 そのため、日常生活及び事業生活を見直し、ごみの減量化を推進します。
各主体の役割	市民	・買い物袋を持参し、レジ袋の使用の削減に努めます。 ・お店での過剰包装を断るよう努めます。 ・詰め替え用商品を購入するよう努めます。 ・紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけます。 ・古紙を使ったトイレットペーパーを購入し、使用します。 ・リサイクル製品を積極的に利用するよう心がけます。 ・使い切れない量・数で販売しているものは購入しないよう心がけます。 ・賞味期限・消費期限切れの廃棄量を削減するよう心がけます。 ・調理くずをできるだけ作らないように努めます。 ・生ごみの水きりはしっかりします。 ・生ごみ処理機、コンポスト等を利用し、生ごみを堆肥として利用するよう心がけます。 ・資源化できるものは資源化物として排出します。 ・不要な衣類、家具等はリユースプラザ津山「くるくる」の他、フリーマーケット、回収業者に出して再利用を図ります。 ・マイ箸を持ち歩くよう心がけます。
	事業者	・製品、商品等の包装は、可能な限り簡素化します。 ・購入する部品、部材等のこん包材又は包装材を削減するよう、納入業者に働きかけます。 ・詰め替え用商品を購入するよう努めます。 ・賞味期限・消費期限切れの廃棄量を削減するよう心がけます。 ・紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけます。 ・古紙を使ったトイレットペーパーを購入し、使用します。 ・リサイクル製品を積極的に利用するよう心がけます。 ・資源化できるものは資源化物として排出します。 ・不要な衣類、家具等は回収業者に出して再利用を図ります。 ・建設廃材などの有効利用を図ります。
	市民団体	・買い物袋の持参とレジ袋の使用削減を会員や関係する市

		民・事業者に対して促し、自らも活動において実践します。 ・お店での過剰包装を断るよう会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも活動において実践します。 ・詰め替え用商品を購入するよう会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも活動において実践します。 ・イベント等では紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも廃棄物減量を推進します。 ・リユース食器の使用を推進します。 ・マイ箸を持ち歩くよう会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも活動において実践します。
	市	・買い物袋持参運動を推進し、持参率の向上を目指します。 ・ごみとならない環境に配慮した商品の選択等、グリーン購入の拡大に向けた普及啓発・情報提供に努めます。 ・各種料理教室でエコクッキングを啓発します。 ・広報つやま、給食だよりやホームページ等を通じ、エコクッキングを啓発します。 ・生ごみ処理容器（コンポスト）、生ごみ処理機への助成制度を推進し、ごみの更なる減量を推進します。 ・市民・事業者等の排出者に対し、発生源での減量や分別排出の徹底について啓発・指導を強化します。 ・イベント等では紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけ、リユース食器の使用を推進し廃棄物減量を推進します。 ・リユースプラザ津山「くるくる」の運営により、ごみの減量化とリユース意識の高揚に努めます。 ・地域における集団回収等によりごみの減量化と資源の再利用を推進します。 ・「青空リサイクルプラザ（出前資源回収）」を実施し、ごみの減量化と資源の再利用を推進します。
行動計画		・ごみとならない環境に配慮した商品の選択等、3Rに関する普及啓発・情報提供に努めます。 ・各種料理教室の中で、ゴミを出さないエコクッキングを啓発します。 ・生ごみ処理容器（コンポスト）、生ごみ処理機への助成制度を継続実施します。 ・イベント等では紙コップ・割り箸等の使い捨て商品の使用は控えるよう心がけ、リユース食器の使用を推進し廃棄物減量を推進します。 ・リユースプラザ津山「くるくる」を継続運営し、利用率向

	上を目指します。 ・地域における集団回収等を推進します。 ・「青空リサイクルプラザ（出前資源回収）」を継続実施し、利用率向上を目指します。
--	---

プロジェクトナンバー⑤ 車の使い方見直しプロジェクト		
目的		エコドライブ（環境に配慮した自動車の使用）の実践や、低公害車への切り替えのほか、徒歩や自転車、公共交通機関の利用など、自動車に依存しない交通手段への移行を考え、自動車の使い方を見直します。 エコドライブ、自動車から徒歩・自転車・公共交通機関への移行により、自動車利用に伴う二酸化炭素の排出抑制を図ります。
各主体の役割	市民	・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えます。 ・公共交通機関を積極的に利用し、自動車の利用を減らすよう努めます。 ・エコドライブを実践します。 ・ハイブリッド車等の低公害車・低燃費車を購入するよう心がけます。 ・自動車にE T Cを搭載し、インターチェンジでの停車・発進を減らします。
	事業者	・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えます。 ・公共交通機関を積極的に利用し、自動車の利用を減らすよう努めます。 ・社用車の効率的な運用を図ります。 ・定期的に点検整備を行います。 ・エコドライブを実践します。 ・ノーマイカーデーの設定等、通勤自動車の使用抑制となる通勤交通対策を図ります。 ・ハイブリッド車等の低公害車・低燃費車を購入するよう心がけます。 ・社用車にE T Cを搭載し、インターチェンジでの停車・発進を減らします。
	市民団体	・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えることを会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも活動において実践します。 ・公共交通機関の積極的な利用や乗り合わせての移動により、自動車の利用を減らすよう会員や関係する市民・事業者に対して促し、自らも努めます。 ・エコドライブの普及に参加するとともに、会員にも呼びかけを行います。
	市	・短距離の移動は徒歩や自転車に切り替えます。 ・公共交通機関を積極的に利用し、自動車の利用を減らすよう努めます。

		・庁用車の効率的な運用を図ります。 ・自動車購入に関する補助制度の周知を図り、市民への低燃費車、低公害車の普及拡大を図ります。 ・市が新規に購入する公用車についてはハイブリッド車等の低燃費車、低公害車を原則とし、低燃費車、低公害車の導入促進に努めます。 ・広報つやまやホームページにおいて、エコドライブに関する情報を提供します。 ・市民に燃費計を貸し出し、市民のエコドライブを推進します。 ・公用車に燃費計を取り付け、公用車のエコドライブを推進します。 ・駐車場案内システム（津山市駐車場情報）の周知及び既存駐車場の有効かつ効率的な利用促進を図ります。 ・公共交通マップを市民へ配布するとともに、交通結節点の整備により公共交通機関の利用促進に努めます。 ・歩道等のバリアフリー化、交通安全対策、自転車通行帯の整備等により、安全で快適な歩行者・自転車空間の形成を図ります。
行動計画		・エコドライブに関する情報を提供します。 ・エコドライブ講習会を開催します。 ・出前エコドライブ講習会を開催します。

プロジェクトナンバー⑥ 自然エネルギー活用プロジェクト		
目的		太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス等の自然エネルギーを活用することは、石油や石炭等の化石燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の排出抑制につながります。そのため、自然エネルギーの普及啓発や自然エネルギー機器の新規購入・買い替え促進に関する情報提供を行います。 また、津山市の地域特性を活かすため、重点的に木質系バイオマスの利活用を推進します。
各主体の役割	市民	・太陽光発電施設、太陽熱温水器やペレットストーブ等により、自然エネルギーを積極的に活用するよう努めます。
	事業者	・太陽光、風力、バイオマス等、新エネルギー・未利用エネルギーを積極的に導入するよう努めます。
	市民団体	・太陽光発電施設、太陽熱温水器やペレットストーブ等により、自然エネルギーの普及を積極的に行うとともに、会員にも自然エネルギーを積極的に導入するよう呼びかけを行います。
	市	・消費者にわかりやすく情報提供を行うことにより、新エネルギー機器の導入を促進します。 ・「津山市バイオマスタウン構想」に基づき、広域連携、産学官連携を図りながらバイオマスの利活用を推進します。また、津山市の地域特性を活かすため、重点的に木質系バイオマスの利活用を推進します。 ・公共施設及び学校等への自然エネルギーや省エネルギー施設の率先導入、利用等への意識啓発を推進します。
行動計画		・自然エネルギー機器の情報提供を行います。 ・自然エネルギー導入にあたっての各種補助制度について情報提供を行います。 ・広域連携、産学官連携を図りながらバイオマスの利活用を推進し、津山市の地域特性を活かすため、重点的に木質系バイオマスの利活用を推進します。

第5章 進行管理

本計画に掲げた目標を達成するためには、市民・事業者・市民団体・市の各主体が特性に応じた対策を推進するとともに、それぞれの役割を踏まえ、各主体が温暖化対策に関する情報を共有し、地球温暖化問題に対する理解を深め、協働して取組むことが効果的であることから、以下の組織等を活用して推進します。

1. 推進体制の整備

(1) 地球温暖化対策を推進する組織の形成

地球温暖化の推進にあたっては、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組みを推進することが求められます。市民・事業者・市民団体・市が一体となって地球温暖化対策を推進する組織を設置します。

(2) 国、岡山県、他の自治体との連携・協力

地球温暖化対策の推進には、広域的な視点での取組みが必要なことから、国・岡山県・他市町村といった様々な機関と連携・協力します。

(3) 地球温暖化防止活動推進員、岡山県地球温暖化防止活動推進センター等との連携

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進員や岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、市民・事業者・市民団体に対する普及啓発をはじめとする地球温暖化対策を推進します。

また、地域において省エネルギー普及活動を行うリーダー的役割を担う省エネルギー普及指導員や、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し環境保全活動に関する助言等を行う環境カウンセラーとも連携し、地球温暖化対策を推進します。

(4) 庁内推進体制

本市における地球温暖化対策を体系的・計画的に推進していくため、庁内の各部局で構成する庁内の環境政策推進本部を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行う等、全庁的な取組みを推進します。

2. 進行管理体制

本計画の実効性を確保するため、計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)という一連の流れ(PDCA サイクル)により、計画の進捗状況の点検や評価を行い、その結果を次年度に向けた取組みの見直しや事業化等にフィードバックさせます。

また、第3章で掲げた目標に対する進捗状況を把握するため、アンケート調査の実施により取組み状況を把握するとともに、これらの取組みを点検評価します。

その結果を「津山市の環境報告書」や本市のホームページ等を利用し公表するとともに、本計画に基づく地球温暖化対策の進捗状況について津山市環境政策審議会から意見をいただきます。

3. 計画の見直し

地球温暖化問題は、時々刻々と進行し、その対策も日々変化しています。また、問題に対応する技術も日進月歩で向上しています。したがって、本計画は、今後の取組み状況の推移、地球温暖化に関する各種施策の実施状況、国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

資料編

1. 津山市環境基本条例
2. 津山市環境政策審議会規則
3. 津山市環境政策審議会委員名簿・開催状況
4. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会設置要綱
5. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会委員名簿・開催状況
6. 津山市地球温暖化対策地域推進計画（案）報告書あとがき
7. 「津山市地球温暖化対策地域推進計画（素案）」に対する市民意見及び市の考え方
8. 津山市環境政策推進本部設置要綱
9. 市民アンケート『地球温暖化防止のための取組み』40項目
実施率算定資料（36・45～47ページ関連部分）
10. 事業者アンケート『地球温暖化防止のための取組み』28項目
実施率算定資料（40・45～47ページ関連部分）
11. 環境用語集

資料編 1. 津山市環境基本条例

平成 14 年 12 月 20 日
津山市条例第 41 号

改正 平成 18 年 12 月 20 日条例第 50 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 環境の保全等に関する施策の基本計画等（第 9 条～第 12 条）

第 3 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 13 条～第 25 条）

第 4 章 環境の保全等に関する施策の推進体制（第 26 条～第 28 条）

第 5 章 環境政策審議会（第 29 条～第 32 条）

第 6 章 雑則（第 33 条）

付則

私たちのまち津山は、緑深く雄大な中国山地の裾野に位置し、市街の中央を吉井川が貫流する豊かな自然に恵まれた歴史と文化の薫るまちです。

21 世紀を迎えた今、私たちは、これまでの社会経済活動の結果として、物質的な豊かさや便利さを享受して生活をしています。しかし、その一方で、都市化の進展などによって、清流や里山里地などの自然は減少し、環境への負荷を増大させ、あらゆる生命の源である地球全体の環境にも重大な影響を及ぼしています。

もとより私たちは、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引継いでいく責務を負っています。それゆえ、私たちは、日常生活等における活動が地域の環境、ひいては地球の環境に影響を与えていることを認識し、自らの生活と社会のあり方を見直す必要があります。

私たちは、このことを深く自覚し、すべての者がパートナーシップの下で協働して、あらゆる生命が豊かにはぐくまれる持続可能な社会を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全、再生及び形成（以下「環境の保全等」という。）のための基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保し、持続可能な社会の実現及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心かつ安全で文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に

密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。

（2）市民団体 町内会、ボランティア団体等公益の増進に寄与することを目的として、主として市民又は事業者により組織された団体をいう。

（3）パートナーシップ 市民、事業者、市民団体及び市がそれぞれの責任と役割の下で、相互に支え合い、相乗効果をもたらす関係をいう。

（4）共育 学校、家庭、職場、地域等において、市民、事業者及び市民団体（以下「市民等」という。）が対等な立場で相互に学び合い、共に生きる力と豊かな心をはぐくむことをいう。

（5）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（6）地球環境の保全 人の活動による気候変動、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（7）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の状態が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（1）すべての者の参画と環境優先の認識の下で、環境の保全上の支障が未然に防止されるとともに、良好な環境が確保され、将来の世代に引継がれること。

（2）大気、水、大地その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然と文化の調和のとれた環境が実現されること。

（3）地域の風土、歴史、文化等をいかし、育てることにより、潤いと安らぎのある環境が実現されること。

（4）環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るとともに、資源循環型で持続可能な社会が構築されること。

（5）地域社会のあらゆる場において、環境の保全等に関する共育や活動を通じて環境についての理解を深めることにより、環境の保全等に資する人づくりが図られること。

（6）地球環境の保全が人類共通の課題であることをすべての者が深く認識し、それぞれの活動の場において、国際的な協調の下で積極的に推進されること。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、環境の保全等に積極的に

努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないようにするとともに、日常生活において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動（以下「環境活動」という。）に積極的に取組むように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することがないように公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、環境活動に積極的に取組むように努めなければならない。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境活動に積極的に取組むように努めなければならない。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、環境活動を積極的に推進するために、市民等の参画並びに市民等への情報及び共育の機会の提供に努めなければならない。

（各主体の協働）

第8条 市、市民、事業者及び市民団体は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすため、パートナーシップの下で協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本計画等

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方向及び指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民等の参画又は協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画の進行管理）

第10条 市長は、環境基本計画の適切な進行管理を図るため、次の各号に掲げる事項に関する文書を毎年作成し、これを公表するものとする。

（1）環境の保全等に関する施策を具体的かつ効果的に実施するための行動計画

（2）市域における環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況及びその評価、市民等の環境活動の実施状況及びその評価等に関する報告

2 市長は、前項の文書の作成に当たっては、市民等の参画又は協力が得られるように努めるものとする。

（地域環境行動計画）

第11条 市民等は、環境基本計画を推進するため、市内の各地域において地域環境行動計画を定めるように努めるものとする。

2 市長は、前項の地域環境行動計画の策定に当たっては、支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境基本計画との整合）

第12条 市長は、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

（規制の措置）

第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する活動を促進するため、必要かつ適正な経済的助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行ない、必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

（公共的施設の整備の推進等）

第15条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる公共的施設の整備を推進するものとする。

（1）下水道、廃棄物処理施設等環境の保全上の支障を防止するための施設

（2）公園、緑地等自然環境の適正な整備及び利用を図るための施設

2 前項に定めるもののほか、市は、公共及び民間の施設が人の健康や環境に配慮して整備されるよう推進するものとする。

（自然環境の保全と再生）

第16条 市は、吉井川をはじめとする地域固有の河川、里山里地等の豊かな自然環境を保全及び再生するため、人と自然が触れ合える機会の提供、地産地消による農林業をいかした地域づくりの推進等に努めるものとする。

（環境を大切にするまちづくりの推進）

第17条 市は、環境を大切にするまちづくりを推進するため、次世代に継承すべき歴史的又は文化的な魅力あるまちなみの形成、公共交通機関の充実及び利用の促進、防災の充実等が促進されるように努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第18条 市は、環境への負荷を低減するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、グリーン購入等が促進されるように努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第19条 市は、地球環境を保全するため、国際的な協調の下で、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(調査等の実施及び監視等の体制整備)

第20条 市は、環境の保全等に資するため、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び研究を実施するものとする。

- (1) 環境の状況の把握
 - (2) 環境の変化の予測及び環境の変化による影響の予測
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に必要と認める事項
- 2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境共育の推進)

第21条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が推進されるように、環境保全等に関する共育の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の活動の支援)

第22条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するため、市民等が情報を交換し、連携するための機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を収集し、その情報を市民等に適切に提供するものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第24条 市は、事業者自らが環境への負荷の低減について目標を定め、計画的に目標の達成を図るための活動を推進し、その実施状況の点検及び評価並びに的確な環境の監査が行えるように、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第25条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境の保全等に関する施策の推進体制

(市民等の意見の反映)

第26条 市は、環境の保全等に関する施策に市民等の意見を反映するため、市民等の意見を聴く機会の提供に努めるものとする。

(体制の整備等)

第27条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全等に関する施策を積極的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。
2 市は、環境の保全等に関する施策を市民等とのパートナーシップにより推進するため、市民等による組織づくりの支援に努めるものとする。

(国等との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策について、国、県その他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 環境政策審議会

(設置及び所掌事務)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、津山市環境政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関する施策の基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第30条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前3号のほか市長が特に必要と認める者

(任期)

第31条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第32条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される津山市環境政策審議会委員の任期は、この条例による改正後の津山市環境基本条例第31条の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。

(津山市環境保全条例の一部改正)

3 津山市環境保全条例(昭和49年津山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 環境保全対策審議会(第38条～第41条)」を「第5章 削除」に改める。

第18条第4項中「津山市環境保全対策審議会」を「津山市環境基本条例(平成14年津山市条例第41号)に基づく津山市環境政策審議会」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第38条から第41条まで 削除

資料編 2. 津山市環境政策審議会規則

平成 18 年 12 月 20 日
津山市規則第 79 号

改正 平成 20 年 3 月 25 日規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山市環境基本条例（平成 14 年津山市条例第 41 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、津山市環境政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審議会には、会長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 4 条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
4 部会長は、部務を掌理し、専門部会における調査審議の状況及びその結果を審議会に報告する。
5 前条の規定は、専門部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境福祉部環境生活課において処理する。

(その他)

第 6 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則による審議会の最初の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(津山市環境保全条例施行規則の一部改正)

3 津山市環境保全条例施行規則（昭和 49 年津山市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条から第 16 条までを削り、第 17 条を第 12 条とする。
様式第 10 号中「(第 17 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改める。

付 則（平成 20 年 3 月 25 日規則第 26 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料編 3. 津山市環境政策審議会委員名簿・開催状況

1. 津山市環境政策審議会委員名簿

役 職	所 属	ふりがな 氏 名
会 長	津山市環境衛生推進委員会	まつお かんじ 松尾 官治
副会長	美作大学	ふくだ けいこ 福田 恵子
委員	岡山県美作県民局地域政策部環境課	なかしま すなお 中島 順
//	津山市小中学校校長会	たまき よういち 玉木 陽一
//	津山工業高等専門学校	たなべ しげる 田邊 茂
//	岡山県立津山工業高等学校	みやけ ただお 三宅 直生
//	津山商工会議所女性会	ながれ さかえ 永禮 栄
//	津山農業協同組合 J A つやま女性部	つつしお きよみ 筒塩 清美
//	津山圏域工業会	す え ひでのり 須江 英典
//	津山市森林組合	にしもと けんぞう 西本 健三
//	社団法人岡山県建築士会津山支部	やまな ちよ 山名 千代
//	津山市連合町内会	やまおか しょうご 山岡 省悟
//	エコネットワーク津山	まんなみ けいこ 万波 桂子

2. 津山市環境政策審議会の開催状況

開催回数	開催日	審議内容
第1回	平成20年11月26日(火)	・津山市地球温暖化対策地域推進計画(案)について
第2回	平成21年 1月14日(水)	・津山市地球温暖化対策地域推進計画(案)について

資料編 4. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会設置要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、津山市地球温暖化対策地域推進計画（以下「計画」という。）を策定するため設置する津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（職 務）

第2条 委員会の職務は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 計画の策定に係る情報収集、調査及び研究に関すること
- （2） 計画の案の作成

（委 員）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） 関係団体の代表者
- （4） 前3号のほか市長が特に必要と認める者

（任 期）

第4条 委員の任期は、平成20年4月1日から平成20年12月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、環境福祉部環境生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

資料編 5. 津山市地球温暖化対策地域推進計画 策定委員会委員名簿・開催状況

1. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	宮城学院女子大学	まつむら こうたろう 松村 光太郎
副委員長	財団法人岡山県環境保全事業団 (岡山県地球温暖化防止活動推進センター)	なかひら てつや 中平 徹也
委員	津山工業高等専門学校	ふじわら さとし 藤原 敏
〃	津山商工会議所女性会	なかやま すみこ 中山 須美子
〃	作州津山商工会	きしもと としつぐ 岸本 俊次
〃	津山ガス株式会社	さかて よしたか 坂手 善隆
〃	中国電力株式会社津山営業所	いげた やすふみ 井桁 康文
〃	院庄林業株式会社	こんどう たかし 近藤 孝
〃	株式会社マルイ	とまだ としゆき 苦田 敏之
〃	オーエヌ工業株式会社	つねとう かずはる 常藤 和治
〃	鶴山運送株式会社	なかおか みきお 中岡 海城雄
〃	津山市連合町内会	まるお ふとし 丸尾 太士
〃	エコネットワーク津山	は は べ いくこ 波々部 郁子
〃	公募委員	ふじもと はるお 藤本 晴男
〃	公募委員	たかみ しょういち 高見 省一
〃	公募委員	やまぐち かん 山口 甲
〃	岡山県美作県民局地域政策部環境課	なかしま すなお 中島 順
〃	津山市水道局	ありき たかし 有木 高志
〃	津山市環境福祉部	なかた たかこ 中田 尊子

2. 津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会開催状況

開催回数	開催日	協議内容
第1回	平成20年 4月22日(火)	・計画の構成について ・市民アンケート調査・事業者アンケート調査の質問内容 ・「計画策定の背景と意義」の内容について
第2回	平成20年 5月13日(火)	・「エネルギー使用と温室効果ガス排出の状況」の内容について
第3回	平成20年 7月23日(水)	・アンケート集約結果から「目標」「取組み内容」の内容について
第4回	平成20年 8月19日(火)	・「目標」「取組み内容」の内容について ・「進行管理」の内容について
第5回	平成20年 9月22日(月)	・「目標」「取組み内容」の内容について ・「進行管理」の内容について ・全体の内容について ・パブリックコメント素案の確定
第6回	平成20年11月11日(火)	・パブリックコメント意見を受けて、素案の修正及び考えの整理 ・計画報告案の確定
—	平成20年11月12日(水)	・副市長に対して津山市地球温暖化対策地域推進計画(案)を報告

資料編 6. 津山市地球温暖化対策地域推進計画(案) 報告書あとがき

あとがき

津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会は、津山市長の委嘱を受け、平成20年4月22日に第1回の委員会を開始し、その後、6回に渡って委員会を開催しました。

本委員会では、津山市における地球温暖化防止策について、市民の皆様や事業者の方々、市民団体の皆様、そして市としての取り組むべき行動を策定しました。地球温暖化の問題については、まだまだ不明瞭な点もあることから、完全なるものにすることはできませんでしたが、未来へ向けての道しるべになったことと思います。

地球温暖化を防止していくことは、将来の社会を担う子供達や、孫、ひ孫達が地球上で暮らしていく上で必要不可欠な問題と考えられます。さらには、地球上で暮らす動植物すべてに影響する大きな問題でもあります。もちろんのこと、地球上のすべてに関わってくことで、津山市だけで解決できる問題ではありません。しかしながら、世界に先駆けて津山市が地球温暖化の防止を率先していくことは、津山市はもとより、地球全体の未来にとって良い影響をもたらすことと信じています。

最後に、このような委員会を開催させていただいた津山市の市民の皆様や事業者の方々、市民団体の皆様に謝意を表します。また、委員会開催にあたり、会議場所や資料配付などご協力をしていただいた津山市役所に謝意を表します。

平成20年11月11日

津山市地球温暖化対策地域推進計画策定委員会

委員長 松村 光太郎

副委員長 中平 徹也

委員 有木 高志

井桁 康文

岸本 俊次

近藤 孝

坂手 善隆
高見 省一
常藤 和治
苫田 敏之
中岡 海城雄
中島 順
中田 尊子
中山 須美子
波々部 郁子
藤本 晴男
藤原 敏
丸尾 太士
山口 甲

資料編 7. 「津山市地球温暖化対策地域推進計画（素案）」に対する市民意見及び市の考え方

意見募集期間：平成20年10月8日（水）～11月5日（水）

寄せられた意見数：延べ7件

意見提出者数：1名

※「意見に対する市の考え方」の区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて素案を修正するもの
B	素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	素案を修正しないもの
E	その他

番号	素案の 該当ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方	
				区分
1	43 ページ	地球温暖化問題は、協調しない大国、非協力的な後進国もあり、日本がマイナス6%を達成してもたいした効果はない。 行動を起こす自治体が少ないければ意味がない。 津山市全体が二酸化炭素排出量を50%削減しても、他の地域がしなかったらまったく効果がない。	地球温暖化対策は、1997年12月に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）において京都議定書が採択され、国は世界に約束した6%削減に向けた取り組みを進めており、世界各国が協調して対策を進めています。 また、2008年（平成20年）7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは『2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減するという長期目標を、世界全体の目標として採択することを求める、との認識で一致』したことなど、50%削減の必要性はすでに認知されており、市も50%削減に向けた取り組みが必要と考えます。	D

2	43 ページ	二酸化炭素排出量とGDP（国内総生産）は比例するから、地域産業の活性化と温暖化防止は矛盾するのではないか。 事業者が経済活動上痛みを伴うような取組みでなければ、本当の防止効果はない。	ご意見の趣旨は理解しますが、バイオマスタウン構想の推進等による地域産業育成と温暖化対策の両立を目指した施策が重要であると考えます。	D
3	30 ページ 43・44 ページ	津山市における二酸化炭素の発生量推計は困難として いるにもかかわらず、「50%削減」を掲げるのか。 推計手法等を検討するとしているが、推計値に誤差が大きいことは目に見えており、津山市の排出量推計は意味がなく、数値化による進行管理自体が無理。	ご意見の趣旨は理解しますが、地球温暖化対策は計画期間（10年間）で解決できる課題ではないことから、長期的な到達点として「50%削減」を掲げています。 目標を明示し、達成に向けた取組みを進めるためには、ある程度の数値化が必要と考えます。現状では温室効果ガス排出量推計は困難なことから、推計に必要な資料等が整う等により、順次数値化を進めたいと考えます。	D
4	53 ページ	住宅用太陽光発電システムが普及すれば二酸化炭素の削減になるが、システムを生産することにより二酸化炭素の排出も増加する。電気自動車でも同様であり、津山市の二酸化炭素排出量を推計しても意味がないのではないか。	ご意見については、今後の施策を行う際の参考にさせていただきます。	C
5	48 ページ 51 ページ 52 ページ 54 ページ	短距離の移動について、市職員に対して「2 km以内は自家用車での通勤禁止」を考えてはいかがか。 禁止できないなら、自粛者数を目標に設定してはいかがか。	ご意見については、今後の施策を行う際の参考にさせていただきます。	C
6	46 ページ 48 ページ	レジ袋を減らすことに反対ではないが、ある専門家の著書によるとレジ袋製造過程での二酸化炭素排出量は、自家用車による排出量の足元に及ばない。 計画策定するのであれば、取組み項目について効果の大きさを考慮した順位付けをすべきではないか。	ご意見のとおり、取組む項目については効果の大きさを考慮する必要があると考えます。 今後の施策を行う際には、効果の大きさや取組みやすさ、意識の向上へつながるか等を考慮して、施策を展開します。	C

7	48 ページ 51 ページ 52 ページ 53・54 ページ 60 ページ	3 Rのうち、リサイクルには莫大なコストとエネルギーの消費が伴う。金属類・ビン類はリサイクルに向いている素材であるが、ペットボトルやプラスチック容器包装は専門家からの異論もあり、リサイクルのエネルギー消費は焼却のそれよりも上回る。 したがって、「新処分場では地球温暖化防止の観点から、「プラ」・ペットボトルは可燃ごみとして焼却するシステムを採用」すべきである。	ご意見については、今後の施策を行う際の参考にさせていただきます。	C
---	---	--	----------------------------------	---

資料編 8. 津山市環境政策推進本部設置要綱

平成 20 年 6 月 25 日
津山市訓令第 64 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市の環境の保全、創造等に関する政策について検討し、その円滑な推進を図るため、津山市環境政策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 環境行政に係る政策（以下「環境政策」という。）の策定に関すること。
- (2) 環境政策の推進に係る情報収集及び総合調整に関すること。
- (3) 環境政策に係る計画の進行管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか環境政策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、教育長及び水道事業管理者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、総合企画部長、総務部長、財政部長、クリーンセンター建設事務所長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、経済文化部長、農林部長、土木部長、地域振興部長、教育次長及び水道局参与をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集し、これを主宰する。

- 2 推進本部の会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の会議に付すべき事案等の調整及び本部長の命を受けた事案を処理するため、推進本部の補助機関として幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 代表幹事は環境生活課長を、幹事は総合政策室長、総務課長、財政課長、企画調整課長、環境業務課長、生活福祉課長、こども企画課長、交通政策課長、農林企画課長、管理課長、協働推進課長、各支所市民生活課長、教育総務課長及び経営企画課長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、代表幹事が必要と認めるときに招集し、その議長となる。

5 幹事会の会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 幹事会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、職員の中から代表幹事が指名する。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、環境福祉部環境生活課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(津山市環境政策推進会議設置要綱の廃止)

2 津山市環境政策推進会議設置要綱（平成 12 年津山市訓令第 4 号）は、廃止する。

資料編 9. 市民アンケート『地球温暖化防止のための取組み』40項目実施率算定資料（36・45～47ページ関連部分）

目標設定の考え方

アンケート回答数から「該当しない」を除外して、それぞれの構成を算出した後、2008年を算出。2011年・2018年は下記の設定から算出。

	2011年	2018年
5割程度実施している	2008年から 20%改善	2008年から 40%改善
あまり実施していない	2008年から 10%改善	2008年から 20%改善

1. 暖房は20℃を目安に温度設定している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	127	0.044	0.044	0.044
実施している	1,318	0.453	0.520	0.587
5割程度実施している	487	0.167	0.134	0.100
あまり実施していない	978	0.336	0.302	0.269
該当しない	283			
総計	3,193			

2. 冷房は28℃を目安に温度設定している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	140	0.049	0.049	0.049
実施している	1,272	0.446	0.530	0.613
5割程度実施している	932	0.327	0.261	0.196
あまり実施していない	508	0.178	0.160	0.142
該当しない	341			
総計	3,193			

3. 電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選んでいる

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	171	0.094	0.094	0.094
実施している	1,347	0.744	0.770	0.797
5割程度実施している	187	0.103	0.083	0.062
あまり実施していない	106	0.059	0.053	0.047
該当しない	1,382			
総計	3,193			

4. 電気カーペットの温度設定はこまめに調整している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	180	0.098	0.098	0.098
実施している	1,159	0.628	0.673	0.720
5割程度実施している	343	0.186	0.149	0.111
あまり実施していない	164	0.089	0.080	0.071
該当しない	1,347			
総計	3,193			

5. 冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	121	0.039	0.039	0.039
実施している	2,478	0.808	0.837	0.865
5割程度実施している	392	0.128	0.102	0.077
あまり実施していない	74	0.024	0.022	0.019
該当しない	128			
総計	3,193			

6. 電球は、省エネ型の電球型蛍光灯を使用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	153	0.052	0.052	0.052
実施している	1,190	0.406	0.491	0.576
5割程度実施している	907	0.309	0.247	0.186
あまり実施していない	683	0.233	0.210	0.186
該当しない	260			
総計	3,193			

7. 人のいない部屋の照明は、こまめに消灯している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	102	0.032	0.032	0.032
実施している	2,563	0.810	0.840	0.869
5割程度実施している	437	0.138	0.110	0.083
あまり実施していない	63	0.020	0.018	0.016
該当しない	28			
総計	3,193			

8. テレビを付けっぱなしにしたまま、他の用事をしない

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	148	0.047	0.047	0.047
実施している	1,654	0.526	0.603	0.679
5割程度実施している	1,064	0.338	0.270	0.203
あまり実施していない	281	0.089	0.080	0.071
該当しない	46			
総計	3,193			

9. パソコンは、使わないときには電源を切っている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	206	0.096	0.096	0.096
実施している	1,458	0.678	0.715	0.753
5割程度実施している	326	0.151	0.121	0.091
あまり実施していない	162	0.075	0.068	0.060
該当しない	1,041			
総計	3,193			

10. パソコンの電源設定（電源オプション）は、「システムスタンバイ」を設定している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	270	0.145	0.145	0.145
実施している	1,048	0.562	0.607	0.651
5割程度実施している	285	0.153	0.122	0.092
あまり実施していない	261	0.140	0.126	0.112
該当しない	1,329			
総計	3,193			

11. こたつは敷布団と掛布団を使用し、温度設定をこまめに調整している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	144	0.056	0.056	0.056
実施している	1,922	0.747	0.784	0.819
5割程度実施している	419	0.163	0.130	0.098
あまり実施していない	87	0.034	0.030	0.027
該当しない	621			
総計	3,193			

12. 食器洗い乾燥機を使用するときはまとめて洗っている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	223	0.163	0.163	0.163
実施している	885	0.648	0.682	0.716
5割程度実施している	204	0.149	0.120	0.090
あまり実施していない	53	0.039	0.035	0.031
該当しない	1,828			
総計	3,193			

13. 洗い物をするときの給湯器の温度設定はできるだけ低くしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	149	0.053	0.053	0.053
実施している	1,726	0.615	0.676	0.735
5割程度実施している	752	0.268	0.214	0.161
あまり実施していない	178	0.063	0.057	0.051
該当しない	388			
総計	3,193			

14. 冷蔵庫の中に、ものを詰め込みすぎないように整理整頓している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	145	0.046	0.046	0.046
実施している	1,446	0.459	0.545	0.633
5割程度実施している	1,172	0.372	0.298	0.223
あまり実施していない	387	0.123	0.111	0.098
該当しない	43			
総計	3,193			

15. 冷蔵庫の庫内の温度設定は調整している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	146	0.047	0.047	0.047
実施している	1,533	0.494	0.565	0.636
5割程度実施している	785	0.253	0.202	0.152
あまり実施していない	640	0.206	0.186	0.165
該当しない	89			
総計	3,193			

16. 冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	148	0.047	0.047	0.047
実施している	2,290	0.728	0.763	0.800
5割程度実施している	420	0.133	0.107	0.080
あまり実施していない	289	0.092	0.083	0.073
該当しない	46			
総計	3,193			

17. 冷蔵庫の扉は、開閉回数を少なくし、開けている時間を短くしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	129	0.041	0.041	0.041
実施している	1,818	0.574	0.643	0.714
5割程度実施している	1,005	0.317	0.254	0.190
あまり実施していない	217	0.068	0.062	0.055
該当しない	24			
総計	3,193			

18. 煮物などの下ごしらえに電子レンジを活用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	169	0.061	0.061	0.061
実施している	701	0.255	0.356	0.457
5割程度実施している	895	0.325	0.260	0.195
あまり実施していない	986	0.358	0.323	0.287
該当しない	442			
総計	3,193			

19. 電気ポットは、長い時間使わないときには、コンセントからプラグを抜いている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	155	0.067	0.067	0.067
実施している	1,152	0.500	0.561	0.623
5割程度実施している	411	0.178	0.143	0.107
あまり実施していない	585	0.254	0.229	0.203
該当しない	890			
総計	3,193			

20. 洗濯するときは、まとめて洗うようにしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	129	0.041	0.041	0.041
実施している	2,421	0.770	0.804	0.838
5割程度実施している	480	0.153	0.122	0.092
あまり実施していない	116	0.037	0.033	0.029
該当しない	47			
総計	3,193			

21. お風呂は、間隔をおかずにつぎつぎ入る

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	149	0.050	0.050	0.050
実施している	1,544	0.522	0.595	0.666
5割程度実施している	855	0.289	0.231	0.174
あまり実施していない	408	0.138	0.124	0.110
該当しない	237			
総計	3,193			

22. シャワーのときに、流しっぱなしにしない

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	153	0.053	0.053	0.053
実施している	1,803	0.626	0.683	0.741
5割程度実施している	730	0.253	0.203	0.152
あまり実施していない	196	0.068	0.061	0.054
該当しない	311			
総計	3,193			

23. 温水洗浄便座の温度は控えめに設定している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	159	0.073	0.073	0.073
実施している	1,532	0.703	0.744	0.784
5割程度実施している	392	0.180	0.144	0.108
あまり実施していない	95	0.044	0.039	0.035
該当しない	1,015			
総計	3,193			

24. 温水洗浄便座のふたは、使わないときには閉めている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	159	0.073	0.073	0.073
実施している	1,522	0.698	0.734	0.772
5割程度実施している	310	0.142	0.114	0.085
あまり実施していない	191	0.088	0.079	0.070
該当しない	1,011			
総計	3,193			

25. 電気製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、待機電力を少なくしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	128	0.041	0.041	0.041
実施している	1,118	0.357	0.454	0.551
5割程度実施している	1,147	0.367	0.293	0.220
あまり実施していない	736	0.235	0.212	0.188
該当しない	64			
総計	3,193			

26. 電気、ガス、石油機器を買う時は、省エネルギー型のものを選ぶ

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	145	0.047	0.047	0.047
実施している	1,867	0.601	0.664	0.728
5割程度実施している	877	0.282	0.226	0.169
あまり実施していない	218	0.070	0.063	0.056
該当しない	86			
総計	3,193			

27. 掃除機やエアコンのフィルターを定期的に清掃している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	145	0.046	0.046	0.046
実施している	1,600	0.511	0.588	0.666
5割程度実施している	1,033	0.330	0.264	0.198
あまり実施していない	354	0.113	0.102	0.090
該当しない	61			
総計	3,193			

28. エコマーク等の環境ラベル付きの商品を購入している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	187	0.063	0.063	0.063
実施している	857	0.291	0.398	0.503
5割程度実施している	1,220	0.414	0.331	0.249
あまり実施していない	681	0.231	0.208	0.185
該当しない	248			
総計	3,193			

29. 洗剤などは詰め替え用商品を購入している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	140	0.045	0.045	0.045
実施している	2,206	0.701	0.747	0.793
5割程度実施している	641	0.204	0.163	0.122
あまり実施していない	158	0.050	0.045	0.040
該当しない	48			
総計	3,193			

30. 古紙を使ったトイレトペーパーを使用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	143	0.046	0.046	0.046
実施している	1,652	0.532	0.604	0.676
5割程度実施している	930	0.299	0.240	0.180
あまり実施していない	381	0.123	0.110	0.098
該当しない	87			
総計	3,193			

31. 調理くずをできるだけ作らない

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	145	0.047	0.047	0.047
実施している	1,316	0.423	0.519	0.615
5割程度実施している	1,344	0.432	0.345	0.259
あまり実施していない	309	0.099	0.089	0.079
該当しない	79			
総計	3,193			

32. 生ごみの水切りをしっかりとっている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	153	0.050	0.050	0.050
実施している	1,907	0.622	0.683	0.743
5割程度実施している	864	0.282	0.225	0.169
あまり実施していない	144	0.047	0.042	0.038
該当しない	125			
総計	3,193			

33. 生ごみのコンポスト(たい肥)化機器を使用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	188	0.116	0.116	0.116
実施している	871	0.536	0.581	0.626
5割程度実施している	170	0.105	0.084	0.063
あまり実施していない	396	0.244	0.219	0.195
該当しない	1,568			
総計	3,193			

34. 資源化できるものは資源化物として出している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	147	0.047	0.047	0.047
実施している	2,475	0.789	0.819	0.849
5割程度実施している	432	0.138	0.110	0.083
あまり実施していない	83	0.026	0.024	0.021
該当しない	56			
総計	3,193			

35. お店での過剰包装を断っている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	153	0.050	0.050	0.050
実施している	1,385	0.450	0.534	0.619
5割程度実施している	1,078	0.350	0.280	0.210
あまり実施していない	464	0.151	0.136	0.121
該当しない	113			
総計	3,193			

36. マイバッグ（買い物袋）を持参し、レジ袋を断っている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	137	0.045	0.045	0.045
実施している	1,516	0.497	0.571	0.644
5割程度実施している	863	0.283	0.226	0.170
あまり実施していない	537	0.176	0.158	0.141
該当しない	140			
総計	3,193			

37. 節水に心がけている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	130	0.041	0.041	0.041
実施している	2,121	0.670	0.726	0.780
5割程度実施している	824	0.260	0.208	0.156
あまり実施していない	89	0.028	0.025	0.023
該当しない	29			
総計	3,193			

38. 庭、ベランダ等で緑化を進めている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	153	0.052	0.052	0.052
実施している	1,836	0.625	0.680	0.735
5割程度実施している	668	0.227	0.182	0.136
あまり実施していない	281	0.096	0.086	0.077
該当しない	255			
総計	3,193			

39. 近くへの用はなるべく歩くか自転車で行っている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	156	0.052	0.052	0.052
実施している	1,346	0.444	0.524	0.605
5割程度実施している	919	0.303	0.243	0.182
あまり実施していない	608	0.201	0.181	0.161
該当しない	164			
総計	3,193			

40. できるだけ自家用車より公共交通機関を利用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	172	0.064	0.064	0.064
実施している	359	0.134	0.233	0.332
5割程度実施している	513	0.191	0.153	0.115
あまり実施していない	1,639	0.611	0.550	0.489
該当しない	510			
総計	3,193			

『実施している』の合計（小数点第3位を端数処理）

2008年	2011年	2018年
22.58	25.05	27.51

実施率処理（100/40、端数処理）

2008年	2011年	2018年
56.4	62.6	68.8

資料編 10. 事業者アンケート『地球温暖化防止のための取組み』28項目 実施率算定資料（40・45～47ページ関連部分）

目標設定の考え方

アンケート回答数から「該当しない」を除外して、それぞれの構成を算出した後、2008年を算出。2011年・2018年は下記の設定から算出。

	2011年	2018年
5割程度実施している	2008年から 20%改善	2008年から 40%改善
あまり実施していない	2008年から 10%改善	2008年から 20%改善

1. 暖房は20℃を目安に温度設定をしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.047	0.047	0.047
実施している	33	0.388	0.481	0.574
5割程度実施している	31	0.365	0.292	0.219
あまり実施していない	17	0.200	0.180	0.160
該当しない	9			
総計	94			

2. 冷房は28℃を目安に温度設定をしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.036	0.036	0.036
実施している	31	0.369	0.468	0.566
5割程度実施している	33	0.393	0.314	0.236
あまり実施していない	17	0.202	0.182	0.162
該当しない	10			
総計	94			

3. 冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.047	0.047	0.047
実施している	71	0.826	0.846	0.867
5割程度実施している	7	0.081	0.065	0.049
あまり実施していない	4	0.047	0.042	0.037
該当しない	8			
総計	94			

4. 昼休みの照明はほとんど消している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.026	0.026	0.026
実施している	37	0.487	0.558	0.629
5割程度実施している	17	0.224	0.179	0.134
あまり実施していない	20	0.263	0.237	0.211
該当しない	18			
総計	94			

5. 電球は、省エネ型の電球型蛍光灯を使用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.049	0.049	0.049
実施している	32	0.395	0.478	0.561
5割程度実施している	22	0.272	0.217	0.163
あまり実施していない	23	0.284	0.256	0.227
該当しない	13			
総計	94			

6. 人のいない部屋の照明は、こまめに消灯している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	1	0.011	0.011	0.011
実施している	74	0.841	0.870	0.898
5割程度実施している	12	0.136	0.109	0.082
あまり実施していない	1	0.011	0.010	0.009
該当しない	6			
総計	94			

7. OA機器等は省エネルギー型のものを購入している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.049	0.049	0.049
実施している	20	0.328	0.420	0.512
5割程度実施している	18	0.295	0.236	0.177
あまり実施していない	20	0.328	0.295	0.262
該当しない	33			
総計	94			

8. パソコンやコピー機等の待機電力を減らす設定をしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.029	0.029	0.029
実施している	44	0.638	0.684	0.731
5割程度実施している	9	0.130	0.104	0.078
あまり実施していない	14	0.203	0.183	0.162
該当しない	25			
総計	94			

9. コピー用紙には再生紙を使用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.038	0.038	0.038
実施している	44	0.564	0.625	0.685
5割程度実施している	16	0.205	0.164	0.123
あまり実施していない	15	0.192	0.173	0.154
該当しない	16			
総計	94			

10. コピー用紙の使用量を減らしている（両面コピー等）

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	5	0.068	0.068	0.068
実施している	34	0.466	0.543	0.619
5割程度実施している	22	0.301	0.241	0.181
あまり実施していない	12	0.164	0.148	0.132
該当しない	21			
総計	94			

11. 包装・梱包の削減、再利用をすすめている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.054	0.054	0.054
実施している	42	0.568	0.633	0.698
5割程度実施している	20	0.270	0.216	0.162
あまり実施していない	8	0.108	0.097	0.086
該当しない	20			
総計	94			

12. 洗い物をするときの給湯器の温度設定はできるだけ低くしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	5	0.070	0.070	0.070
実施している	45	0.634	0.683	0.730
5割程度実施している	13	0.183	0.146	0.110
あまり実施していない	8	0.113	0.101	0.090
該当しない	23			
総計	94			

13. 温水洗浄便座の温度は控えめに設定している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.043	0.043	0.043
実施している	32	0.681	0.727	0.774
5割程度実施している	9	0.191	0.153	0.115
あまり実施していない	4	0.085	0.077	0.068
該当しない	47			
総計	94			

14. 温水洗浄便座のふたは、使わないときには閉めている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.045	0.045	0.045
実施している	22	0.500	0.573	0.646
5割程度実施している	12	0.273	0.218	0.164
あまり実施していない	8	0.182	0.164	0.145
該当しない	50			
総計	94			

15. 電気製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、待機電力を少なくしている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.033	0.033	0.033
実施している	29	0.319	0.408	0.497
5割程度実施している	22	0.242	0.193	0.145
あまり実施していない	37	0.407	0.366	0.325
該当しない	3			
総計	94			

16. エアコンのフィルターを定期的に清掃している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.024	0.024	0.024
実施している	46	0.548	0.616	0.686
5割程度実施している	22	0.262	0.210	0.157
あまり実施していない	14	0.167	0.150	0.133
該当しない	10			
総計	94			

17. 紙、金属缶、ガラスびんなどについて、回収ボックス等を設置し、分別回収している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.022	0.022	0.022
実施している	73	0.802	0.835	0.868
5割程度実施している	14	0.154	0.123	0.092
あまり実施していない	2	0.022	0.020	0.018
該当しない	3			
総計	94			

18. エコマーク等の環境ラベル付きの商品を購入している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.035	0.035	0.035
実施している	22	0.256	0.370	0.484
5割程度実施している	37	0.430	0.344	0.258
あまり実施していない	24	0.279	0.251	0.223
該当しない	8			
総計	94			

19. 古紙を使ったトイレトペーパーを使用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	2	0.022	0.022	0.022
実施している	50	0.562	0.627	0.692
5割程度実施している	21	0.236	0.189	0.142
あまり実施していない	16	0.180	0.162	0.144
該当しない	5			
総計	94			

20. 使い捨て製品（紙コップ等）は使わない

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.036	0.036	0.036
実施している	51	0.614	0.676	0.738
5割程度実施している	22	0.265	0.212	0.159
あまり実施していない	7	0.084	0.076	0.067
該当しない	11			
総計	94			

21. 洗剤などは詰め替え用商品を購入している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.045	0.045	0.045
実施している	61	0.693	0.740	0.787
5割程度実施している	18	0.205	0.164	0.123
あまり実施していない	5	0.057	0.051	0.045
該当しない	6			
総計	94			

2 2. 事業所内や周辺の緑化に努めている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.040	0.040	0.040
実施している	29	0.387	0.471	0.555
5割程度実施している	20	0.267	0.213	0.160
あまり実施していない	23	0.307	0.276	0.245
該当しない	19			
総計	94			

2 3. 環境保全に関する従業員研修を実施している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.068	0.068	0.068
実施している	10	0.169	0.261	0.352
5割程度実施している	9	0.153	0.122	0.092
あまり実施していない	36	0.610	0.549	0.488
該当しない	35			
総計	94			

2 4. 低公害車や低燃費車を購入している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	3	0.045	0.045	0.045
実施している	22	0.328	0.409	0.490
5割程度実施している	12	0.179	0.143	0.107
あまり実施していない	30	0.448	0.403	0.358
該当しない	27			
総計	94			

2 5. 従業員のマイカー通勤は自粛させている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.068	0.068	0.068
実施している	6	0.102	0.193	0.284
5割程度実施している	5	0.085	0.068	0.051
あまり実施していない	44	0.746	0.671	0.597
該当しない	35			
総計	94			

2 6. 公園や道路の清掃など地域活動へ参加している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.052	0.052	0.052
実施している	34	0.442	0.513	0.584
5割程度実施している	16	0.208	0.166	0.125
あまり実施していない	23	0.299	0.269	0.239
該当しない	17			
総計	94			

2 7. 近くへの用はなるべく歩くか自転車で行っている

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.045	0.045	0.045
実施している	41	0.466	0.541	0.616
5割程度実施している	23	0.261	0.209	0.157
あまり実施していない	20	0.227	0.205	0.182
該当しない	6			
総計	94			

28. できるだけ自家用車より公共交通機関を利用している

選択項目	回答数	構成比		
		2008年	2011年	2018年
無回答	4	0.054	0.054	0.054
実施している	9	0.122	0.223	0.324
5割程度実施している	14	0.189	0.151	0.114
あまり実施していない	47	0.635	0.572	0.508
該当しない	20			
総計	94			

『実施している』の合計（小数点第3位を端数処理）

2008年	2011年	2018年
13.49	15.47	17.46

実施率処理（100/28、端数処理）

2008年	2011年	2018年
48.1	55.3	62.4

資料編 11. 環境用語集

あ 行

○アースキーパーメンバーシップ制度

「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づき、地球の温暖化を防ぐために、自ら環境への影響を減らす取組みを継続的に行う人たちを、地球（アース）を守る人（キーパー）として会員登録する制度

○ISO14001

国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム
⇒参照「環境マネジメントシステム」

○アスベスト(石綿)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。

アスベストは発がん性があり、吸い込むことにより肺がんや中皮腫の原因となる

○一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる

○エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21

ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001と比較し、中小企業等でも容易に取り組める環境マネジメントシステム。このほか「エコステージ」「KES」「みちのくEMS」「IES」などの環境管理規格がある⇒参照「環境マネジメントシステム」

○エコツーリズム

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光により、地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、自然の保護＋観光業の成立＋地域振興の融合をめざす観光の考え方

○エコドライブ

アイドリングストップ、経済速度で走る、無駄な空ぶかしをやめるなど「環境に配慮した自動車の使用」をする取り組み

○エコマーク

環境に配慮された商品を選ぶための目安として、環境保全に役立つと認められ、審査基準をクリアした商品に付けられるマーク

○エコビジネス

環境に配慮した製品やサービスを提供する事業の総称。公害防止技術、省資源・省エネルギー技術、廃棄物のリサイクル、エコマーク商品の開発など、多岐の分野にわたる

○エコロジー

人間生活と自然との調和・共存をめざす考え方。もともとは「生態学」を指す言葉である。最近は“エコ”と省略されて使うことも多い

○ N G O (Non-Governmental Organization : 非政府組織)

開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非営利の民間組織。もともとは、国連と政府以外の民間団体との協力関係について定めた国連憲章第 71 条の中で使われている用語

○ N P O (Non-Profit Organization : 民間非営利団体)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、非営利（利潤追求・利益配分を行わないこと）と同時に、自主的、自発的な活動を行う組織・団体

○ オゾン層

地上から 10 ～ 50 km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン (O_3) が豊富な層。オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、大気中のオゾンの約 90 % がオゾン層に集まっており、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している

○ オゾン層破壊

フロン、ハロン、トリクロロエタン等が大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達する。ここで太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する現象。オゾン層が破壊されることで、有害な紫外線量が増加し、白内障、皮膚ガンの増加、植物に対する成長阻害などの原因となる

○ 温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収するガス。地球温暖化対策の国際

的な目標や手法を定めた京都議定書（⇒参照「京都議定書」）では二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF_6) の 6 物質が削減目標の対象ガスとなっている⇒参照「地球温暖化」

か 行

○ 外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指す。外来生物の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすものを、『侵略的外来生物』というが、その生き物自体が悪いというわけではなく、たまたま、導入された場所の条件が、大きな影響を引き起こす要因を持っていたに過ぎない

○ 合併処理浄化槽

生活排水（台所や風呂場などの污水）とし尿を微生物によって浄化する装置

○ 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価し、住民などの意見を求め、環境保全対策を講じること。若しくは事業そのものを変更することによって、その事業を環境保全上より望ましいものにしていく制度

○ 環境家計簿

家庭での光熱水の消費量やごみの排出量を定期的に記入し、その変化をチェックすることで、省エネやごみ排出量の削減につなげるための家計簿

○環境基準

人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましいとされる環境中の物質の濃度や音の大きさの基準。大気、水、土壌、騒音について定められている

○環境共育

「共育」は教える側と教わる側を固定して考えず、共に学びながら育っていくこと。環境問題をみんなで考え、最善の解決策を講じていこうという概念も含めて、環境について学び、行動していく過程そのものを環境共育という

○環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質。正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」

○環境マネジメントシステム

組織の活動における環境に影響を及ぼす側面を特定し、環境配慮の方針や具体的目標を立て、その実行や組織的改善を図るための仕組み。このシステムの国際的な標準規格がISO14001⇒参照「ISO14001」

○間伐

山林などで、混みすぎた林を一部抜き切りすること。特に植林地では、太くて良質な木が育つほか、林内が明るくなることで下草が育ち、土壌の流失を抑える

○京都議定書

平成9年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された議定書。地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に向けた目標値や

手法などについて定めている。この京都議定書に日本を含む140カ国と欧州共同体が締結し、2005年2月16日発効した

○グリーン購入

自治体、企業、団体が、自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけではなく環境への影響が少ないものを選択することによって、市場のグリーン化（環境への影響が少ない商品・サービスの拡大）を達成しようとする活動。グリーンコンシューマー活動の団体版と言える

○グリーンコンシューマー

環境を大切にして商品やサービスを選択する消費者。エコロジー（⇒参照「エコロジー」）な生活を実現していくとともに、消費者が環境への影響が少ないものを選ぶ「商品の選択」が、製造業や流通業などの環境への取組みを促すことになる

○クリーンネット

流し台の排水口や三角コーナーに取り付け、調理くずや食べ残しなどを流さないようにするネット

○公害

環境基本法では、『事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること』と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある

○コージェネレーション

ひとつのエネルギーから複数のエネルギーを取り出すシステム。一般的には、

石油やガスなどのエネルギーから、発電と同時に発生した排熱を冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムをさすことが多い

○こどもエコクラブ

環境省が進める、小・中学生なら誰でも参加できる環境活動クラブ

○コンポスト

生ごみ等の有機性廃棄物からつくる堆肥、または堆肥化手法のこと。家庭で作る場合コンポスト容器を用いることが多い

さ 行

○里山里地

一般に、人間の伝統的な農林業の営みによって管理された森林（平地林も含む）を里山、その里山と農地、水辺（河川、用水路、ため池など）、集落が一体となった空間を里地と呼ぶ

○3 R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。また『3 R』に「リフューズ（Refuse＝ごみになるものを買わない）」「リペア（Repair＝修理して使う）」を加えた『5 R』という考え方もある

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法で

規定された20種類をいう。事務所などからの紙くず、段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは「事業系一般廃棄物」と呼ばれている⇒参照「一般廃棄物」

○酸性雨

自動車、工場等の排煙に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が、大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨水に取り込まれ酸性雨となる。一般的にはpH5.6以下のものを酸性雨という

○COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標

○持続可能

1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展（sustainable development）」という概念に基づく言葉。「持続可能な発展」とは環境に取り組むと経済が滞るのではなく、環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること

○シックハウス症候群

一般に、家を新築やリフォームした時などに、建材や内装材から発生した化学物質による室内空気汚染が原因で、皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害を引き起こすこと。しかし、シックハウス症候群の症状は、他の疾患や物理的環境因子、

精神的ストレスなどで発症されるものもある

○市民参画

従来行政が行ってきたことについて、市民が主体的に関わり、行政と協働で取り組むこと。行政が市民の意見を聞いてそれを反映させる「市民参加」とは区別し、立案、計画、意思決定の各段階で、市民が主体性を持って関われる場合に使う

○市民農園

一般に、都市住民などの農業者以外の人がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している

○省エネルギー

エネルギーを節約して、エネルギーの消費を減らすこと。エネルギーの使用にかかる費用（光熱費）を削減することとは質的に異なる（費用削減＝エネルギー消費にならない場合もある）

○小規模水力発電

河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する方法。ダム式の発電と区別されるのが一般的

○新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネ

ギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる

○水源かん養林

河川や水道、地下水の水源として、その上流部で雨水を地中に溜める機能を維持し、高める機能のある森林

○スプロール現象

小規模な開発などにより市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状態の無秩序な市街地が形成されてしまう現象

○生物指標

限られた環境条件の下でしか生きられない生物を用い、その生物の存否で環境の度合いを測る指標。例えば、きれいな水にしか棲めないサワガニやオニヤンマなどは清流の生物指標

た 行

○ダイオキシン類

とても強い毒性を持つ物質で、環境ホルモン（⇒参照「環境ホルモン」）のひとつ。一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の略称であるが、よく似た毒性を有する物質をまとめて表現することが多い。主な発生源は、ごみの焼却の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する

○多自然工法

主に河川改修の際、岩石を川や河岸に配置するなど、可能な限り草や木、石・土を利用して、自然をできるだけ取り入れた工法のこと

○地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。気温が上昇するだけでなく降水量も大きく変化し、気候の変化も激しくなることから、正式には「気候変動(climate change)」と呼ぶ

○地球環境問題

環境問題の一種で、問題の発生源や被害が特に広域的な(地球規模の)ものを指す。①地球温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯林の減少、④開発途上国の公害、⑤酸性雨、⑥砂漠化、⑦生物多様性の減少、⑧海洋汚染、⑨有害廃棄物の越境移動—の9つの問題が主に認識され、かつ取組まれてきているが、厳密な定義がなされているものでもない。主な特徴は、①汚染源が多様、②先進国と開発途上国間の経済格差問題が背景にあること、③諸問題が密接に関係していることなどが挙げられる。全ての人々が加害者と被害者の両面性を持っているため、公害問題に見られたような対立関係が明らかでない⇒参照「地球温暖化」「オゾン層破壊」

○地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。地域の農林水産業の活性化、地域の伝統的食文化の維持と継承、

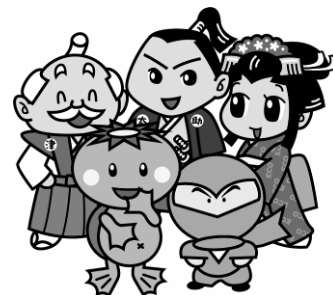
食物の安全性の確保や輸送にかかるエネルギーの削減が図られる

○チームマイナス6%

地球温暖化を抑制するための国が主導するプロジェクト。地球の温暖化を抑制するため、温室効果ガスの排出量を6%以上削減させようという試みであり、①室温の温度調節、②水道の使い方、③自動車の使い方、④商品の買い方、⑤買い物とごみ減量、⑥電気の使い方—の6つのアクションを提唱している

○津山太助となかまたち

津山市の環境ヒーロー。平成16年度に実施した二酸化炭素排出抑制対策事業の中で誕生し、現在は地球温暖化防止だけではなく、津山市の環境分野全般で活躍している



後列左から：「エコ呂爺」「津山太助」「エコ姫」
前列左から：「ゴンちゃん」「エコ忍者くるくる」

○低公害車

従来の自動車に比べ、窒素酸化物(Nox)、粒子状物質(SPM)、二酸化炭素(CO₂)といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少なく、またはまったく排出しない自動車

○デポジット制度

正式には「デポジット・リファンド制度」で、預かり金払い戻し制度のこと。ビール瓶のように販売価格に容器の預か

り金が上乗せされており、空き容器を返却すると預かり金が払い戻しされる。容器の再使用を促進し、ごみ減量につながる方法である

○典型 7 公害

公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を公害としており、これらを総称して『典型 7 公害』という

な 行

○ネイチャーゲーム

1979 年米国のナチュラリスト、ジョセフ・コーネル氏により発表された五感を使って自然を直接体験するプログラム(野外活動)。ネイチャーゲームには、現在 100 種類の活動があり、四季折々に子どもと大人と一緒に自然にふれあうことができる

○燃料電池

水の電気分解とは逆の化学反応を直接用いて電力を発生させる発電装置。石油、天然ガスやメタノールなどを燃料とし、燃料を燃焼させる必要がなく、家庭用などの小規模発電、自動車の動力源としても開発が進められている

は 行

○パートナーシップ

違う立場に立つ人々が、平等に、それぞれの力を出し合って相乗的な効果をあげること

○ばい煙

物を燃やしたときに出る煙や工場から排出される煙の総称。硫黄酸化物、ばい

じん、窒素酸化物などの有害物質がある

○バイオマス

動植物を由来とする資源。木材、農作物、畜産物を収穫したり加工する際に出る間伐材やおがくず、菜種油や残りかす、糞尿等のほか、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。化石燃料に由来しないため、大気中の二酸化炭素を増大させないことになり、地球温暖化防止策の一つとなること、同時に農林業の活性化や廃棄物問題の解決策となり得ることなどの特徴を持っている

○PDCA サイクル

「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) にもとづいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの

○BOD (Biological Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量)

水質汚濁の汚染指標の一つで、水中の微生物が一定時間(20℃で 5 日間)に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示した数値。この数値が高いほど水中の有機物の量が多いことを示す

○ppm (parts per million)

濃度単位を示す記号の 1 種で、試料中の物質を 100 万分の 1 で表示する単位。水質汚濁では 1 リットルの水中に 1mg の汚濁物質が存在する場合の濃度を、大気汚染では 1 m³の大気中に 1c m³の汚濁物質が存在する濃度を示す。なお、ppb(parts per billion)は 10 億分の 1 を表す

○光害

照らすべき範囲から漏れた光によって良好な照明環境が阻害されている状況、またはそれによる悪影響。安眠妨害や天体観測の妨害、農作物への生育不良などの悪影響が懸念されている

○フードマイレージ

「食料の(=food)輸送距離(=mileage)」という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる

○プロジェクト

「課題」を解決するための具体策。この計画では、市民、市民団体、事業者の取り組みや活動、行政の施策や事業、さらにこれらのパートナーシップで行う取り組みを指す

○フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称で、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しないため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄剤、発泡スチロールの発泡材、スプレーなどに幅広く使われてきた。しかし、特定のフロンは成層圏のオゾン層を破壊する原因のひとつとされることから、国内では平成 8 年に新規生産が中止され、対策が進められている⇒参照「オゾン層破壊」

ま 行

○マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度

○未利用エネルギー

大気との温度差のある河川水や下水や工場などから出る排熱など、これまで利用されていなかったが有効に利用できるエネルギーのこと。主な未利用エネルギーとして、①海水・河川水の熱、②生活排水や中・下水の熱、③清掃工場の排熱、④超高圧地中送電線からの排熱、⑤変電所の排熱、⑥工場の排熱、などがある

○モニタリング

同じ地点で同じ調査を定期的に行うこと。これによって時間的な変化を把握する

や 行

○ユニバーサル・デザイン

年齢や身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすいように、製品、建物、空間などをデザインすること

ら 行

○リクエスト大学

市民や団体からの要請を受け、市の職員等が講師となって、行政の取り組みの説明や、職員の専門的知識・技術を生かし

た講座を行う事業

○リターナブル容器

使用後、中身を詰め替えることで繰り返し使える容器。1 回使用したらごみとして捨てたり、資源回収されても資源として作り直してしまう容器を「ワンウェイ容器」という

○リユース

同じ物を再び使用すること。ごみ減量の手法に関しては、一般に環境への負荷の低い順に「リデュース(排出抑制)」、「リユース(再使用)」、「リサイクル(再資源化)」という「3 Rが用いられる⇒参照「3 R」

○リユースプラザ津山「くるくる」

まだ使える不用品を市民が家庭から持ち寄り、必要な人に譲り渡すリユース(再使用)活動の拠点。環境やリサイクルの展示・体験なども行う

津山市地球温暖化対策地域推進計画

発行 津山市
平成21年3月

編集

津山市環境福祉部環境生活課

郵便番号 708-8501

住 所 岡山県津山市山北520番地

電話番号 (0868) 32-2055

F A X (0868) 32-2158

E - m a i l kankyou@city.tsuyama.okayama.jp

U R L <http://www.city.tsuyama.lg.jp/>